

第三百四十三號	保安林解除	(六)一三八二
第三百四十四號	同上	(六)一三八四
第三百四十五號	入漁事項登錄	(六)一三八四
第三百四十六號	森林開墾制限解除區域	(六)一三八九
第三百四十七號	入漁事項登錄	(六)一三九二
第三百四十八號	保安林解除	(六)一三九六
第三百四十九號	同上	(六)一三九八
第三百五十號	同上	(六)一三九八
第三百五十一號	入漁事項登錄	(六)一三九八
第三百五十二號	保安林編入	(六)一四〇一
第三百五十三號	同解除	(六)一四〇五
第三百五十四號	入漁事項登錄	(六)一四〇五
第三百五十五號	牛疫血清製造所位置	(六)一四〇七
第三百五十六號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(六)一四〇七
第三百五十七號	保安林編入	(六)一四一一
第三百五十八號	入漁事項登錄	(六)一四一一
第三百五十九號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(六)一四二四
第三百六十號	保安林編入	(六)一四二八
第三百六十一號	同解除	(六)一四二八

第三百六十二號	同上	(六)一四二〇
第三百六十三號	森林開墾禁止區域	(六)一四二一
第三百六十四號	森林開墾制限解除區域	(六)一四二一
第三百六十五號	保安林解除	(六)一四二一
第三百六十六號	森林開墾禁止箇所	(六)一四二二
第三百六十七號	保安林編入	(六)一四二三
第三百六十八號	同解除	(六)一四二三
第三百六十九號	森林開墾制限解除箇所	(六)一四二三
第三百七十號	保安林不編入	(六)一四二五
第三百七十一號	同編入	(六)一四二六
第三百七十二號	同解除	(六)一四二六
第三百七十三號	同不解除	(六)一四二九
第三百七十四號	同編入	(六)一四二九
第三百七十五號	同解除	(六)一四三〇
第三百七十六號	同上	(六)一四三〇
第三百七十七號	森林開墾禁止區域	(六)一四三〇
第三百七十八號	保安林不編入	(六)一四三〇
第三百七十九號	森林開墾制限解除區域	(六)一四三一
第三百八十號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(六)一四三一

第三百八十一號	同上	(六)一四三五
第三百八十二號	保安林解除	(六)一四三八
第三百八十三號	同上	(六)一四三九
第三百八十四號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(六)一四三九
第三百八十五號	同上	(六)一四四三
第三百八十六號	保安林處分	(六)一四四八
第三百八十七號	同解除	(六)一四四八
第三百八十八號	同不解除	(六)一四四八
第三百八十九號	同編入	(六)一四四九
第三百九十號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(六)一四五二
第三百九十一號	同上	(六)一四五六
第三百九十二號	保安林解除	(六)一四五九
第三百九十三號	同上	(六)一四六〇
第三百九十四號	同編入	(六)一四六〇
第三百九十五號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(六)一四六一
第三百九十六號	同上	(六)一四六四
第三百九十七號	保安林解除	(六)一四六八
第三百九十八號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(七)一五二八
第三百九十九號	保安林編入	(七)一五三二

第四百一號	同解除	(七)一五三三
第四百一號	同上	(七)一五三四
第四百二號	森林開墾禁止箇所	(七)一五三四
第四百三號	森林開墾禁止區域	(七)一五三五
第四百四號	森林開墾制限解除箇所	(七)一五三五
第四百五號	森林開墾制限解除區域	(七)一五三六
第四百六號	保安林編入	(七)一五三六
第四百七號	同上	(七)一五三七
第四百八號	同解除	(七)一五三七
第四百九號	同上	(七)一五三八
第四百十號	同編入	(七)一五三八
第四百十一號	同解除	(七)一五四一
第四百十二號	同上	(七)一五四二
第四百十三號	漁業權讓渡登録	(七)一五四三
第四百十四號	森林開墾禁止箇所	(七)一五四四
第四百十五號	森林開墾制限解除箇所	(七)一五四五
第四百十六號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(七)一五五〇
第四百十七號	森林開墾制限解除區域	(七)一五五〇
第四百十八號	保安林不解除	(七)一五五〇

第四百十九號	森林開墾制限解除區域	(七)一五五一
第四百二十號	同上	(七)一五五三
第四百二十一號	同上	(七)一五五四
第四百二十二號	保安林解除	(七)一五五六
第四百二十三號	同上	(七)一五五七
第四百二十四號	同編入	(七)一五五八
第四百二十五號	入漁事項登錄	(七)一五五九
第四百二十六號	專用漁業登錄	(七)一五六〇
第四百二十七號	保安林編入	(七)一五六一
第四百二十八號	同上	(七)一五六二
第四百二十九號	許可ヲ受クヘキ森林開墾箇所	(七)一五六三
第四百三十號	森林開墾制限解除區域	(七)一五六四
第四百三十一號	森林開墾禁止箇所	(七)一五六五
第四百三十二號	同上	(七)一五六六
第四百三十三號	同上	(七)一五六七
第四百三十四號	森林開墾制限解除箇所	(七)一五六八
第四百三十五號	同上	(七)一五六九
第四百三十六號	森林開墾禁止區域	(七)一五七〇
第四百三十七號	森林開墾制限解除區域	(七)一五七一

第四百三十八號	同上	(七)一五九七
第四百三十九號	保安林解除	(七)一五九九
第四百四十號	同上	(七)一六〇〇
第四百四十一號	同上	(七)一六〇一
第四百四十二號	保安林編入	(七)一六〇二
第四百四十三號	同上	(七)一六〇三
第四百四十四號	同上	(七)一六〇四
第四百四十五號	同解除	(七)一六〇五
第四百四十六號	同上	(七)一六〇六
第四百四十七號	同上	(七)一六〇七
第四百四十八號	入漁事項登錄	(七)一六〇八
第四百四十九號	保安林不解除	(七)一六〇九
第四百五十號	同編入	(七)一六一〇
第四百五十一號	保安林解除	(七)一六一一
第四百五十二號	同上	(七)一六一二
第四百五十三號	同上	(七)一六一三
第四百五十四號	同上	(七)一六一四
第四百五十五號	同上	(七)一六一五
第四百五十六號	同上	(七)一六一六

第四百五十七號	同上	(七)六三五
第四百五十八號	同上	(七)六三九
第四百五十九號	同上	(七)六四三
第四百六十號	同上	(七)六四六
第四百六十一號	同上	(七)六五〇
第四百六十二號	同上	(七)六五四
第四百六十三號	同上	(七)六五八
第四百六十四號	專用漁業登錄	(七)六六三
第四百六十五號	保安林解除	(八)二七六五
第四百六十六號	同上	(八)二七六五
第四百六十七號	保安林處分	(八)二七六五
第四百六十八號	同解除	(八)二七六六
第四百六十九號	同上	(八)二七六六
第四百七十號	同編入	(八)二七六六
第四百七十一號	保安林不解除	(八)二七六六
第四百七十二號	同解除	(八)二七六七
第四百七十三號	同上	(八)二七六七
第四百七十四號	同上	(八)二七六七
第四百七十五號	同上	(八)二七六八

第四百七十六號	同上	(八)二七六八
第四百七十七號	同上	(八)二七六八
第四百七十八號	同上	(八)二七六八
第四百七十九號	同上	(八)二七六九
第四百八十號	同上	(八)二七六九
第四百八十一號	同上	(八)二七六九
第四百八十二號	同上	(八)二七七〇
第四百八十三號	專用漁業登錄	(八)二七七〇
第四百八十四號	保安林不解除	(八)二七七〇
第四百八十五號	同處分	(八)二七七〇
第四百八十六號	同解除	(八)二七七一
第四百八十七號	同上	(八)二七七一
第四百八十八號	同上	(八)二七七一
第四百八十九號	同上	(八)二七七二
第四百九十號	同上	(八)二七七二
第四百九十一號	森林開墾禁止區域	(八)二七七二
第四百九十二號	森林開墾制限解除區域	(八)二七七三
第四百九十三號	森林開墾禁止箇所	(八)二七七三
第四百九十四號	森林開墾制限解除箇所	(八)二七七六

第四百九十五號	同上	(八)一七八〇
第四百九十六號	專用漁業登錄	(八)一七八四
第四百九十七號	入漁事項登錄	(八)一七八四
第四百九十八號	外國領海水產組合法ニ依リ露領沿海州水產組合ノ名稱及區域ノ表示ノ變更認可	(八)一七八六
第四百九十九號	保安林解除	(八)一七八六
第五百一號	同上	(八)一七八六
第五百二號	同上	(九)一九四〇
第五百三號	同處分	(九)一九四〇
第五百四號	同解除	(九)一九四一
第五百五號	同編入	(九)一九四一
第五百六號	同解除	(九)一九四一
第五百七號	同上	(九)一九四二
第五百八號	同上	(九)一九四二
第五百九號	同上	(九)一九四二
第五百十號	同不解除	(九)一九四二
第五百十一號	同解除	(九)一九四二
第五百十二號	專用漁業登錄	(九)一九四三

第五百十三號	保安林處分	(九)一九四六
第五百十四號	同上	(九)一九四六
第五百十五號	同解除	(九)一九四六
第五百十六號	同上	(九)一九四六
第五百十七號	專用漁業登錄	(九)一九四七
第五百十八號	同上	(九)一九五二
第五百十九號	保安林解除	(九)一九五七
第五百二十號	農事試驗場果樹苗木配付規程	(九)一九五七
第五百二十一號	保安林解除	(一〇)三三八一
第五百二十二號	同上	(一〇)三三八一
第五百二十三號	同上	(一〇)三三八二
第五百二十四號	同上	(一〇)三三八二
第五百二十五號	同上	(一〇)三三八二
第五百二十六號	同上	(一〇)三三八二
第五百二十七號	同上	(一〇)三三八三
第五百二十八號	同上	(一〇)三三八三
第五百二十九號	漁業權貸付登錄	(一〇)三三八三
第五百三十號	保安林解除	(一〇)三三八三
第五百三十一號	同上	(一〇)三三八四

第五百三十二號	同上	(一〇三二八四)
第五百三十三號	同上	(一〇三二八四)
第五百三十四號	同上	(一〇三二八五)
第五百三十五號	同上	(一〇三二八五)
第五百三十六號	同處分	(一〇三二八五)
第五百三十七號	同上	(一〇三二八六)
第五百三十八號	同解除	(一〇三二八六)
第五百三十九號	入漁事項登錄	(一一三四三六)
第五百四十號	入漁權利讓渡登錄	(一一三四三六)
第五百四十一號	保安林解除	(一一三四三七)
第五百四十二號	同編入	(一一三四三七)
第五百四十三號	同解除	(一一三四三七)
第五百四十四號	專用漁業權追加登錄	(一一三四三七)
第五百四十五號	保安林不解除	(一一三四三八)
第五百四十六號	同上	(一一三四三八)
第五百四十七號	同解除	(一一三四三八)
第五百四十八號	同上	(一一三四三八)
第五百四十九號	同上	(一一三四三九)
第五百五十號	同上	(一一三四四〇)

第五百五十一號	同不解除	(一一三四四〇)
第五百五十二號	同解除	(一一三四四〇)
第五百五十三號	同不解除	(一一三四四一)
第五百五十四號	同解除	(一一三四四一)
第五百五十五號	同上	(一一三四四二)
第五百五十六號	同上	(一一三四四二)
第五百五十七號	蠶絲業法施行規則ニ依リ自家用ノメダ蠶種ヲ製造シ其蠶兒ヲ飼育シ得ヘキ地方指定	(一一三四四二)
第五百五十八號	保安林解除	(一一三四四三)
第五百五十九號	專用漁業權變更許可	(一一三四四三)
第五百六十號	保安林編入	(一一三四四四)
第五百六十一號	同解除	(一一三四四四)
第五百六十二號	同編入	(一一三四四五)
第五百六十三號	入漁事項登錄	(一一三四四五)
第五百六十四號	保安林解除	(一一三四五八)
第五百六十五號	同上	(一一三四五八)
第五百六十六號	同上	(一一三六一四)
第五百六十七號	專用漁業登錄	(一一三六一四)
第五百六十八號	保安林編入	(一一三六一五)

第五百六十九號	同不編入	(三三)六二七
第五百七十號	同處分	(三三)六二七
第五百七十一號	警備豫防心得	(三三)六二八
第五百七十二號	保安林解除	(三三)六三一
第五百七十三號	同上	(三三)六三一
第五百七十四號	同上	(三三)六三一
第五百七十五號	同上	(三三)六三一
第五百七十六號	專用漁業登錄	(三三)六三一
第五百七十七號	保安林不編入	(三三)六三二
第五百七十八號	同解除	(三三)六三三
第五百七十九號	同不編入	(三三)六三四
第五百八十號	同編入	(三三)六三四
第五百八十一號	同上	(三三)六三五
第五百八十二號	同解除	(三三)六三五
第五百八十三號	同不解除	(三三)六三六
第五百八十四號	同解除	(三三)六三六
第五百八十五號	同編入	(三三)六三六
第五百八十六號	同解除	(三三)六三六
第五百八十七號	同上	(三三)六三七

第五百八十八號	同不編入	(三三)六三七
第五百八十九號	同上	(三三)六三七
第五百九十號	同解除	(三三)六三八
第五百九十一號	同編入	(三三)六三八
第五百九十二號	同解除	(三三)六三八
第五百九十三號	同不解除	(三三)六三九
第五百九十四號	同不編入	(三三)六三九
第五百九十五號	同編入	(三三)六三九
第五百九十六號	同解除	(三三)六四〇
第五百九十七號	同不編入	(三三)六四〇
第五百九十八號	同編入	(三三)六四〇
第五百九十九號	同解除	(三三)六四一
第六百號	同上	(三三)六四一
第六百一號	同上	(三三)六四二
第六百二號	同上	(三三)六四二
第六百三號	原蠶種製造所支所位置及名稱	(三三)六四三
第六百四號	保安林解除	(三三)六四三
第六百五號	同不編入	(三三)六四三
第六百六號	同解除	(三三)六四四

- 第三十五號 明治四十三年告示第千二百七十七號(郵便集金規則ニ依リ集金ヲ爲スルニ付地域及集金ノ種類指定)中追加 (一一一九五)
- 第三十六號 靜岡新通郵便局(靜岡市)電信事務開始 (一一一九三)
- 第三十七號 伊平、澁川兩郵便局(靜岡縣)電信事務開始 (一一一九四)
- 第三十八號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (一一一九四)
- 第三十九號 明治四十二年告示第六百八號(外國新聞電報料金表)中追加 (一一一九四)
- 第四十號 楠ヶ濱、花岡兩郵便局(山口縣)電信及電話通話事務開始 (一一一九四)
- 第四十一號 明治三十三年告示第百二十四號(電話呼出地域)中追加 (一一一九五)
- 第四十二號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一一九五)
- 第四十三號 輪島、六水兩郵便局(石川縣)電話通話事務開始 (一一一九五)
- 第四十四號 明治三十三年告示第百二十四號(電話呼出地域)中追加 (一一一九六)
- 第四十五號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一一九六)
- 第四十六號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルニ付外國貨幣換算割合 (一一一九六)
- 第四十七號 船戶、加茂兩郵便局(德島縣)電信事務開始 (一一一九七)
- 第四十八號 神崎、有田兩郵便局(佐賀縣)電話交換業務開始 (一一一九七)
- 第四十九號 電話通話事務開始郵便局名 (一一一九七)
- 第五十號 明治三十三年告示第百二十四號(電話呼出地域)中追加 (一一一九七)
- 第五十一號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一一九八)
- 第五十二號 東齊郵便局(兵庫縣)電話及電話通話事務開始 (一一一九八)

- 第五十三號 林田郵便局(兵庫縣)電話通話事務開始 (一一一九九)
- 第五十四號 明治三十三年告示第百二十四號(電話呼出地域)中追加 (一一一九九)
- 第五十五號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一一九九)
- 第五十六號 門司、田野浦郵便局(門司市)電信及電話通話事務開始 (一一二〇〇)
- 第五十七號 船戶電信取扱所(德島縣)電報配達事務廢止 (一一二〇〇)
- 第五十八號 越知郵便局(高知縣)電話通話事務開始 (一一二〇〇)
- 第五十九號 明治三十三年告示第百二十四號(電話呼出地域)中追加 (一一二〇〇)
- 第六十號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一二〇〇)
- 第六十一號 明治三十年告示第百五十七號(電話交換局及支局電話加入區域)中追加 (一一二〇一)
- 第六十二號 明治三十三年告示第百二十四號(電話呼出地域)中追加 (一一二〇一)
- 第六十三號 明治四十三年告示第百七號(外國電報料金表)中改正 (一一二〇二)
- 第六十四號 北海道松前郡白神岬燈臺ニ豫備燈臺設置 (一一二〇二)
- 第六十五號 明治四十年告示第百七十四號(諸外國宛通常郵便物料金表)中追加 (一一二〇三)
- 第六十六號 明治四十二年告示第百七號(外國電報料金表)中追加 (一一二〇三)
- 第六十七號 串本郵便局(和歌山縣)電話交換業務開始 (一一二〇三)
- 第六十八號 電信事務開始郵便局名 (一一二〇三)
- 第六十九號 四街道電信取扱所(千葉縣)廢止 (一一二〇四)
- 第七十號 電報配達事務廢止電信取扱所名 (一一二〇四)

- 第七十一號 石川縣七尾南灣和歌出磯浮標沈失 (二) 二〇四
- 第七十二號 電話通話事務開始郵便局名 (二) 二〇四
- 第七十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二〇四
- 第七十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二〇五
- 第七十五號 津山中之町郵便局(岡山縣)電話通話事務開始 (二) 二〇六
- 第七十六號 首里郵便局(沖繩縣)同上 (二) 二〇六
- 第七十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二〇六
- 第七十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二〇六
- 第七十九號 電信事務開始郵便局名 (二) 二〇七
- 第八十號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (二) 二〇七
- 第八十一號 明治四十年告示第五百七十六號(本邦ト代金引換書留郵便物ヲ交換スル國名表)中追加 (二) 二〇七
- 第八十二號 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際逓信切手券ヲ交換スル國名表)中改正 (二) 二〇七
- 第八十三號 狹野郵便局(三重縣)電話通話事務開始 (二) 二〇八
- 第八十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二〇八
- 第八十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二〇八
- 第八十六號 長崎縣下縣郡豆飯崎掛燈立標點火休止 (二) 二〇九

- 第八十七號 明治四十二年告示第三百十四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (二) 二〇九
- 第八十八號 蘭領印度國際無線電信條約ニ加入 (二) 二〇九
- 第八十九號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (二) 二〇九
- 第九十號 明治四十一年告示第千二百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (二) 二一〇
- 第九十一號 龍田、法隆寺、小泉、生駒、砂茶屋、高山郵便局(奈良縣)特設電話加入申請受理 (二) 二一〇
- 第九十二號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (二) 二一一
- 第九十三號 沼垂郵便局(新潟縣)電話通話事務開始 (二) 二一一
- 第九十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二一一
- 第九十五號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (二) 二一一
- 第九十六號 黑水郵便局(福岡縣)電話通話事務開始 (二) 二一一
- 第九十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二一一
- 第九十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二一一
- 第九十九號 能登國鹿島郡西島村字須會ト同國同郡西港村字松百間ニ海底電線一條新設 (二) 二一一
- 第一百號 隱岐國海士郡海士村大字崎字箱ノ浦ト同國知夫村字イカ濱間ニ海底電線一條新設 (二) 二一四

- 第百一號 肥前國北松浦郡生月村字山見崎、同國同郡中野村大字主師免字小水間ニ海電線一條新設 (二) 二一六
- 第百二號 大隅國ノ南端小岩島佐多岬燈臺ニ於テ船舶通報ニ關シ夜間通達ノ信號取扱開始 (二) 二一七
- 第百三號 電話通話事務及電話交換業務開始郵便局名 (二) 二一七
- 第百四號 土岐、關ヶ原、船水郵便局(岐阜縣)電話通話事務及電話交換業務開始 (二) 二一七
- 第百五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二一八
- 第百六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二一九
- 第百七號 白根郵便局(新潟縣)電話交換業務開始 (二) 二二六
- 第百八號 長崎福富町郵便局(長崎市)移轉改稱 (二) 二二六
- 第百九號 田代、長崎、浦上兩郵便局電話通話事務開始 (二) 二二六
- 第百十號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二二七
- 第百十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二二七
- 第百十二號 豐水、加子母兩郵便局電信事務開始 (二) 二二七
- 第百十三號 相生郵便局(兵庫縣)電信及電話通話事務開始 (二) 二二七
- 第百十四號 上郡郵便局(兵庫縣)電話通話事務開始 (二) 二二八
- 第百十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二二八
- 第百十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二二八
- 第百十七號 岩淵郵便局(靜岡縣)電話交換業務開始 (二) 二二九

第百五號 電話料及電話呼出料(中追加) 二二七
 第百四號 電話通話事務及電話交換業務開始 二一七
 第百三號 電話通話事務及電話交換業務開始郵便局名 二一七
 第百二號 大隅國ノ南端小岩島佐多岬燈臺ニ於テ船舶通報ニ關シ夜間通達ノ信號取扱開始 二一七
 第百一號 肥前國北松浦郡生月村字山見崎、同國同郡中野村大字主師免字小水間ニ海電線一條新設 二一六

- 第百十八號 大篠津郵便局(鳥取縣)電信事務開始 (二) 二二九
- 第百十九號 大篠津電信取扱所(鳥取縣)電報配達事務廢止 (二) 二二九
- 第百二十號 外國電報料金表中改正 (二) 二二九
- 第百二十一號 外國宛小包郵便物ノ料金設定明治四十二年告示第六百三十號(同件)廢止 (二) 二五二
- 第百二十二號 笑島、内海兩郵便局電話交換業務開始 (二) 二八三
- 第百二十三號 下三番郵便局(大阪府)電信及電話通話事務開始 (二) 二八三
- 第百二十四號 安積、三方、上野郵便局(兵庫縣)電信及電話事務開始 (二) 二八三
- 第百二十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二) 二八三
- 第百二十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二) 二八四
- 第百二十七號 電信事務開始郵便局名 (二) 二八四
- 第百二十八號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算割合 (二) 五三三
- 第百二十九號 在岡山市内各郵便局岡山市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (二) 五三三
- 第百三十號 大目郵便局(山梨縣)設置 (二) 五三三
- 第百三十一號 速達郵便規則ニ依リ郵便物速達取扱開始地域 (二) 五三四
- 第百三十二號 東京市内赤坂郵便局郵便物ノ窓口引受及郵便爲替、郵便貯金事務ノ取扱ヲ爲サス (二) 五三四
- 第百三十三號 横濱櫻木郵便局速達郵便物ニ限リ配達事務ヲ取扱フ (二) 五三四

- 第三百二十四號 橫須賀逸見郵便局(橫須賀市)電話通話事務開始 (三) 五三四
- 第三百二十五號 名古屋港防砂堤頭部浮標構造變更 (三) 五三四
- 第三百二十六號 津波黑鑽業特設電話所(福岡縣)廢止 (三) 五三五
- 第三百二十七號 金屋岩黑郵便局(富山縣)移轉改稱 (三) 五三五
- 第三百二十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正 (三) 五三五
- 第三百二十九號 古座郵便局(和歌山縣)電話交換業務開始 (三) 五三六
- 第四百十號 電話通話事務開始郵便局名 (三) 五三六
- 第四百一十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 五三六
- 第四百一十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 五三七
- 第四百一十三號 橫濱山元町郵便局(橫濱市)電話通話事務開始 (三) 五三八
- 第四百一十四號 山野郵便局(鹿兒島縣)電信事務開始 (三) 五三八
- 第四百一十五號 鷺家口六莊兩郵便局電話通話事務開始 (三) 五三八
- 第四百一十六號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 五三八
- 第四百一十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 五三八
- 第四百一十八號 電話交換業務開始郵便局名 (三) 五三九
- 第四百一十九號 船舶信號符字點附 (三) 五三九
- 第四百五十號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (三) 五四一
- 第四百五十一號 下關海峽西口大文字岩柱燈立標燈質及燭光數等變更 (三) 五四一
- 第四百五十二號 熊野地京都花園兩郵便局電話通話事務開始 (三) 五四二

- 第四百五十三號 金谷郵便局(千葉縣)郵便物集配事務開始 (三) 五四二
- 第四百五十四號 三重縣志摩郡の矢港口安乘埼燈臺變更 (三) 五四二
- 第四百五十五號 京都新町五條郵便局(京都市)電信事務開始 (三) 五四二
- 第四百五十六號 宇野電信取扱所(岡山縣)電報配達事務開始 (三) 五四三
- 第四百五十七號 原町草津岩下長野原大笹箱島中山大戸郵便局(群馬縣)電話交換業務開始 (三) 五四三
- 第四百五十八號 下里郵便局(和歌山縣)同上 (三) 五四三
- 第四百五十九號 鹽津郵便局(和歌山縣)同上 (三) 五四三
- 第四百六十號 宮原鏡小川郵便局(熊本縣)電話通話事務開始 (三) 五四四
- 第四百六十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 五四四
- 第四百六十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 五四四
- 第四百六十三號 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品)中追加 (三) 五四五
- 第四百六十四號 高瀬郵便局(熊本縣)電話交換業務開始 (三) 五四五
- 第四百六十五號 改稱郵便局名 (三) 五四五
- 第四百六十六號 明治四十三年告示第千一百一十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船舶料金表)中改正 (三) 五四五
- 第四百六十七號 藤森郵便局(岡山縣)改稱 (三) 五四六
- 第四百六十八號 鷺家口高見兩郵便局(奈良縣)改稱 (三) 五四六

- 第百六十九號 軍艦海風及山風信號符字點附 三 五四六
- 第百七十號 靜岡縣志太郡燒津町及同郡小川村ヲ船舶検査臨時執行地トス 三 五四七
- 第百七十一號 三重縣志摩郡小島燈臺點火 三 五四七
- 第百七十二號 大阪內本町郵便局(大阪市)電信事務開始 三 五四七
- 第百七十三號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 三 五四七
- 第百七十四號 萬國電信條約書附屬國際業務規則中改正 三 五四八
- 第百七十五號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 三 五四八
- 第百七十六號 鹿島鹽田兩郵便局(佐賀縣)電話交換業務開始 三 五四九
- 第百七十七號 電話通話事務開始郵便局名 三 五四九
- 第百七十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三 五四九
- 第百七十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三 五五〇
- 第百八十號 金谷郵便局(千葉縣)電報配達事務開始 三 五五一
- 第百八十二號 電信事務開始郵便局名 三 五五一
- 第百八十二號 生月館浦兩郵便局(長崎縣)電信事務開始 三 五五二
- 第百八十三號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 三 五五二
- 第百八十四號 三輪崎郵便局(和歌山縣)電話交換業務開始 三 五五二
- 第百八十五號 金澤新野町、福井岩堀町兩郵便局電話通話事務開始 三 五五二
- 第百八十六號 黒木郵便局(岡山縣)電信及電話通話事務開始 三 五五三
- 第百八十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三 五五三

- 第百八十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三 五五三
- 第百八十九號 高見郵便局(奈良縣)設置 三 五五三
- 第百九十號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 三 五五四
- 第百九十一號 明治四十二年告示第六百八號(外國新聞電報料金表)中改正 三 五五四
- 第百九十二號 坂下郵便局(愛知縣)電信事務開始 三 五五五
- 第百九十三號 明治四十二年告示第一千百十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船舶料金表)中改正 三 五五五
- 第百九十四號 佐伯郵便局(大分縣)電話通話事務開始 三 五五五
- 第百九十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三 五五五
- 第百九十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三 五五六
- 第百九十七號 同改正 三 五五六
- 第百九十八號 亞米利加丸郵便局設置 三 五五六
- 第百九十九號 杷木、真加部兩郵便局電信事務開始 三 五五七
- 第二百號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 三 五五七
- 第二百一號 大村本小路郵便局(長崎縣)改稱 三 五五七
- 第二百二號 電話通話事務開始郵便局名 三 五五七
- 第二百三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三 五五八
- 第二百四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三 五五八

- 第二百五號 朝鮮、臺灣及滿洲ニ於テ料金受信人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通
信官署指定明治四十二年告示第七百十五號(臺灣及韓國ニ於テ
料金受信人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署名)廢止 三五六〇
- 第二百六號 京都四條室町郵便局(京都市)移轉 三五六〇
- 第二百七號 今町郵便局(宮崎縣)電信事務開始 三五六〇
- 第二百八號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 三五六〇
- 第二百九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正 三五六一
- 第二百十號 多比良郵便局(長崎縣)電信事務開始 三五六一
- 第二百十一號 電信事務開始郵便局名 三五六一
- 第二百十二號 新保郵便局(福井縣)電話通話事務開始 三五六一
- 第二百十三號 神社郵便局(三重縣)同上 三五六二
- 第二百十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三五六二
- 第二百十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三五六二
- 第二百十六號 山端郵便局(京都府)電話交換業務開始 三五六三
- 第二百十七號 大嶺郵便局(山口縣)同上 三五六三
- 第二百十八號 形原郵便局(愛知縣)電話通話事務開始 三五六三
- 第二百十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三五六三
- 第二百二十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三五六三
- 第二百二十一號 貝塚、波根西兩郵便局特設電話加入申請受理 三五六四

- 第二百二十二號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中削除 三五六四
- 第二百二十三號 同上追加 三五六四
- 第二百二十四號 名古屋橋町郵便局(名古屋市)電話通話事務開始 三五六五
- 第二百二十五號 島村郵便局(群馬縣)電信事務開始 三五六五
- 第二百二十六號 電話通話事務開始郵便局名 三五六五
- 第二百二十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三五六六
- 第二百二十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三五六六
- 第二百二十九號 岩井、鬼石兩郵便局特設電話加入申請受理 三五六七
- 第二百三十號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 三五六七
- 第二百三十一號 電話通話事務開始郵便局名 三五六七
- 第二百三十二號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三五六七
- 第二百三十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 三五六八
- 第二百三十四號 六莊、京都花園兩郵便局電話呼出規程第四條ノ取扱開始 三五六九
- 第二百三十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 三五六九
- 第二百三十六號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割
合 三五六九
- 第二百三十七號 埃地利洪島利宛小包郵便物西比利亞經由遞送シ得サルノ通知 三五六九
- 第二百三十八號 長崎縣下縣郡豆酸崎挂燈立標點火 三五七〇
- 第二百三十九號 小泉郵便局(群馬縣)電話交換業務開始 三五八一

第三百九十二號
ヲ以テ廢止

第二百四十號 關本下妻宗道石下郵便局(茨城縣)電話通話事務開始 (三) 八五一
 第二百四十一號 明治三十三年告示第二百四十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八五一
 第二百四十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 八五一
 第二百四十三號 明治四十年告示第五百七十四號(諸外國宛通常郵便物料金表)中改正 (三) 八五二

第二百四十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (三) 八五二
 第二百四十五號 石川縣七尾南灣七甲礁浮標流失 (三) 八五三
 第二百四十六號 三重縣志摩郡小島燈臺點火 (三) 八五三
 第二百四十七號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (三) 八五四
 第二百四十八號 明治四十二年告示第六百八號(外國新聞電報料金表)中改正 (三) 八五五
 第二百四十九號 琉球國那霸港ニ浮標礎礎 (三) 八五五
 第二百五十號 低用郵便局(熊本縣)電信事務開始 (三) 八五六

第二百五十一號 清國ニ於テ「ベスト」流行ノタメ同國發露西亞宛又ハ露西亞經由小包郵便ニ依リ送付シ得サル物品ノ件 (三) 八五六
 第二百五十二號 電話交換業務開始郵便局名 (三) 八五六
 第二百五十三號 小川郵便局(奈良縣)電話交換業務開始 (三) 八五六
 第二百五十四號 電話通話事務開始郵便局名 (三) 八五六
 第二百五十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八五七
 第二百五十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 八五七

第七百七十四號

第三百五十七號 大間々郵便局(群馬縣)特設電話加入申請受理 (三) 八五八
 第三百五十八號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (三) 八五八
 第三百五十九號 石川縣七尾南灣七甲礁浮標礎礎 (三) 八五八
 第三百六十號 下關海峽西口大文字岩挂燈立標燈質及燭光數等變更 (三) 八五八
 第三百六十一號 明治四十一年告示第一千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (三) 八五九
 第三百六十二號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (三) 八五九
 第三百六十三號 郵便局所ニ於テ日本勸業銀行發賣第三十五回勸業債券購買媒介取扱期間 (三) 八五九

第三百六十四號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (三) 八六〇
 第三百六十五號 新野郵便局(德島縣)電信事務開始 (三) 八六〇
 第三百六十六號 名倉郵便局(和歌山縣)電話交換業務開始 (三) 八六〇
 第三百六十七號 長井郵便局(神奈川縣)電信事務開始 (三) 八六〇
 第三百六十八號 寺津郵便局(愛知縣)同上 (三) 八六〇
 第三百六十九號 京都西本願寺郵便局(京都市)設置 (三) 八六一
 第三百七十號 財部郵便局(鹿兒島縣)電信事務開始 (三) 八六一
 第三百七十一號 船泊信號符字點附 (三) 八六一
 第三百七十二號 島原郵便局(長崎縣)電話交換業務開始 (三) 八六一

明治四十四年 告示 目錄 郵便省

- 第二百七十三號 平坂、貝塚兩郵便局電話通話事務開始 (三) 八六三
- 第二百七十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八六三
- 第二百七十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 八六三
- 第二百七十六號 大濱郵便局(長崎縣)電信事務開始 (三) 八六四
- 第二百七十七號 對馬國嚴原港內海底電信線標識浮標中破損ニ付、假浮標設置 (三) 八六四
- 第二百七十八號 明治三十年告示第三百五十七號(電話特別加入區域)中改正 (三) 八六四
- 第二百七十九號 神戶貿易製產品共進會郵便局(神戶市)設置 (三) 八六五
- 第二百八十號 根室國根室郡根室町ヲ船舶検査臨時執行地トス (三) 八六五
- 第二百八十一號 面繩郵便局(鹿兒島縣)電信事務開始 (三) 八六五
- 第二百八十二號 舉母郵便局(愛知縣)電話交換業務開始 (三) 八六五
- 第二百八十三號 松橋宇土兩郵便局(熊本縣)電話通話事務開始 (三) 八六五
- 第二百八十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八六六
- 第二百八十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 八六六
- 第二百八十六號 水ノ本郵便局(三重縣)電話交換業務開始 (三) 八六六
- 第二百八十七號 明治四十三年告示第千百十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船舶料金表)中改正 (三) 八六七
- 第二百八十八號 大原途中兩郵便局電信及電話通話事務開始 (三) 八六七
- 第二百八十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八六七
- 第二百九十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三) 八六七

- 第二百九十一號 神奈川縣橫濱港口本牧沖假設挂燈浮標撤去 (三) 八六八
- 第二百九十二號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正 (三) 八六八
- 第二百九十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル、外國貨幣換算割 (三) 八六八
- 第二百九十四號 明治四十四年告示第百二十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (三) 八六九
- 第二百九十五號 江浦郵便局(山口縣)電話交換業務開始 (三) 八七〇
- 第二百九十六號 函館辨天郵便局(函館區)電話通話事務廢止 (三) 八七〇
- 第二百九十七號 電話通話事務開始郵便局名 (三) 八七〇
- 第二百九十八號 西古見郵便局(鹿兒島縣)電信事務開始 (三) 八七〇
- 第二百九十九號 川岸郵便局(長野縣)電話通話事務開始 (三) 八七〇
- 第三百號 電話呼出地域中追加 (三) 八七一
- 第三百一號 土庄、山口兩郵便局電話交換業務開始 (三) 八七一
- 第三百二號 西脇郵便局(兵庫縣)同上 (三) 八七一
- 第三百三號 寺庄郵便局(滋賀縣)同上 (三) 八七一
- 第三百四號 荒川沖郵便局(茨城縣)特設電話加入申請受理 (三) 八七二
- 第三百五號 特設電話加入區域中追加 (三) 八七二
- 第三百六號 京都六條郵便局(京都市)移轉 (三) 八七二
- 第三百七號 電話通話事務開始郵便局名 (三) 八七二
- 第三百八號 部屋郵便局(下野國)電信事務開始 (三) 八七三

- 第三百九號 電話呼出地域中追加 (三) 八七三
- 第三百十號 電話料及電話呼出料中追加 (三) 八七三
- 第三百十一號 電話加入區域中改正 (三) 八七四
- 第三百十二號 同上 (三) 八七四
- 第三百十三號 明治四十一年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (三) 八七四
- 第三百十四號 明治四十三年告示第九百七十二號(萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (三) 八七五
- 第三百十五號 依佐美郵便局(愛知縣)電話通話事務開始 (三) 八七五
- 第三百十六號 電話呼出地域中追加 (三) 八七五
- 第三百十七號 壹岐水道東口烏帽子島燈臺燭光改變更 (三) 八七五
- 第三百十八號 大阪安治川郵便局(大阪市)移轉 (三) 八七六
- 第三百十九號 大阪湊屋郵便局(大阪市)廢止 (三) 八七六
- 第三百二十號 大阪安治川、大阪玉造兩郵便局(大阪市)郵便物集配事務開始 (三) 八七六
- 第三百二十一號 電話交換業務開始郵便局名 (三) 八七六
- 第三百二十二號 岡郵便局(奈良縣)電信及電話通話事務開始 (三) 八七七
- 第三百二十三號 電話呼出地域中追加 (三) 八七七
- 第三百二十四號 電話料及電話呼出料中追加 (三) 八七七

- 第三百二十五號 唐津瀧島郵便局(佐賀縣)電話通話事務開始 (三) 八七八
- 第三百二十六號 高濱、小川、麻生郵便局(茨城縣)同上 (三) 八七八
- 第三百二十七號 電話呼出地域中追加 (三) 八七八
- 第三百二十八號 電話料及電話呼出料中追加 (三) 八七八
- 第三百二十九號 蘇郵便局(埼玉縣)電信及電話通話事務開始 (三) 八七九
- 第三百三十號 電話呼出地域中追加 (三) 八七九
- 第三百三十一號 電話料及電話呼出料中追加 (三) 八七九
- 第三百三十二號 蘇電信取扱所(埼玉縣)電報配達事務廢止 (三) 八八〇
- 第三百三十三號 逓信省構内、龜戶、下目黒、濱川各郵便局(東京府)電話通話事務開始 (三) 八八〇
- 第三百三十四號 電話呼出地域中追加 (三) 八八〇
- 第三百三十五號 北方郵便局(佐賀縣)電話交換業務開始 (三) 八八一
- 第三百三十六號 電話呼出地域中追加 (三) 八八一
- 第三百三十七號 長野郵便局(大阪府)電話交換業務開始 (三) 八八一
- 第三百三十八號 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島浮標修繕工事中撤去 (三) 八八二
- 第三百三十九號 佐川郵便局(高知縣)電話交換業務開始 (三) 八八二
- 第三百四十號 電話料及電話呼出料中追加 (三) 八八二
- 第三百四十一號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (三) 八八三

- 第三百四十二號 山口湯田宮市三田尻郵便局(山口縣)電話通話事務開始 (三) 八八三
- 第三百四十三號 養老郵便局(岐阜縣)電話事務開始 (三) 八八三
- 第三百四十四號 枚方郵便局(大阪府)特設電話加入申請受理 (三) 八八三
- 第三百四十五號 特設電話加入區域中追加 (三) 八八四
- 第三百四十六號 電信事務開始郵便局名 (三) 八八四
- 第三百四十七號 新設三等郵便局名 (三) 八八四
- 第三百四十八號 熊本出町郵便局(熊本市)移轉改稱 (三) 八八五
- 第三百四十九號 改稱郵便局名 (三) 八八五
- 第三百五十號 北海道後志國岩内港假設浮標廢止 (三) 八八五
- 第三百五十一號 新設郵便局名 (三) 八八六
- 第三百五十二號 養老郵便局(岐阜縣)電話通話事務開始 (三) 八八六
- 第三百五十三號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八八六
- 第三百五十四號 古河西部鑛業特設電話所(福岡縣)設置 (三) 八八六
- 第三百五十五號 岡山縣兒島郡宇野港ニ燈竿建設毎夜點火 (三) 八八七
- 第三百五十六號 三納郵便局(宮崎縣)電信事務開始 (三) 八八七
- 第三百五十七號 枚方田助兩郵便局電話通話事務開始 (三) 八八七
- 第三百五十八號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八八八
- 第三百五十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話呼出料)中追加 (三) 八八八
- 第三百六十號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八八八

- 第三百六十一號 電話交換業務開始郵便局名 (三) 八八九
- 第三百六十二號 鬼塚電信取扱所(佐賀縣)設置 (三) 八八九
- 第三百六十三號 電信事務開始郵便局名 (三) 八八九
- 第三百六十四號 油津郵便局(宮崎縣)電話通話事務開始 (三) 八八九
- 第三百六十五號 明治三十二年告示第二百四十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八九〇
- 第三百六十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話呼出料)中追加 (三) 八九〇
- 第三百六十七號 漢口郵便局移轉 (三) 八九〇
- 第三百六十八號 漢口郵便局日本居留地出張所移轉改稱 (三) 八九〇
- 第三百六十九號 愛媛縣伊豫國來島海峽潮流觀測掛燈浮標假燈撤去本燈點火 (三) 八九〇
- 第三百七十號 輕井澤電信取扱所(長野縣)電報時間外取扱開始 (三) 八九一
- 第三百七十一號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (三) 八九一
- 第三百七十二號 宮津郵便局(京都府)特設電話ヲ電話規則ニ依ル電話ニ變更 (三) 八九二
- 第三百七十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話呼出料)中追加 (三) 八九二
- 第三百七十四號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (三) 八九二
- 第三百七十五號 同上中變更 (三) 八九二
- 第三百七十六號 津田交野星田郵便局(大阪府)電話通話事務開始 (三) 八九三
- 第三百七十七號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (三) 八九三
- 第三百七十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話呼出料)中追加 (三) 八九三
- 第三百七十九號 新設三等郵便局名 (三) 八九四

- 第四百十三號 初瀬郵便局(奈良縣)電話交換業務開始 (三)九一〇
- 第四百十四號 電話通話事務開始郵便局名 (三)九一〇
- 第四百十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (三)九一一
- 第四百十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (三)九一〇
- 第四百十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(外國小包郵便料金表)中改正 (三)九一〇
- 第四百十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (四)一〇六三
- 第四百十九號 明治三十九年告示第三百五十七號(電話特別加入區域)中追加 (四)一〇六四
- 第四百二十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (四)一〇六四
- 第四百二十一號 新設郵便局名 (四)一〇六五
- 第四百二十二號 龍田、生駒、砂茶屋、高山郵便局(奈良縣)電話通話事務開始 (四)一〇六五
- 第四百二十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (四)一〇六五
- 第四百二十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (四)一〇六六
- 第四百二十五號 電話交換業務開始郵便局名 (四)一〇六六
- 第四百二十六號 橫濱郵便局電話特別加入區域內編入地名 (四)一〇六七
- 第四百二十七號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中削除 (四)一〇六七
- 第四百二十八號 子安郵便局(橫濱市)改稱 (四)一〇六七
- 第四百二十九號 明治四十三年告示第一千百十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船舶料金表)中改正 (四)一〇六八

- 第四百三十號 油津郵便局(宮崎縣)電話交換業務開始 (四)一〇六八
- 第四百三十一號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (四)一〇六八
- 第四百三十二號 新設三等郵便局名 (四)一〇六八
- 第四百三十三號 瑞穂郵便局(愛知縣)設置 (四)一〇六九
- 第四百三十四號 龜山郵便局(三重縣)電話交換業務開始 (四)一〇六九
- 第四百三十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (四)一〇六九
- 第四百三十六號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (四)一〇六九
- 第四百三十七號 電話通話事務開始郵便局名 (四)一〇七一
- 第四百三十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (四)一〇七一
- 第四百三十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (四)一〇七二
- 第四百四十號 上有知郵便局(岐阜縣)改稱 (四)一〇七三
- 第四百四十一號 蒲原電信取扱所(靜岡縣)電報配達業務廢止 (四)一〇七三
- 第四百四十二號 明治四十三年告示第九百七十二號(萬國電信條約附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (四)一〇七三
- 第四百四十三號 琴平郵便局(香川縣)電話交換業務開始 (四)一〇七三
- 第四百四十四號 新設三等郵便局名 (四)一〇七四
- 第四百四十五號 肋原郵便局(佐賀縣)郵便物集配業務開始 (四)一〇七四
- 第四百四十六號 室蘭札幌通下徳富兩郵便局(北海道)設置 (四)一〇七四

- 第四百四十七號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (四一〇七五)
- 第四百四十八號 北御牧郵便局(長野縣)設置 (四一〇七五)
- 第四百四十九號 那霸泊下堅田兩郵便局設置 (四一〇七五)
- 第四百五十號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (四一〇七五)
- 第四百五十一號 吉名郵便局(廣島縣)設置 (四一〇七六)
- 第四百五十二號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (四一〇七六)
- 第四百五十三號 木ノ上郵便局(大分縣)郵便物集配事務開始 (四一〇七六)
- 第四百五十四號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (四一〇七六)
- 第四百五十五號 新設三等郵便局名 (四一〇七七)
- 第四百五十六號 明治三十年告示第百五十七號(電話加入區域)中改正 (四一〇七七)
- 第四百五十七號 大隅國ノ南端小岩島佐多岬燈臺燭光數變更 (四一〇七八)
- 第四百五十八號 家申、豊松兩郵便局設置 (四一〇七八)
- 第四百五十九號 郵便物集配事務開始郵便局名 (四一〇七八)
- 第四百六十號 魚神山、二俣瀬兩郵便局郵便物集配事務廢止 (四一〇七八)
- 第四百六十一號 京都東本願寺郵便局(京都市)設置 (四一〇七九)
- 第四百六十二號 草部郵便局(熊本縣)設置 (四一〇七九)
- 第四百六十三號 新設三等郵便局名 (四一〇七九)

- 第四百六十四號 郵便物集配事務開始郵便局名 (四一〇七九)
- 第四百六十五號 幸田郵便局(愛知縣)移轉 (四一〇八〇)
- 第四百六十六號 富波大森兩郵便局郵便物集配事務廢止 (四一〇八〇)
- 第四百六十七號 深溝郵便局(愛知縣)設置 (四一〇八〇)
- 第四百六十八號 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際返信切手ヲ交換スル國名表)中改正 (四一〇八〇)
- 第四百六十九號 塚脇鶴居兩郵便局(大分縣)郵便物集配事務開始 (四一〇八一)
- 第四百七十號 明治四十年告示第五百六十四號(外國通常郵便物ノ取戻又ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國及請求書ヲ發送スヘキ官署中)改正 (四一〇八一)
- 第四百七十一號 青森濱町郵便局(青森市)移轉改稱 (四一〇八一)
- 第四百七十二號 青森郵便局(青森市)移轉 (四一〇八一)
- 第四百七十三號 小松郵便局(靜岡縣)郵便物集配事務開始 (四一〇八一)
- 第四百七十四號 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島浮標從前ノ通設置 (四一〇八二)
- 第四百七十五號 能登國七尾灣ニ浮標設置 (四一〇八二)
- 第四百七十六號 串郵便局(石川縣)改稱 (四一〇八二)
- 第四百七十七號 白石壽郵便局(福島縣)設置 (四一〇八三)
- 第四百七十八號 都城兵營前郵便局(宮崎縣)設置 (四一〇八三)
- 第四百七十九號 明治四十年告示第五百七十六號(本邦ト代金引換書留郵便物ヲ交換スル國名表)中追加 (四一〇八三)

第四百八十號 明治四十三年告示第九百七十二號(萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (四一〇八三)

第四百八十一號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (四一〇八三)

第四百八十二號 掛淵郵便局(山口縣)電信事務開始 (四一〇八四)

第四百八十三號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (四一〇八四)

第四百八十四號 國分郵便局(香川縣)電信事務開始 (四一〇八五)

第四百八十五號 川崎郵便局(高知縣)同上 (四一〇八五)

第四百八十六號 幌加内、青山、喜茂別郵便局(北海道)設置 (四一〇八五)

第四百八十七號 沼ノ端、野田追兩郵便局(北海道)郵便物集配事務開始 (四一〇八五)

第四百八十八號 丹波市郵便局(奈良縣)電話交換業務開始 (四一〇八五)

第四百八十九號 明治四十三年告示第九百七十三號(萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (四一〇八六)

第四百九十號 高鍋郵便局(宮崎縣)電話交換業務開始 (四一〇八六)

第四百九十一號 雄信内郵便局(北海道)設置 (四一〇八六)

第四百九十二號 京都西木願寺郵便局(京都市)廢止 (四一〇八六)

第四百九十三號 佐原、松井田兩郵便局特設電話加入申請受理 (四一〇八六)

第四百九十四號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (四一〇八七)

第四百九十五號 紀見、松尾兩郵便局郵便物集配事務廢止 (四一〇八七)

第四百九十六號 沖繩縣下琉球國八重山郡石垣間切崎枝村大字大崎ヲ經テ臺灣臺北廳基隆八尺門ニ至ル海底電線ノ臺灣方面陸揚地變更線路區域並ニ明治三十年告示第二百六十號(鹿兒島縣沖繩縣及臺灣ニ於ケル水底電信線路ノ件)中削除 (四一〇八七)

第四百九十七號 函館大町郵便局(函館區)設置 (四一〇八九)

第四百九十八號 函館西川郵便局(函館區)廢止 (四一〇八九)

第四百九十九號 明治四十三年告示第四百二十五號(鐵道列車內及船舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局)中改正 (四一〇八九)

第五百號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (四一〇八九)

第五百一號 八濱郵便局(岡山縣)電話交換業務開始 (四一〇九〇)

第五百二號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (四一〇九〇)

第五百三號 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車內及船舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局)中改正 (四一〇九〇)

第五百四號 上穗波、順州兩郵便局設置 (四一〇九一)

第五百五號 守江郵便局(大分縣)郵便物集配事務開始 (四一〇九一)

- 第五百十六號 内野郵便局(福岡縣)郵便物集配事務廢止 (四一〇九一)
- 第五百十七號 宮川郵便局(秋田縣)設置 (四一〇九一)
- 第五百十八號 仁井田郵便局(秋田縣)郵便物集配事務開始 (四一〇九一)
- 第五百十九號 笈川郵便局(福島縣)郵便物集配事務廢止 (四一〇九二)
- 第五百十號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (四一〇九二)
- 第五百十一號 同上 (四一〇九二)
- 第五百十二號 郵便物集配事務開始郵便局名 (四一〇九二)
- 第五百十三號 松原三田市兩郵便局(大阪府)郵便物集配事務廢止 (四一〇九二)
- 第五百十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (四一〇九三)
- 第五百十五號 明治四十三年告示第一千百二十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船泊料金表)中改正 (四一〇九三)
- 第五百十六號 中央線鐵道全通紀念ノメ特殊通信日附印使用 (四一〇九三)
- 第五百十七號 函館郵便局(函館區)移轉 (四一〇九四)
- 第五百十八號 岡山縣岡山師團前郵便局岡山市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲サシム (四一〇九四)
- 第五百十九號 杵築郵便局(大分縣)電話交換業務開始 (四一〇九五)
- 第五百二十號 原里郵便局(靜岡縣)設置郵便物集配事務ヲ取扱ハス (四一〇九五)
- 第五百二十一號 ヌーヅニルゼノリド群島羅馬締結萬國郵便條約ニ加入 (四一〇九六)
- 第五百二十二號 明治四十年告示第五百七十四號(諸外國宛通常郵便物料金表)中 (四一〇九六)

削除

- 第五百二十三號 船舶信號符字點附 (五二二三二)
- 第五百二十四號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (五二二三九)
- 第五百二十五號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (五二二三九)
- 第五百二十六號 東京中央電話局、橫濱郵便局及神戸郵便局ニ於ケル明治四十四年度電話至急開通ノ豫定箇數、受付期間及至急開通料 (五二二三〇)
- 第五百二十七號 大間ノ電信取扱所(群馬縣)改稱 (五二二三〇)
- 第五百二十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (五二二三〇)
- 第五百二十九號 下味見、上字坂兩郵便局(福井縣)設置 (五二二三一)
- 第五百三十號 大宮郵便局(福井縣)郵便物集配事務廢止 (五二二三一)
- 第五百三十一號 大阪安治川南郵便局(大阪市)設置 (五二二三一)
- 第五百三十二號 改稱郵便局名 (五二二三一)
- 第五百三十三號 舊渡場郵便局(北海道)改稱 (五二二三二)
- 第五百三十四號 武洋丸無線電信局設置 (五二二三二)
- 第五百三十五號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (五二二三二)
- 第五百三十六號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (五二二三三)
- 第五百三十七號 大阪安治川南郵便局(大阪市)電信事務開始 (五二二三三)

- 第五百二十八號 明治四十二年告示第六百六號(萬國電信條約書附屬國際業務規則)中改正 (五)二三三
- 第五百二十九號 北海道後志國岩内郡岩内町ニ於テ岩内港防波堤頭部ニ燈臺建設 點火 (五)二三三
- 第五百四十號 岩井郵便局(茨城縣)電話交換業務開始 (五)二三四
- 第五百四十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (五)二三四
- 第五百四十二號 神戸貿易製産品共進會郵便局(神戸市)廢止 (五)二三五
- 第五百四十三號 珍古邊郵便局(北海道)設置 (五)二三五
- 第五百四十四號 改稱郵便局名 (五)二三五
- 第五百四十五號 京都東本願寺郵便局(京都市)廢止 (五)二三六
- 第五百四十六號 神田西紅梅町郵便局(東京市)移轉改稱 (五)二三六
- 第五百四十七號 遞信博物館陳列品寄贈及出品手續 (五)二三六
- 第五百四十八號 明治四十二年告示第五百六十四號(船舶内ニ設置シタル通信官署所屬遞信管理局ノ管轄ニ屬スル船舶定業港名)中改正 (五)二三七
- 第五百四十九號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (五)二三七
- 第五百五十號 明治四十四年告示第二百一十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (五)二三七
- 第五百五十一號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中改正 (五)二三八
- 第五百五十二號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (五)二三八

- 第五百五十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (五)二四二
- 第五百五十四號 波根西郵便局(島根縣)電話通話事務開始 (五)二四三
- 第五百五十五號 明治三十二年告示第二百十四號(電話呼出地域)中追加 (五)二四三
- 第五百五十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (五)二四三
- 第五百五十七號 片島郵便局(高知縣)電信事務開始 (五)二四四
- 第五百五十八號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (五)二四四
- 第五百五十九號 明治四十二年告示第四百三十五號(鐵道列車内及船舶内ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局)中改正 (五)二四六
- 第五百六十號 明治四十一年告示第一千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (五)二四六
- 第五百六十一號 大夕張鑛業特設電話所(北海道)設置 (五)二四七
- 第五百六十二號 小坂鑛業特設電話所(秋田縣)設置 (五)二四七
- 第五百六十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (五)二四七
- 第五百六十四號 鳥澤郵便局(山梨縣)電信事務開始 (五)二四七
- 第五百六十五號 鳥澤電信取扱所(山梨縣)電報配達事務廢止 (五)二四八
- 第五百六十六號 鵜淵郵便局(島根縣)電信事務開始 (五)二四八
- 第五百六十七號 大阪難波櫻川町郵便局(大阪市)移轉改稱 (五)二四八

- 第五百六十八號 湯澤郵便局(龍兒島縣)電信事務開始 (五)二二四八
- 第五百六十九號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (五)二二四八
- 第五百七十號 同上 (五)二二五〇
- 第五百七十一號 北海道北見國宗谷岬ノ北端宗谷岬燈臺燒失 (五)二二五一
- 第五百七十二號 戶畑郵便局(福岡縣)電話交換業務開始 (五)二二五一
- 第五百七十三號 小倉堅町郵便局(小倉市)移轉改稱 (五)二二五二
- 第五百七十四號 明治三十年告示第三百五十七號(電話交換局及支局電話加入區域)中改正 (五)二二五二
- 第五百七十五號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割 (五)二二五二
- 合
- 第五百七十六號 船泊信號符字點附 (五)二二五二
- 第五百七十七號 同上 (五)二二五六
- 第五百七十八號 高玉鑛業特設電話所(福島縣)設置 (五)二二五六
- 第五百七十九號 九町郵便局(愛媛縣)電信事務開始 (五)二二五六
- 第五百八十號 新設郵便局名 (五)二二五六
- 第五百八十一號 貝塚郵便局(大阪府)電話交換業務開始 (五)二二五七
- 第五百八十二號 日出生臺郵便局(大分縣)事務取扱開始期間 (五)二二五七
- 第五百八十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割 (五)二二五七
- 合

- 第五百八十四號 中西浦郵便局(神奈川縣)設置 (五)二二五八
- 第五百八十五號 北海道釧路國釧路泊地知人瀬ノ北西方沈船浮標設置 (五)二二五八
- 第五百八十六號 青森縣下北郡尻矢崎燈臺ニ設置ノ霧笛從前ノ通吹鳴 (六)一四六九
- 第五百八十七號 船泊信號符字點附 (六)一四六九
- 第五百八十八號 神奈川縣橫濱港口本牧挂燈浮標ノ光達距離變更 (六)一四七〇
- 第五百八十九號 長門國豐浦郡彦島村字田ノ首及豐前國企救郡柳ヶ浦村字新町間ニ船泊通航信號及潮流信號用水底電線布設 (六)一四七〇
- 第五百九十號 盛岡兵營前郵便局(巖手縣)郵便物集配事務開始 (六)一四七二
- 第五百九十一號 名古屋押切郵便局(名古屋府)移轉 (六)一四七二
- 第五百九十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (六)一四七二
- 第五百九十三號 信濃國諏訪郡上諏訪町ヲ船泊檢査臨時執行地トス (六)一四七三
- 第五百九十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (六)一四七三
- 第五百九十五號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (六)一四七三
- 第五百九十六號 野手郵便局(千葉縣)郵便物集配事務開始 (六)一四七三
- 第五百九十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (六)一四七四
- 第五百九十八號 中津電信取扱所(岐阜縣)改稱 (六)一四七四
- 第五百九十九號 臺郵便局(巖手縣)電信事務開始 (六)一四七四
- 第六百號 明治四十二年告示第一百十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船泊料金表)中改正 (六)一四七四

- 第六百一號 船舶信號符字點附 (六)一四七五
- 第六百二號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中追加 (六)一四七五
- 第六百三號 橫濱石崎郵便局(橫濱市)設置 (六)一四七五
- 第六百四號 橫濱内田町郵便局(橫濱市)廢止 (六)一四七六
- 第六百五號 ぼんま丸無線電信局設置 (六)一四七六
- 第六百六號 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (六)一四七六
- 第六百七號 飲肥郵便局(宮崎縣)電話通話事務開始 (六)一四七六
- 第六百八號 明治三十三年告示第千三百四號(電話呼出地域)中追加 (六)一四七七
- 第六百九號 明治三十九年告示第千二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (六)一四七七
- 第六百十號 沖繩縣琉球國那覇港三重城燈臺燈器破損ノヲ點火セス (六)一四七七
- 第六百十一號 寢屋川郵便局(大阪府)設置 (六)一四七七
- 第六百十二號 船舶信號符字點附 (六)一四七八
- 第六百十三號 信取郵便局(北海道)移轉改稱 (六)一四七九
- 第六百十四號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (六)一四八〇
- 第六百十五號 京都四條小橋郵便局(京都市)移轉 (六)一四八〇
- 第六百十六號 大阪中央電話局、京都郵便局及名古屋郵便局明治四十四年度電話至急開通ノ豫定箇數交付期間及至急開通料 (六)一四八〇

- 第六百十七號 明治四十二年告示第千六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中改正 (六)一四八一
- 第六百十八號 明治四十二年告示第千六百三十二號(羅馬締結小包郵便物交換條約ニ依ル外國宛小包郵便物ノ取扱若ハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若ハ其ノ金額ノ低減ヲ許ス國及該請求書ヲ宛ツヘキ外國官署)中改正 (六)一四八一
- 第六百十九號 明治三十九年告示第千二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (六)一四八一
- 第六百二十號 荒川沖郵便局(茨城縣)電話交換業務開始 (六)一四八一
- 第六百二十一號 京都七條油小路郵便局(京都市)移轉 (六)一四八二
- 第六百二十二號 折尾、中津兩郵便局電話交換業務開始 (六)一四八二
- 第六百二十三號 大阪桃山郵便局(大阪市)設置 (六)一四八二
- 第六百二十四號 明治四十二年告示第千六百七號(外國電報料金表)中改正 (六)一四八二
- 第六百二十五號 明治三十九年告示第千二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (六)一四八四
- 第六百二十六號 草內郵便局(京都府)設置 (六)一四八四
- 第六百二十七號 鹿兒島縣大島郡曾津高崎燈臺破損ノヲ點火セス (六)一四八四
- 第六百二十八號 洲津郵便局(德島縣)設置 (六)一四八四
- 第六百二十九號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (六)一四八五
- 第六百三十號 大阪千日前郵便局(大阪市)移轉改稱 (六)一四八五

- 第六百三十一號 大阪日本橋筋郵便局(大阪市)改稱 (六)一四八五
- 第六百三十二號 天下茶屋郵便局(大阪府)ニ於テ電話加入者ノ託送電報ヲ取扱フ (六)一四八五
- 第六百三十三號 土橋電信取扱所(愛媛縣)廢止 (六)一四八六
- 第六百三十四號 橫濱市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (六)一四八六
- 第六百三十五號 波根西郵便局(島根縣)電話交換業務開始 (六)一四八六
- 第六百三十六號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (六)一四八六
- 第六百三十七號 鬼石郵便局(群馬縣)電話交換業務開始 (六)一四八六
- 第六百三十八號 大浦郵便局(滋賀縣)設置 (六)一四八七
- 第六百三十九號 沓掛郵便局(長野縣)電信事務開始 (六)一四八七
- 第六百四十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (六)一四八七
- 第六百四十一號 對馬國嚴原港内海底電信線標識浮標舊位置ニ碇置 (六)一四八八
- 第六百四十二號 鴨方六條院兩郵便局(岡山縣)電信事務開始 (六)一四八八
- 第六百四十三號 鴨方電信取扱所(岡山縣)廢止 (六)一四八九
- 第六百四十四號 明治四十二年告示第千一百一十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船泊料金表)中改正 (六)一四八九
- 第六百四十五號 赤倉郵便局(新潟縣)設置 (六)一四八九
- 第六百四十六號 志多とる丸無線電信局設置 (六)一四八九
- 第六百四十七號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (六)一四九〇
- 第六百四十八號 船舶信號符字點附 (六)一四九〇

- 第六百四十九號 鶴橋稻田兩郵便局(大阪府)設置 (六)一四九一
- 第六百五十號 中西浦郵便局(神奈川縣)改稱 (六)一四九一
- 第六百五十一號 厨川郵便局(巖手縣)改稱 (六)一四九一
- 第六百五十二號 盛岡兵營前郵便局(巖手縣)改稱 (六)一四九一
- 第六百五十三號 日出郵便局(大分縣)電話交換業務開始 (六)一四九二
- 第六百五十四號 輕井澤郵便局(長野縣)等級改定 (六)一四九二
- 第六百五十五號 沓掛郵便局(長野縣)郵便物集配事務開始 (六)一四九二
- 第六百五十六號 大阪中央電話局東分局(大阪市)設置 (六)一四九二
- 第六百五十七號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (六)一四九二
- 第六百五十八號 神奈川縣保土ヶ谷郵便局橫濱市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (六)一四九三
- 第六百五十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (六)一四九三
- 第六百六十號 百万遍郵便局(京都府)設置 (六)一四九三
- 第六百六十一號 赤坂郵便局(東京市)代金引換及現金取立以外ノ郵便物窓口引受事務開始 (七)一六六四
- 第六百六十二號 豐津電信取扱所(福岡縣)電報配達事務廢止 (七)一六六四
- 第六百六十三號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (七)一六六四
- 第六百六十四號 宮城縣石卷灣秋濱港秋濱燈竿及同灣北上川口石卷燈竿修繕工事ノタメ點火休止 (七)一六六四

- 第六百六十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正 (七二六六五)
- 第六百六十六號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (七二六六六)
- 第六百六十七號 兵庫運河郵便局(神戸市)移轉 (七二六六六)
- 第六百六十八號 モロコシ國國際無線電信條約ニ加入 (七二六六六)
- 第六百六十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七二六六七)
- 第六百七十號 愛媛縣新居郡新居濱町御代島燈竿點燈廢止 (七二六六七)
- 第六百七十一號 明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スル件)中追加 (七二六六七)
- 第六百七十二號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (七二六六七)
- 第六百七十三號 金神郵便局(岡山縣)電信事務開始 (七二六六八)
- 第六百七十四號 金神電信取扱所(岡山縣)電報配達事務廢止 (七二六六八)
- 第六百七十五號 加計郵便局(廣島縣)電話交換業務開始 (七二六六八)
- 第六百七十六號 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中追加 (七二六六八)
- 第六百七十七號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中追加 (七二六六九)
- 第六百七十八號 新設三等郵便局名 (七二六六九)
- 第六百七十九號 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (七二六七〇)

- 第六百八十號 務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (七二六七〇)
- 第六百八十一號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (七二六七〇)
- 第六百八十二號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (七二六七〇)
- 第六百八十三號 芝三田一郵便局(東京市)移轉改稱 (七二六七〇)
- 第六百八十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (七二六七一)
- 第六百八十五號 船舶信號符字點附 (七二六七一)
- 第六百八十六號 めき志こ丸無線電信局設置 (七二六七二)
- 第六百八十七號 明治二十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (七二六七三)
- 第六百八十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (七二六七三)
- 第六百八十九號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (七二六七四)
- 第六百九十號 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中改正 (七二六七四)
- 第六百九十一號 三尾郵便局(和歌山縣)設置 (七二六七四)
- 第六百九十二號 山代山中兩郵便局(石川縣)電話通話事務開始 (七二六七四)
- 第六百九十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (七二六七五)

- 第六百九十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七)一六七五
- 第六百九十五號 大間々郵便局(群馬縣)電話交換業務開始 (七)一六七六
- 第六百九十六號 栗津、山代及山中郵便局特設電話加入申請受理 (七)一六七六
- 第六百九十七號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (七)一六七六
- 第六百九十八號 神科郵便局(長野縣)電話通話事務開始 (七)一六七七
- 第六百九十九號 長藤郵便局(長野縣)同上 (七)一六七七
- 第七百一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (七)一六七七
- 第七百二號 同上 (七)一六七七
- 第七百三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七)一六七八
- 第七百四號 同上 (七)一六七八
- 第七百四號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割 (七)一六七八
- 第七百五號 合 (七)一六七九
- 第七百五號 明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取戻若ハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若ハ其金額ノ低減ヲ許ス國及該請求書ヲ宛ツヘキ外國官署名)中改正 (七)一六七九
- 第七百六號 電話官署ノ通話及呼出取扱時間設定明治四十一年告示第七百七號(電話通話事務取扱局所ニ於ケル通話及呼出取扱時間)廢止 (七)一六七九
- 第七百七號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中改正 (七)一六八〇

- 第七百八號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (七)一六八〇
- 第七百九號 大阪逓信管理局海事部ニ於テ内海、下關兩水先區水先人試驗執行 (七)一六八〇
- 第七百十號 片地及海老江兩郵便局設置 (七)一六八〇
- 第七百十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七)一六八一
- 第七百十二號 沖繩縣那霸港三重城燈臺修繕中假燈點火 (七)一六八一
- 第七百十三號 郵便貯金局發行郵便振替貯金加入者名簿更渡價格 (七)一六八二
- 第七百十四號 本郷駒込動坂、金町兩郵便局設置 (七)一六八二
- 第七百十五號 赤塚郵便局(茨城縣)郵便物集配事務開始 (七)一六八二
- 第七百十六號 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車內及船舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄逓信管理局)中改正 (七)一六八二
- 第七百十七號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (七)一六八三
- 第七百十八號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (七)一六八三
- 第七百十九號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割 (七)一六八三
- 第七百二十號 合 (七)一六八三
- 第七百二十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七)一六八四
- 第七百二十一號 一ノ宮郵便局(石川縣)電信事務開始 (七)一六八四
- 第七百二十二號 加島郵便局(靜岡縣)郵便物集配事務開始 (七)一六八四
- 第七百二十三號 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車內及船舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄逓信管理局)中改正 (七)一六八四

第七百二十四號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (七二六八四)

第七百二十五號 東京海灣第三海堡燈竿本燈撤去假燈點火 (七二六八五)

第七百二十六號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七二六八六)

第七百二十七號 諫早郵便局(長崎縣)特設電話加入申請受理 (七二六八六)

第七百二十八號 明治四十一年告示第百九十號(特設電話加入區域)中追加 (七二六八六)

第七百二十九號 小濱溫泉兩郵便局(長崎縣)電話通話事務開始 (七二六八七)

第七百三十號 明治三十三年告示第百三十四號(電話呼出地域)中追加 (七二六八七)

第七百三十一號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七二六八七)

第七百三十二號 商船學校入學志願者身體檢查規格 (七二六八八)

第七百三十三號 明治四十四年告示第百二十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (七二六八九)

第七百三十四號 宇野郵便局(岡山縣)設置 (七二六九〇)

第七百三十五號 明治四十一年告示第百九十號(特設電話加入區域)中追加 (七二六九〇)

第七百三十六號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七二六九〇)

第七百三十七號 明治三十年告示第百五十七號(電話加入區域)中追加 (七二六九〇)

第七百三十八號 同上 (七二六九一)

第七百三十九號 郵便官署ニ於ケル郵便受付時間設定明治二十二年告示第百二十四號(通信官署ニ於ケル郵便又ハ電報受付時限)廢止 (七二六九一)

第七百四十號 明治三十年告示第百五十七號(電話加入區域)中追加 (七二六九二)

第七百四十一號 追分郵便局(福岡縣)電話交換業務開始 (七二六九二)

第七百四十二號 富河、津宮兩郵便局設置 (七二六九二)

第七百四十三號 京都中央電話局設置 (七二六九二)

第七百四十四號 京都郵便局(京都市)電話交換業務廢止 (七二六九二)

第七百四十五號 京都中央電話局下分局設置 (七二六九三)

第七百四十六號 明治四十二年告示第百六十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中改正 (七二六九三)

第七百四十七號 志ガヒ丸無線電信局設置 (七二六九三)

第七百四十八號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (七二六九三)

第七百四十九號 明治三十年告示第百五十七號(電話加入區域)中改正 (七二六九四)

第七百五十號 船舶信號符字點附 (七二六九五)

第七百五十一號 神田小川町通郵便局(東京市)移轉 (七二六九六)

第七百五十二號 八幡製鐵所構内郵便局(福岡縣)設置 (七二六九六)

第七百五十三號 特設電話加入申請受理郵便局名 (七二六九六)

第七百五十四號 明治四十一年告示第百九十號(特設電話加入區域)中追加 (七二六九七)

第七百五十五號 堺市内ニ在ル各郵便局ニ於テ堺市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (七二七〇〇)

第七百五十六號 大家庄郵便局(富山縣)電信事務開始 (七二七〇〇)

第七百五十七號 猿別郵便局(北海道)改稱 (七二七〇〇)

- 第七百五十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (七二七〇〇)
- 第七百五十九號 東京海灣第三海堡燈竿假燈點火中ノ處破壊ノヲ當分點火セス (七二七〇〇)
- 第七百六十號 京都島原郵便局(京都市)移轉 (七二七〇一)
- 第七百六十一號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中削除 (七二七〇一)
- 第七百六十二號 瀨見郵便局(山形縣)電信事務開始 (七二七〇一)
- 第七百六十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割 (八二七八九)
- 第七百六十四號 栗津山代山中郵便局(石川縣)電話交換業務開始 (八二七八九)
- 第七百六十五號 電話通話事務開始郵便局名 (八二七八九)
- 第七百六十六號 信田郵便局(長野縣)電信及電話通話事務開始 (八二七九〇)
- 第七百六十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二七九〇)
- 第七百六十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二七九〇)
- 第七百六十九號 特設電話加入申請受理郵便局名 (八二七九一)
- 第七百七十號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (八二七九一)
- 第七百七十一號 改稱郵便局名 (八二七九三)
- 第七百七十二號 明治四十年告示第二百二十三號(渡切經費指定通信官署)中追加 (八二七九四)
- 第七百七十三號 電氣計器試驗規則ニ依リ電氣計器ノ型式承認 (八二七九四)

- 第七百七十四號 明治四十四年告示第二百五十一號(清國露西亞又ハ露西亞經由小包郵便ニ依リ古布古道具衣類古寝具及襪襪ノ運送禁止解除) (八二八〇三)
- 第七百七十五號 鶴川佐瑠太兩郵便局(北海道)電話通話事務開始 (八二八〇三)
- 第七百七十六號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八〇三)
- 第七百七十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八〇三)
- 第七百七十八號 牟禮郵便局(長野縣)電話通話事務開始 (八二八〇四)
- 第七百七十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八〇四)
- 第七百八十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八〇四)
- 第七百八十一號 かなだ丸無線電信局設置 (八二八〇四)
- 第七百八十二號 大阪三軒家下ノ町郵便局(大阪市)設置 (八二八〇五)
- 第七百八十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割 (八二八〇五)
- 第七百八十四號 明治四十三年告示第九百七十三號(萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (八二八〇五)
- 第七百八十五號 電信事務開始郵便局名 (八二八〇五)
- 第七百八十六號 皇太子殿下北海道行啓紀念ノヲメ特殊通信日附印使用 (八二八〇六)
- 第七百八十七號 松坂郵便局(三重縣)移轉 (八二八〇七)
- 第七百八十八號 鯨波郵便局(新潟縣)電話通話事務開始 (八二八〇七)

- 第七百八十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八〇七)
- 第七百九十號 廣田郵便局(福島縣)電信及電話通話事務開始 (八二八〇七)
- 第七百九十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八〇七)
- 第七百九十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八〇八)
- 第七百九十三號 海田市長府兩郵便局特設電話加入申請受理 (八二八〇八)
- 第七百九十四號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (八二八〇八)
- 第七百九十五號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中刪除 (八二八〇九)
- 第七百九十六號 行橋、吉井兩郵便局(福岡縣)特設電話加入申請受理 (八二八〇九)
- 第七百九十七號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (八二八〇九)
- 第七百九十八號 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中改正 (八二八一〇)
- 第七百九十九號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (八二八一〇)
- 第八百號 明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取戻若クハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若クハ其金額ノ低減ヲ許ス國及該請求書ヲ宛ツヘキ外國官署名)中改正 (八二八一)
- 第八百一號 白水郵便局(廣島縣)設置 (八二八一)
- 第八百二號 特設電話加入申請受理郵便局名 (八二八一)
- 第八百三號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (八二八一)

- 第八百四號 同上 (八二八一)
- 第八百五號 同上中削除 (八二八一)
- 第八百六號 釧路郵便局(北海道)電話通話事務開始 (八二八一)
- 第八百七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八一)
- 第八百八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八一)
- 第八百九號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (八二八一)
- 第八百十號 同上 (八二八一)
- 第八百十一號 同上 (八二八一)
- 第八百十二號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (八二八一)
- 第八百十三號 今井郵便局(高知縣)改稱 (八二八一)
- 第八百十四號 特設電話加入申請受理郵便局名 (八二八一)
- 第八百十五號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (八二八一)
- 第八百十六號 同上 (八二八一)
- 第八百十七號 電話通話事務開始郵便局名 (八二八一)
- 第八百十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八一)
- 第八百十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八一)
- 第八百二十號 改稱郵便局名 (八二八一)
- 第八百二十一號 高野町、畑八兩郵便局(長野縣)電話通話事務開始 (八二八一)

- 第八百一十二號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八二五)
- 第八百一十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八二六)
- 第八百一十四號 同刪除 (八二八二六)
- 第八百一十五號 同追加 (八二八二七)
- 第八百一十六號 神戸市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (八二八二七)
- 第八百一十七號 改稱郵便局名 (八二八二七)
- 第八百一十八號 特設電話加入申請受理郵便局名 (八二八二八)
- 第八百一十九號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (八二八二八)
- 第八百二十號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (八二八二九)
- 第八百二十一號 大沼公園(桔梗兩臨時電信取扱所(北海道)設置) (八二八二九)
- 第八百二十二號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (八二八二九)
- 第八百二十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話加入登記料、電話使用料、電話加入名義書換料及電話番號簿掲載料ニ關スル土地種別)中變更 (八二八三〇)
- 第八百二十四號 七久保郵便局(長野縣)電信事務開始 (八二八三〇)
- 第八百二十五號 古河阿仁礦業特設電話所(秋田縣)設置 (八二八三〇)
- 第八百二十六號 電話通話事務開始郵便局名 (八二八三一)
- 第八百二十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八三一)

- 第八百二十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (八二八三一)
- 第八百二十九號 湯郷郵便局(岡山縣)電信及電話通話事務開始 (八二八三二)
- 第八百四十號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八三二)
- 第八百四十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八三三)
- 第八百四十二號 庄原郵便局(廣島縣)電話通話事務開始 (八二八三三)
- 第八百四十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八二八三三)
- 第八百四十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八二八三三)
- 第八百四十五號 九ノ丸無線電信局設置 (八二八三四)
- 第八百四十六號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (八二八三四)
- 第八百四十七號 船舶信號符字點附 (八二八三四)
- 第八百四十八號 高知縣ニ於テ土佐國幡多郡叶崎ニ燈臺建設點火 (八二八三七)
- 第八百四十九號 特設電話加入申請受理郵便局名 (八二八三七)
- 第八百五十號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (八二八三八)
- 第八百五十一號 北海道北見國宗谷岬ノ北端宗谷岬燈臺假燈點火 (八二八三九)
- 第八百五十二號 明治四十二年告示第三百十四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (八二八三九)
- 第八百五十三號 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中追加 (八二八三九)

第八百五十四號	甲斐國南都留郡大石村ヲ船舶検査臨時執行地トス	(八)一八四〇
第八百五十五號	金澤、富子、見、鹽名田、南御牧、望月各郵便局(長野縣)電話通話事務開始	(八)一八四〇
第八百五十六號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(八)一八四〇
第八百五十七號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加	(八)一八四〇
第八百五十八號	宮崎郵便局(宮崎縣)特設電話變更	(八)一八四二
第八百五十九號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加	(八)一八四二
第八百六十號	明治二十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加	(八)一八四二
第八百六十一號	大阪出入橋郵便局(大阪市)移轉	(八)一八四二
第八百六十二號	坪江郵便局(福井縣)電信事務開始	(八)一八四三
第八百六十三號	跡市、御庄兩郵便局同上	(八)一八四三
第八百六十四號	春洋丸郵便局設置	(八)一八四三
第八百六十五號	日本丸郵便局廢止	(八)一八四三
第八百六十六號	城戸鑛業特設電話所(福島縣)廢止	(八)一八四三
第八百六十七號	下關海峽巖流島ノ北方コシキ瀬ノ北東方挂燈浮標設置	(八)一八四四
第八百六十八號	特設電話加入申請受理郵便局名	(八)一八四四
第八百六十九號	明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加	(八)一八四四
第八百七十號	郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算割合	(八)一八四五

第八百七十一號	佐倉及美川兩郵便局電話交換業務開始	(八)一八四五
第八百七十二號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正	(八)一八四五
第八百七十三號	下川路、龍江兩郵便局(長野縣)電話通話事務開始	(八)一八四六
第八百七十四號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(八)一八四六
第八百七十五號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加	(八)一八四六
第八百七十六號	入山瀬、岡部兩郵便局(靜岡縣)電話通話事務開始	(八)一八四七
第八百七十七號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(八)一八四八
第八百七十八號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正	(八)一八四八
第八百七十九號	明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中改正	(八)一八四八
第八百八十號	特設電話加入申請受理郵便局名	(八)一八四九
第八百八十一號	明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加	(八)一八四九
第八百八十二號	春洋丸無線電信局設置	(八)一八五五
第八百八十三號	特設電話加入申請受理郵便局名	(八)一八五五
第八百八十四號	明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加	(八)一八五五
第八百八十五號	大谷郵便局(山形縣)電信事務開始	(八)一八五七
第八百八十六號	小濱、高濱兩郵便局(福井縣)電話通話事務開始	(八)一八五七
第八百八十七號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(八)一八五七
第八百八十八號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加	(八)一八五七

- 第八百八十九號 戶倉五加兩郵便局(長野縣)電話通話事務開始 (八)一八五八
- 第八百九十號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八)一八五八
- 第八百九十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八)一八五八
- 第八百九十二號 京都烏丸松原郵便局(京都市)移轉 (八)一八五九
- 第八百九十三號 電話通話事務開始郵便局名 (八)一八五九
- 第八百九十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (八)一八五九
- 第八百九十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (八)一八六〇
- 第八百九十六號 同刪除 (八)一八六〇
- 第八百九十七號 明治四十年告示第五百七十六號(本邦ト代金引換書留郵便物ヲ交換スル國名表)中追加 (九)一九六一
- 第八百九十八號 郵便局所ニ於ケル日本勸業銀行發賣第三十七回勸業債券購買媒介取扱期間 (九)一九六二
- 第八百九十九號 門別郵便局(北海道)電話通話事務開始 (九)一九六二
- 第九百號 市父(下)方兩郵便局(北海道)同上 (九)一九六二
- 第九百一號 明治三十三年告示第二百十四號(電話呼出地域)中追加 (九)一九六二
- 第九百二號 同上 (九)一九六三
- 第九百三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九)一九六三
- 第九百四號 同上 (九)一九六三
- 第九百五號 郵便集配事務及郵便爲替事務ヲ取扱フ郵便局所ニ於テ集金郵便 (九)一九六四

- 第九百六號 三依ル現金取立ノ事務ヲ取扱フ (九)一九六四
- 第九百七號 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中改正 (九)一九六四
- 第九百八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (九)一九六四
- 第九百九號 松井田(飯肥)兩郵便局電話交換業務開始 (九)一九六五
- 第九百十號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (九)一九六五
- 第九百十號 四ツ倉郵便局(福島縣)電話交換業務開始 (九)一九六五
- 第九百十一號 紀洋丸無線電信局設置 (九)一九六五
- 第九百十二號 秋吉(一)俣瀬湯本各郵便局(山口縣)電信事務開始 (九)一九六六
- 第九百十三號 大岩郵便局(鳥取縣)設置 (九)一九六六
- 第九百十四號 宮城縣石卷灣秋濱港秋濱燈竿及同灣北上川口石卷燈竿點火休止期間延長 (九)一九六六
- 第九百十五號 明治四十一年告示第六百六十三號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ賣却ニ關スル料金)中追加 (九)一九六六
- 第九百十六號 西浦郵便局(神奈川縣)電信事務開始 (九)一九六七
- 第九百十七號 能登部郵便局(石川縣)電話交換業務開始 (九)一九六七
- 第九百十八號 白水郵便局(廣島縣)電信事務開始 (九)一九六七
- 第九百十九號 湯本郵便局(福島縣)電話交換業務開始 (九)一九六七

- 第九百二十號 脇本郵便局(秋田縣)電信事務開始 (九一九六七)
- 第九百二十一號 黑崎、柳河、田主丸、瀬高各郵便局(福岡縣)特設電話加入申請受理 (九一九六八)
- 第九百二十二號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九一九六八)
- 第九百二十三號 香川縣鹽飽瀬戸沖ノ洲挂燈浮標流轉 (九一九六九)
- 第九百二十四號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改定 (九一九六九)
- 第九百二十五號 特設電話加入申請受理郵便局名 (九一九六九)
- 第九百二十六號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九一九六九)
- 第九百二十七號 一色、逗子、素野各郵便局(神奈川縣)特設電話加入申請受理 (九一九七〇)
- 第九百二十八號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中刪除 (九一九七〇)
- 第九百二十九號 同追加 (九一九七一)
- 第九百三十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九一九七二)
- 第九百三十一號 羽犬塚郵便局(福岡縣)特設電話加入申請受理 (九一九七二)
- 第九百三十二號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九一九七二)
- 第九百三十三號 下關海峽コンキ瀬北東方挂燈浮標設置 (九一九七三)
- 第九百三十四號 島田、島田市兩郵便局(山口縣)電信事務開始 (九一九七三)
- 第九百三十五號 島田電信取扱所(山口縣)廢止 (九一九七四)
- 第九百三十六號 佐瑠太郵便局(北海道)電信事務開始 (九一九七四)
- 第九百三十七號 小布施、布施兩郵便局(長野縣)電話交換業務開始 (九一九七四)
- 第九百三十八號 大門郵便局(富山縣)同上 (九一九七四)

- 第九百三十九號 電話通話事務開始郵便局名 (九一九七五)
- 第九百四十號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九一九七五)
- 第九百四十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九一九七五)
- 第九百四十二號 電話通話事務開始郵便局名 (九一九七六)
- 第九百四十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九一九七七)
- 第九百四十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九一九七七)
- 第九百四十五號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (九一九七七)
- 第九百四十六號 明治四十年告示第五百八十七號(外國郵便爲替交換局名)中改正 (九一九七八)
- 第九百四十七號 電話通話事務開始郵便局名 (九一九七八)
- 第九百四十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九一九七八)
- 第九百四十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九一九七九)
- 第九百五十號 年齒郵便局(北海道)電信事務開始 (九一九八〇)
- 第九百五十一號 電話交換業務開始郵便局名 (九一九八〇)
- 第九百五十二號 特設電話加入申請受理郵便局名 (九一九八〇)
- 第九百五十三號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九一九八〇)
- 第九百五十四號 羽後國酒田町ヲ船舶検査臨時執行地トス (九一九八一)
- 第九百五十五號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (九一九八一)

- 第九百五十六號 岐阜郵便局(岐阜市)等級改定 (九一九八二)
- 第九百五十七號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (九一九八二)
- 第九百五十八號 明治四十四年告示第二百一十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (九一九八三)
- 第九百五十九號 坂越(柏原兩郵便局(兵庫縣)電話通話事務開始 (九一九八四)
- 第九百六十號 石生郵便局(兵庫縣)電信及電話通話事務開始 (九一九八四)
- 第九百六十一號 石生電信取扱所(兵庫縣)廢止 (九一九八四)
- 第九百六十二號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九一九八四)
- 第九百六十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九一九八五)
- 第九百六十四號 七瀬郵便局(佐賀縣)電信事務開始 (九一九八五)
- 第九百六十五號 電話通話事務開始郵便局名 (九一九八六)
- 第九百六十六號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九一九八六)
- 第九百六十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九一九八七)
- 第九百六十八號 宇部(卯之町兩郵便局)特設電話加入申請受理 (九一九八九)
- 第九百六十九號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九一九九〇)
- 第九百七十號 電信事務開始郵便局名 (九一九九〇)
- 第九百七十一號 電報配達事務廢止電信取扱所名 (九一九九一)
- 第九百七十二號 交野郵便局(大阪府)電話呼出規程第四條ノ取扱開始 (九一九九一)
- 第九百七十三號 船泊信號符字點附 (九一九九一)

- 第九百七十四號 電話通話事務開始郵便局名 (九一九九三)
- 第九百七十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九一九九三)
- 第九百七十六號 明治三十九年告示第二百六十二號(電話料及電話呼出料)中追加 (九一九九四)
- 第九百七十七號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正 (九一九九四)
- 第九百七十八號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中改正 (九一九九五)
- 第九百七十九號 羽咋郵便局(石川縣)電話交換業務開始 (九一九九七)
- 第九百八十號 明治四十二年告示第六百八號(外國新聞電報料金表)中改正 (九一九九七)
- 第九百八十一號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (九一九九八)
- 第九百八十二號 靜岡市内各郵便局同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (九二〇〇〇)
- 第九百八十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算 (九二〇〇〇)
- 第九百八十四號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇〇〇)
- 第九百八十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇〇〇)
- 第九百八十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇〇一)
- 第九百八十七號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇〇二)
- 第九百八十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇〇二)
- 第九百八十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇〇三)
- 第九百九十號 電話交換業務開始郵便局名 (九二〇〇三)
- 第九百九十一號 大野(上根兩郵便局(廣島縣)電信事務開始 (九二〇〇四)

- 第九百九十二號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇〇四)
- 第九百九十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇〇四)
- 第九百九十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇〇五)
- 第九百九十五號 淺草田町郵便局(東京市)設置 (九二〇〇五)
- 第九百九十六號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (九二〇〇五)
- 第九百九十七號 南箕輪郵便局(長野縣)電信及電話通話事務開始 (九二〇〇六)
- 第九百九十八號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇〇六)
- 第九百九十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇〇七)
- 第 千 號 天下茶屋、鶴橋兩郵便局(大阪府)大阪市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (九二〇〇七)
- 第 千 一 號 長濱郵便局(新潟縣)電話通話事務開始 (九二〇〇七)
- 第 千 二 號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇〇七)
- 第 千 三 號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇〇八)
- 第 千 四 號 古川郵便局(宮城縣)特設電話加入申請受理 (九二〇〇八)
- 第 千 五 號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九二〇〇八)
- 第 千 六 號 戶倉郵便局(長野縣)電信事務開始 (九二〇〇九)
- 第 千 七 號 五加郵便局(長野縣)電信事務及電話呼出規程第四條ノ取扱開始 (九二〇〇九)
- 第 千 八 號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇〇九)
- 第 千 九 號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇〇九)

- 第 千 十 號 草津郵便局(廣島縣)特設電話加入申請受理 (九二〇一〇)
- 第 千 十 一 號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九二〇一〇)
- 第 千 十 二 號 博多祇園町郵便局(福岡市)移轉 (九二〇一〇)
- 第 千 十 三 號 順別郵便局(北海道)電信事務開始 (九二〇一〇)
- 第 千 十 四 號 田儀、海潮兩郵便局(島根縣)同上 (九二〇一〇)
- 第 千 十 五 號 大岩郵便局(鳥取縣)同上 (九二〇一一)
- 第 千 十 六 號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中削除 (九二〇一一)
- 第 千 十 七 號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇一一)
- 第 千 十 八 號 大野勝山兩郵便局(福井縣)電話通話事務開始 (九二〇一一)
- 第 千 十 九 號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇一二)
- 第 千 二 十 號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇一二)
- 第 千 二 十 一 號 都野津郵便局(島根縣)電報配達事務開始 (九二〇一三)
- 第 千 二 十 二 號 平谷郵便局(長野縣)電信事務開始 (九二〇一三)
- 第 千 二 十 三 號 榑岡、左澤兩郵便局(山形縣)電話交換業務開始 (九二〇一三)
- 第 千 二 十 四 號 明治四十年告示第五百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中改正 (九二〇一三)
- 第 千 二 十 五 號 墨西哥國ニ於テ向フ六月間通常及小包郵便ニ依リ各種ノ軍器及軍需品輸入ヲ許サ、ル旨當該郵政廳ヨリ通牒 (九二〇一四)
- 第 千 二 十 六 號 水曾福島茅野兩電信取扱所(長野縣)設置 (九二〇一四)

- 第千二十七號 明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取戻若ハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若ハ其金額ノ低減ヲ許ス國及該請求書ヲ宛ツルキ外國官署)中改正 改稱郵便局名 (九二〇一四)
- 第千二十八號 熊鷹電信取扱所(鳥取縣)改稱 (九二〇一五)
- 第千二十九號 愛知縣名古屋港東築地燈竿廢止 (九二〇一五)
- 第千三十號 特設電話加入申請受理郵便局名 (九二〇一五)
- 第千三十一號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九二〇一六)
- 第千三十二號 小野郵便局(長野縣)電話交換業務開始 (九二〇一六)
- 第千三十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇一七)
- 第千三十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇一七)
- 第千三十五號 宮城縣石巻灣萩濱港萩濱燈竿及同灣北上川口石巻燈竿點火休止 (九二〇一七)
- 第千三十六號 處從前ノ通點火 (九二〇一七)
- 第千三十七號 大藏電信取扱所(福岡縣)廢止 (九二〇一八)
- 第千三十八號 松山一番町電信取扱所(松山市)同上 (九二〇一八)
- 第千三十九號 掛川田浦兩電信取扱所設置 (九二〇一八)
- 第千四十號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルキ外國貨幣換算割 (九二〇一八)
- 第千四十一號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇一九)

- 第千四十二號 越喜來郵便局(掛手縣)電信事務開始 (九二〇一九)
- 第千四十三號 野幌郵便局(北海道)電信及電話通話事務開始 (九二〇一九)
- 第千四十四號 野幌電信取扱所(北海道)電報配達事務廢止 (九二〇一九)
- 第千四十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇二〇)
- 第千四十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇二一)
- 第千四十七號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中削除 (九二〇二二)
- 第千四十八號 井手郵便局(京都府)電信事務開始 (九二〇二三)
- 第千四十九號 玉水電信取扱所(京都府)電報配達事務廢止 (九二〇二三)
- 第千五十號 電氣事業法施行規則第六十一條及第六十二條ニ依リ使用スル標旗及標燈樣式 (九二〇二三)
- 第千五十一號 電氣工事規程ニ依リ遞信省ノ管理ニ屬スル通信事業用工作物ニ關シ承諾立會請求方 (九二〇二三)
- 第千五十二號 新設電信取扱所名 (九二〇二三)
- 第千五十三號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇二四)
- 第千五十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇二四)
- 第千五十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇二四)
- 第千五十六號 特設電話加入申請受理郵便局名 (九二〇二五)
- 第千五十七號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九二〇二五)

- 第千五十八號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (九二〇二六)
- 第千五十九號 新設電信取扱所名 (九二〇二六)
- 第千六十號 電信事務開始郵便局名 (九二〇二七)
- 第千六十一號 木屋瀬植木兩郵便局(福岡縣)電話通話事務開始 (九二〇二七)
- 第千六十二號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇二七)
- 第千六十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇二八)
- 第千六十四號 上新井川上兩郵便局(長野縣)電信事務開始 (九二〇二八)
- 第千六十五號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇二八)
- 第千六十六號 神稻郵便局(長野縣)電信及電話通話事務開始 (九二〇二九)
- 第千六十七號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇二九)
- 第千六十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇二九)
- 第千六十九號 伊平、澁川兩郵便局(靜岡縣)電話通話事務開始 (九二〇三〇)
- 第千七十號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇三一)
- 第千七十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇三一)
- 第千七十二號 美谷郵便局(北海道)特設電話加入申請受理 (九二〇三一)
- 第千七十三號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九二〇三一)
- 第千七十四號 真川郵便局(石川縣)設置 (九二〇三二)
- 第千七十五號 岐阜美殿郵便局(岐阜市)移轉改稱 (九二〇三二)
- 第千七十六號 電話交換業務開始郵便局名 (九二〇三三)

- 第千七十七號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇三三)
- 第千七十八號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇三三)
- 第千七十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇三三)
- 第千八十號 明治三十三年告示第二百四十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇三四)
- 第千八十一號 田代郵便局(神奈川縣)特設電話加入申請受理 (九二〇三四)
- 第千八十二號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (九二〇三四)
- 第千八十三號 明治四十一年告示第九百六十一號(帝國、外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (九二〇三五)
- 第千八十四號 赤倉、原里兩郵便閉鎖後取扱事務承繼郵便局名 (九二〇三五)
- 第千八十五號 大阪中央電信局ニ於テ同報電信加入申請受理 (九二〇三六)
- 第千八十六號 中竹田、鹿忍兩郵便局電信及電話通話事務開始 (九二〇三六)
- 第千八十七號 電話通話事務開始郵便局名 (九二〇三六)
- 第千八十八號 竹田電信取扱所(兵庫縣)廢止 (九二〇三六)
- 第千八十九號 明治三十三年告示第三百四十四號(電話呼出地域)中追加 (九二〇三七)
- 第千九十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (九二〇三七)
- 第千九十一號 電氣計器試驗規則第二條ニ依リ電氣計器ノ型式承認 (九二〇三九)
- 第千九十二號 亞米利加丸無線電信局設置ノ船舶定案港變更 (二〇二二八六)
- 第千九十三號 高藏寺、下ノ庄兩電信取扱所設置 (二〇二二八六)
- 第千九十四號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (二〇二二八七)

- 第千九十五號 明治三十三年告示第六十四號(郵送禁制品目表)中追加 (一〇三三二八七)
- 第千九十六號 栗山郵便局(北海道)特設電話加入申請受理 (一〇三三二八七)
- 第千九十七號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇三三二八七)
- 第千九十八號 箕作郵便局(靜岡縣)電信事務開始 (一〇三三二八八)
- 第千九十九號 宮内、長崎兩郵便局(山形縣)電話交換業務開始 (一〇三三二八八)
- 第千一百號 一色郵便局(神奈川縣)同上 (一〇三三二八八)
- 第千一百一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二八八)
- 第千一百二號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇三三二八九)
- 第千一百三號 明治三十三年告示第二百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三二八九)
- 第千一百四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二九〇)
- 第千一百五號 兵庫南邊瀬川郵便局(神戸市)移轉 (一〇三三二九二)
- 第千一百六號 別所郵便局(長野縣)電話交換業務開始 (一〇三三二九二)
- 第千一百七號 吉田、眞壁兩郵便局特設電話加入申請受理 (一〇三三二九二)
- 第千一百八號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇三三二九二)
- 第千一百九號 モルタ、トリポリ間海底電信線不通ノ旨電信聯合總理局ヨリ通知 (一〇三三二九三)
- 第千一百十號 西條郵便局(愛媛縣)特設電話加入申請受理 (一〇三三二九三)
- 第千一百十一號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇三三二九三)
- 第千一百十二號 新設電信取扱所名 (一〇三三二九四)

- 第千一百十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二九五)
- 第千一百十四號 新庄郵便局(廣島縣)電信事務開始 (一〇三三二九五)
- 第千一百十五號 輪島郵便局(石川縣)電話交換業務開始 (一〇三三二九五)
- 第千一百十六號 和知、胡麻、綾部各電信取扱所(京都府)設置 (一〇三三二九五)
- 第千一百十七號 新設電信取扱所名 (一〇三三二九六)
- 第千一百十八號 丹波市、畝傍、櫻井各電信取扱所(奈良縣)設置 (一〇三三二九六)
- 第千一百十九號 明治四十一年告示第九百六十一號(帝國、外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (一〇三三二九六)
- 第千一百二十號 上河津郵便局(靜岡縣)電信事務開始 (一〇三三二九八)
- 第千一百二十一號 軍艦信號符字點附 (一〇三三二九八)
- 第千一百二十二號 明治四十四年告示第二百一十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (一〇三三二九八)
- 第千一百二十三號 志雄、向田兩郵便局(石川縣)電話通話事務開始 (一〇三三二九八)
- 第千一百二十四號 明治三十三年告示第二百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三二九九)
- 第千一百二十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二九九)
- 第千一百二十六號 同上 (一〇三三二九九)
- 第千一百二十七號 香登郵便局(岡山縣)電信事務開始 (一〇三三三〇〇)
- 第千一百二十八號 岩澤郵便局(新潟縣)同上 (一〇三三三〇〇)
- 第千一百二十九號 田村郵便局(神奈川縣)電信事務開始 (一〇三三三〇〇)
- 第千一百三十號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇三三三〇〇)

- 第千三百二十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三〇一)
- 第千三百二十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三〇二)
- 第千三百二十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算割合 (一〇三三〇三)
- 第千三百三十四號 明治四十四年告示第二百一十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (一〇三三〇四)
- 第千三百三十五號 金津、栗田部兩郵便局(福井縣)電話交換業務開始 (一〇三三〇五)
- 第千三百三十六號 岩雄登鑛業特設電話所(北海道)設置 (一〇三三〇六)
- 第千三百三十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三〇七)
- 第千三百三十八號 電話交換業務開始郵便局名 (一〇三三〇八)
- 第千三百三十九號 山寺、和田兩郵便局電信及電話通話事務開始 (一〇三三〇九)
- 第千三百四十號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十一號 強首、新波兩郵便局(秋田縣)電信事務開始 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十二號 和田電信取扱所(秋田縣)電報配達事務廢止 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十五號 今宿、坂野市兩郵便局電話通話事務開始 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十六號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三一〇)
- 第千三百四十八號 日下郵便局(鳥取縣)ニ於テ電話加入者ノ託送電報ヲ取扱フ (一〇三三一〇)

- 第千四百四十九號 高山郵便局(岐阜縣)特設電話變更 (一〇三三〇八)
- 第千四百五十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話加入登記料、電話使用料、電話加入名義書換料及電話番號簿換料ニ關スル土地種別)中追加 (一〇三三〇八)
- 第千四百五十一號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (一〇三三〇九)
- 第千四百五十二號 テルナ(トリポリ)、グエレミンク(亞細亞土耳其)間無線電信通信不通ノ旨電信聯合總理局ヨリ通知 (一〇三三〇九)
- 第千四百五十三號 田代郵便局(佐賀縣)電信事務開始 (一〇三三〇九)
- 第千四百五十四號 田代電信取扱所(佐賀縣)電報配達事務廢止 (一〇三三〇九)
- 第千四百五十五號 特設電話加入申請受理郵便局名 (一〇三三〇九)
- 第千四百五十六號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇三三一一〇)
- 第千四百五十七號 船舶信號符字點附 (一〇三三一一一)
- 第千四百五十八號 石川縣七尾灣トリグリ浮標、大瀨磯浮標及和歌出磯浮標ヲ挂燈浮標ニ變更大瀨南西方浮標撤去 (一〇三三一一三)
- 第千四百五十九號 首里、佐伯兩郵便局特設電話加入申請受理 (一〇三三一一五)
- 第千四百六十號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇三三一一五)
- 第千四百六十一號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中削除 (一〇三三一一六)
- 第千四百六十二號 モルタ、トリポリ間海底電信線全通ノ旨電信聯合總理局ヨリ通知 (一〇三三一一六)

- 第千六百六十三號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇三三二六)
- 第千六百六十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三二六)
- 第千六百六十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二七)
- 第千六百六十六號 新設電信取扱所名 (一〇三三二七)
- 第千六百六十七號 波子郵便局(島根縣)電信事務開始 (一〇三三二八)
- 第千六百六十八號 久芳郵便局(廣島縣)郵便物集配事務開始 (一〇三三二八)
- 第千六百六十九號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇三三二八)
- 第千六百七十號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三二八)
- 第千六百七十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二九)
- 第千六百七十二號 新道、中田、上田尻、北條、中舖石、岡野町各郵便局(新潟縣)電話通話事務開始 (一〇三三三一)
- 第千六百七十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三三一)
- 第千六百七十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三三一)
- 第千六百七十五號 トリポリ發着新聞事項ニ關スル電報檢閱ノメ、羅馬へ回送スル旨トリポリ電信局ヨリ通知 (一〇三三三一)
- 第千六百七十六號 四谷電信取扱所(東京市)廢止 (一〇三三三三)
- 第千六百七十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (一〇三三三三)
- 第千六百七十八號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中削除 (一〇三三三三)
- 第千六百七十九號 同改正 (一〇三三三三)

- 第千八百八十號 夏川郵便局(石川縣)電信事務開始 (一〇三三三四)
- 第千八百八十一號 電信事務開始郵便局名 (一〇三三三四)
- 第千八百八十二號 東那須野電信取扱所(栃木縣)電報配達事務廢止 (一〇三三三四)
- 第千八百八十三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (一〇三三三四)
- 第千八百八十四號 土耳其國ニ於テハ隱語ヲ以テ記載シタル電報ノ發着ヲ禁止シタル旨電信聯合總理局ヨリ通知 (一〇三三三五)
- 第千八百八十五號 清國漢口宛電報ハ發信人ノ危險ニ於テノミ受付ケ同地宛私報ハ英語ヲ以テ記載シタルモノニ限ル旨同國電信主管廳ヨリ通知 (一〇三三三五)
- 第千八百八十六號 明治四十四年告示第二百一十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (一〇三三三五)
- 第千八百八十七號 明治四十四年告示第四百三十五號(鐵道列車内及船舶内ニ於ケル郵便現業事務)ノ所掌郵便局線路區域及管轄通信管理局)中改正 (一〇三三三八)
- 第千八百八十八號 内地ヨリ臺灣及樺太ニ宛テタル郵便物ノ配達及集金郵便ニ依ル現金取立ニ關スル取扱方 (一〇三三三八)
- 第千八百八十九號 作濱郵便局(北海道)設置 (一〇三三三八)
- 第千八百九十號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇三三三九)
- 第千八百九十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三三九)
- 第千八百九十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三三九)

- 第千九百九十三號 谷地郵便局(山形縣)電話交換業務開始 (一〇三三三三)
- 第千九百九十四號 小林、只見、片門、氣多宮各郵便局(福島縣)電信事務開始 (一〇三三三二)
- 第千九百九十五號 南原郵便局(山形縣)電話及電話通話事務開始 (一〇三三三一)
- 第千九百九十六號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇三三三〇)
- 第千九百九十七號 明治二十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三二九)
- 第千九百九十八號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二八)
- 第千九百九十九號 京都烏丸魚棚郵便局(京都市)移轉改稱 (一〇三三二七)
- 第千二百號 尾崎郵便局(兵庫縣)電信事務開始 (一〇三三二六)
- 第千二百一號 船舶内ニ設置ノ無線電信局ニ於テハ其船舶休航又ハ碇泊中無線電報ノ取扱ヲ爲サ、ルコトアルハキ件 (一〇三三二五)
- 第千二百二號 草野、小郡兩郵便局(福岡縣)電信事務開始 (一〇三三二四)
- 第千二百三號 船舶信號符字點附 (一〇三三二三)
- 第千二百四號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三二二)
- 第千二百五號 沖繩縣琉球國那覇港三重城燈臺假燈撤去本燈點火 (一〇三三二一)
- 第千二百六號 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名表)中追加 (一〇三三二〇)
- 第千二百七號 明治四十二年告示第三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (一〇三三一九)
- 第千二百八號 白川郵便局(新潟縣)改稱 (一〇三三一八)

第千二百二十九號
改正
以下本號中

- 第千二百九號 トリポリ各地宛電報取扱方電信聯合總理局ヨリ通知 (一〇三三一八)
- 第千二百十號 明治四十四年告示第二百一十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (一〇三三一七)
- 第千二百十一號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (一〇三三一六)
- 第千二百十二號 賀田郵便局(青森縣)電話通話事務開始 (一〇三三一五)
- 第千二百十三號 明治二十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三一四)
- 第千二百十四號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三一三)
- 第千二百十五號 新井、曾根兩郵便局電話通話事務開始 (一〇三三一二)
- 第千二百十六號 明治二十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三一〇)
- 第千二百十七號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三〇九)
- 第千二百十八號 電信事務開始郵便局名 (一〇三三〇八)
- 第千二百十九號 八尾郵便局(富山縣)特設電話加入申請受理 (一〇三三〇七)
- 第千二百二十號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇三三〇六)
- 第千二百二十一號 奥浦郵便局(愛媛縣)電信事務開始 (一〇三三〇五)
- 第千二百二十二號 廣島縣布刈瀬戸因ノ島大濱崎ノ北方布刈瀬戸潮流觀測挂燈浮標流轉 (一〇三三〇四)
- 第千二百二十三號 鬼無郵便局(香川縣)電信及電話通話事務開始 (一〇三三〇三)
- 第千二百二十四號 明治二十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇三三〇二)
- 第千二百二十五號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇三三〇一)

- 第千二百二十六號 新設電信取扱所名 (一〇)三三四四
- 第千二百二十七號 入善郵便局(富山縣)電話交換業務開始 (一〇)三三四四
- 第千二百二十八號 磯部下保倉上下濱吉井各郵便局(新潟縣)電信事務開始 (一〇)三三四四
- 第千二百二十九號 明治四十四年告示第千二百九號(トリボロ)各地宛電報取扱方 (一〇)三三四四
- 電信聯合總理局ヨリ通知(中改正) (一〇)三三四四
- 第千二百三十號 遠江國鷺津ヲ船舶検査臨時執行地トス (一〇)三三四五
- 第千二百三十一號 上海、廈門、福州、香港、芝罘、威海衛、青島ヲ除ク外清國各地宛外 (一〇)三三四五
- 國電報ハ發信人ノ危險ニ於テ受付クヘキ旨清國電信主管廳ヨリ通知 (一〇)三三四五
- 第千二百三十二號 吉田、河和、二川各郵便局(愛知縣)特設電話加入申請受理 (一〇)三三四五
- 第千二百三十三號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇)三三四五
- 第千二百三十四號 大善寺、西牟田、夜須各郵便局(福岡縣)電話通話事務開始 (一〇)三三四六
- 第千二百三十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇)三三四六
- 第千二百三十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇)三三四七
- 第千二百三十七號 明治四十四年告示第百二十一號(外國小包郵便料金表)中削除 (一〇)三三四八
- 第千二百三十八號 鬼無電信取扱所(香川縣)廢止 (一〇)三三四八
- 第千二百三十九號 福岡市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (一〇)三三四八

- 第千二百四十號 電信事務開始郵便局名 (一〇)三三四八
- 第千二百四十一號 吉井、羽犬塚兩郵便局(福岡縣)電話交換業務開始 (一〇)三三四八
- 第千二百四十二號 湖南、湖北、貴州、四川ノ各省ニ於ケル清國郵便局所在地宛小包郵便物當分ノ内遞送スルヲ得サル件 (一〇)三三四九
- 第千二百四十三號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇)三三四九
- 第千二百四十四號 電信及電話通話事務開始郵便局名 (一〇)三三四九
- 第千二百四十五號 明科電信取扱所(長野縣)電報配達事務廢止 (一〇)三三五〇
- 第千二百四十六號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇)三三五〇
- 第千二百四十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇)三三五一
- 第千二百四十八號 千住郵便局(東京府)移轉 (一〇)三三五三
- 第千二百四十九號 南千住郵便局(東京府)設置 (一〇)三三五三
- 第千二百五十號 千住中組、千住五兩郵便局(東京府)廢止 (一〇)三三五四
- 第千二百五十一號 中宮祠郵便局(栃木縣)開設期間改正 (一〇)三三五四
- 第千二百五十二號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇)三三五四
- 第千二百五十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇)三三五四
- 第千二百五十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇)三三五五
- 第千二百五十五號 盛郵便局(巖手縣)電話交換業務開始 (一〇)三三五五

- 第一千二百五十六號 西馬音内郵便局(秋田縣)電話通話事務開始 (一〇)三三五六
- 第一千二百五十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇)三三五六
- 第一千二百五十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一〇)三三五六
- 第一千二百五十九號 竹田郵便局(大分縣)特設電話加入申請受理 (一〇)三三五七
- 第一千二百六十號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一〇)三三五七
- 第一千二百六十一號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル外國貨幣換算割合 (一〇)三三五七
- 第一千二百六十二號 淺草淺草町郵便局(東京市)電信事務開始 (一〇)三三五八
- 第一千二百六十三號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (一〇)三三五八
- 第一千二百六十四號 土ヶ呂郵便局(宮崎縣)電話交換業務開始 (一〇)三三五八
- 第一千二百六十五號 福島宮田兩郵便局(長野縣)同上 (一〇)三三五八
- 第一千二百六十六號 電話通話事務開始郵便局名 (一〇)三三五九
- 第一千二百六十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一〇)三三五九
- 第一千二百六十八號 同改正 (一〇)三三六〇
- 第一千二百六十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (一〇)三三六〇
- 第一千二百七十號 船舶信號符字點附 (一一)三四五八

- 第一千二百七十一號 明治四十四年告示第二百二十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (一一)三四六〇
- 第一千二百七十二號 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車内及船舶内ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄通信管理局)中改正 (一一)三四六一
- 第一千二百七十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中削除 (一一)三四六一
- 第一千二百七十四號 恩根内郵便局(北海道)設置 (一一)三四六一
- 第一千二百七十五號 電信事務開始郵便局名 (一一)三四六二
- 第一千二百七十六號 田主丸郵便局(福岡縣)電話交換業務開始 (一一)三四六二
- 第一千二百七十七號 磯部郵便局(福島縣)電信及電話通話事務開始 (一一)三四六三
- 第一千二百七十八號 相川郵便局(福島縣)電信事務開始 (一一)三四六三
- 第一千二百七十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一)三四六三
- 第一千二百八十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一)三四六三
- 第一千二百八十一號 朝日野郵便局(滋賀縣)電話通話事務開始 (一一)三四六四
- 第一千二百八十二號 櫻川郵便局(滋賀縣)電信及電話通話事務開始 (一一)三四六四
- 第一千二百八十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一)三四六四
- 第一千二百八十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一)三四六四
- 第一千二百八十五號 千葉縣野島崎燈臺ニ設置ノ務警號燈發回數變更 (一一)三四六五

- 第千二百八十六號 明治四十三年告示第千一百一十二號(外國無線電報ノ外國海岸料及船舶料金表)中改正 (一一)三四六五
- 第千二百八十七號 下富良野、美谷、歌葉各郵便局(北海道)電話事務開始 (一一)三四六六
- 第千二百八十八號 上富良野、中富良野兩郵便局(北海道)電信及電話通話事務開始 (一一)三四六六
- 第千二百八十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一)三四六六
- 第千二百九十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一)三四六六
- 第千二百九十一號 鹽尻、上大門兩郵便局(長野縣)電話交換業務開始 (一一)三四六八
- 第千二百九十二號 福島郵便局(長野縣)電話通話事務開始 (一一)三四六七
- 第千二百九十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一)三四六八
- 第千二百九十四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一)三四六八
- 第千二百九十五號 同上 (一一)三四六八
- 第千二百九十六號 同上 (一一)三四六九
- 第千二百九十七號 金平郵便局(石川縣)電信事務開始 (一一)三四六九
- 第千二百九十八號 小牧、橫須賀兩郵便局(愛知縣)特設電話加入申請受理 (一一)三四六九
- 第千二百九十九號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一一)三四七〇
- 第千三百號 中條郵便局(新潟縣)電話交換業務開始 (一一)三四七一

- 第千三百一號 燕、地藏堂、寺泊各郵便局(新潟縣)同上 (一一)三四七一
- 第千三百二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一)三四七一
- 第千三百三號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (一一)三四七二
- 第千三百四號 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名表)中追加 (一一)三四七二
- 第千三百五號 神田佐久間町郵便局(東京市)移轉改稱 (一一)三四七二
- 第千三百六號 明治四十四年告示第二百一十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (一一)三四七三
- 第千三百七號 陸軍特別大演習大本營內郵便局(久留米市)設置 (一一)三四七四
- 第千三百八號 久留米兩替町郵便局(久留米市)電信事務開始 (一一)三四七四
- 第千三百九號 羽犬塚電信取扱所(福岡縣)設置 (一一)三四七四
- 第千三百十號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中追加 (一一)三四七四
- 第千三百十一號 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車內及船舶內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局)中改正 (一一)三四七四
- 第千三百十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一)三四七五
- 第千三百十三號 鷹取、飾磨兩電信取扱所設置 (一一)三四七五
- 第千三百十四號 新設電信取扱所名 (一一)三四七六

- 第千三百十五號 電話交換業務開始郵便局名 (一一三三四七六)
- 第千三百十六號 電話通話事務開始郵便局名 (一一三三四七六)
- 第千三百十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三三四七七)
- 第千三百十八號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三三四七七)
- 加
- 第千三百十九號 商船學校規則廢止 (一一三三四七八)
- 第千三百二十號 水澤鑛業特設電話所(巖手縣)設置 (一一三三四七八)
- 第千三百二十一號 福井縣敦賀港假設掛燈浮標燈器故障ノメ點火休止 (一一三三四七九)
- 第千三百二十二號 軍艦信號符字點附 (一一三三四七九)
- 第千三百二十三號 松之山湯本郵便局(新潟縣)電信事務開始 (一一三三四七九)
- 第千三百二十四號 陸軍特別大演習紀念ノメ特殊通信日附印使用 (一一三三四七九)
- 第千三百二十五號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (一一三三四八〇)
- 船舶信號符字點附 (一一三三四八一)
- 第千三百二十六號 川尻郵便局(廣島縣)電信事務開始 (一一三三四八三)
- 第千三百二十七號 樺太西能登呂岬燈臺ニ於テ船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ (一一三三四八四)
- 第千三百二十八號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算 (一一三三四八四)
- 割合 (一一三三四八四)
- 第千三百三十號 長崎遞信管理局海事部ニ於テ長崎港、島原海灣兩水先臨水先 (一一三三四八四)

人試驗執行

- 第千三百三十一號 本城郵便局(宮崎縣)電信事務開始 (一一三三四八四)
- 第千三百三十二號 鄉內郵便局(岡山縣)電話交換業務開始 (一一三三四八四)
- 第千三百三十三號 振老、月形兩郵便局(北海道)電話通話事務開始 (一一三三四八五)
- 第千三百三十四號 峯延郵便局(北海道)電信及電話通話事務開始 (一一三三四八五)
- 第千三百三十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三三四八五)
- 第千三百三十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三三四八六)
- 加
- 第千三百三十七號 峯延電信取扱所(北海道)廢止 (一一三三四八六)
- 第千三百三十八號 西郷郵便局(島根縣)電話通話事務及電話交換業務開始 (一一三三四八六)
- 第千三百三十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三三四八六)
- 第千三百四十號 電話通話事務開始郵便局名 (一一三三四八七)
- 第千三百四十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三三四八七)
- 第千三百四十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三三四八八)
- 加
- 第千三百四十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三三四八九)
- 第千三百四十四號 拔海、湧別四號線兩郵便局(北海道)電信事務開始 (一一三三四八九)
- 第千三百四十五號 上富良野、中富良野兩電信取扱所(北海道)電報配達事務廢止 (一一三三四九〇)
- 第千三百四十六號 赤穂郵便局(長野縣)電話交換業務開始 (一一三三四九〇)

- 第千三百四十七號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (一)三四九〇
- 第千三百四十八號 佐賀縣東松浦郡入野村大字星賀字臺ヶ崎ト長崎縣北松浦郡底 (二)三四九〇
- 島村大字神崎免字古神田トノ間ニ水底電線布設
- 第千三百四十九號 電話通話事務開始郵便局名 (一)三四九二
- 第千三百五十號 明治二十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二)三四九二
- 第千三百五十一號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一)三四九二
- 加
- 來迎寺郵便局(新潟縣)電信事務開始 (一)三四九三
- 來迎寺電信取扱所(新潟縣)電報配達事務廢止 (二)三四九三
- 第千三百五十四號 浦谷郵便局(宮城縣)特設電話加入申請受理 (二)三四九三
- 第千三百五十五號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一)三四九四
- 第千三百五十六號 和納郵便局(新潟縣)電信事務開始 (二)三四九四
- 第千三百五十七號 陸軍特別大演習大本營内郵便局(久留米市)廢止 (一)三四九四
- 第千三百五十八號 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追加 (二)三四九四
- 第千三百五十九號 久保澤、島屋、橋本各郵便局(神奈川縣)電信事務開始 (一)三四九五
- 第千三百六十號 二及郵便局(愛媛縣)電信事務開始 (二)三四九五
- 第千三百六十一號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一)三四九五
- 加
- 伊敷郵便局(鹿兒島市)改稱 (一)三四九六

- 第千三百六十二號 水原郵便局(新潟縣)電話交換業務開始 (一)三四九七
- 第千三百六十四號 電信事務開始郵便局名 (二)三四九七
- 第千三百六十五號 深川、黒江郵便局(東京市)移轉改稱 (一)三四九七
- 第千三百六十六號 海老津、行橋、飯塚各電信取扱所(福岡縣)設置 (二)三四九七
- 第千三百六十七號 明治四十二年告示第七十二號(入札又ハ契約ノ保證金トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類)中追加 (一)三四九八
- 第千三百六十八號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算 (二)三四九八
- 割合
- 第千三百六十九號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一)三四九八
- 加
- 竹田郵便局(大分縣)電話通話事務開始 (一)三四九九
- 第千三百七十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二)三四九九
- 第千三百七十二號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一)三四九九
- 加
- 明治四十二年告示第三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中追加 (一)三四九九
- 第千三百七十四號 備後丸無線電信局設置 (一)三五〇〇
- 第千三百七十五號 信濃丸無線電信局廢止 (一)三五〇〇
- 第千三百七十六號 突符、下郷兩郵便局電信事務開始 (一)三五〇〇

- 第千三百七十七號 電話交換業務開始郵便局名 (一一三五〇〇)
- 第千三百七十八號 須崎郵便局(高知縣)電話通話事務開始 (一一三五〇一)
- 第千三百七十九號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三五〇一)
- 第千三百八十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三五〇一)
- 加
- 第千三百八十一號 大和田鑛業特設電話所(北海道)設置 (一一三五〇一)
- 第千三百八十二號 名古屋東陽館通郵便局(名古屋市)改稱 (一一三五〇二)
- 第千三百八十三號 伊土兩國間交戰中ニ付キ兵器其他伊國政府ノ宣言ニ依リ戰時禁制品ト看做スヘキ物品包有歐亞土耳其古宛ノ小包郵便物ハ佛國經由遞送シ得サル旨萬國郵便聯合總管理局ヨリ通知 (一一三五〇二)
- 淡輪電信取扱所(大阪府)開設期間改正 (一一三五〇二)
- 第千三百八十四號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (一一三五〇二)
- 第千三百八十六號 電話通話事務開始郵便局名 (一一三五〇三)
- 第千三百八十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三五〇三)
- 第千三百八十八號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三五〇三)
- 加
- 第千三百八十九號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中改正 (一一三五〇五)
- 第千三百九十號 一色郵便局(神奈川縣)電信事務開始 (一一三五〇六)

- 第千三百九十一號 明治四十四年告示第二百二十一號(外國小包郵便料金表)中改正 (一一三五〇六)
- 正
- 第千三百九十二號 明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取戻若ハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若ハ其ノ金額ノ低減ヲ許ス國及該請求書ヲ宛テヘキ外國官署)中削除 (一一三五〇七)
- 第千三百九十三號 大宮郵便局(靜岡縣)電話交換業務開始 (一一三五〇七)
- 第千三百九十四號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (一一三五〇八)
- 第千三百九十五號 深堀江迎南田平各郵便局(長崎縣)電話通話事務開始 (一一三五〇八)
- 第千三百九十六號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三五〇八)
- 第千三百九十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三五〇八)
- 加
- 第千三百九十八號 布勢郵便局(富山縣)電信事務開始 (一一三五〇九)
- 第千三百九十九號 祝津郵便局(北海道)電話通話事務開始 (一一三五〇九)
- 第千四百號 曾根郵便局(新潟縣)電話交換業務開始 (一一三五〇九)
- 第千四百一號 龜田郵便局(新潟縣)同上 (一一三五一〇)
- 第千四百二號 船舶信號符字附 (一一三五一〇)
- 第千四百三號 電話通話事務開始郵便局名 (一一三五一一)
- 第千四百四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三五一一)

- 第千四百五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三)五二二
- 第千四百六號 山下郵便局(兵庫縣)電信及電話通話事務開始 (一一三)五二二
- 第千四百七號 日本橋南茅場町、本郷湯島三組町兩郵便局(東京市)移轉改稱 (一一三)五二三
- 第千四百八號 比田、龜嵩兩郵便局(島根縣)電信事務開始 (一一三)五二四
- 第千四百九號 北海道後志國日和山燈臺燈質及燭光數等變更 (一一三)五二五
- 第千四百十號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三)五二六
- 第千四百十一號 明科郵便局(長野縣)電話交換業務開始 (一一三)五二七
- 第千四百十二號 明治三十年告示第二百五十七號(電話加入區域)中追加 (一一三)五二八
- 第千四百十三號 關釜間船內第五郵便局設置 (一一三)五二九
- 第千四百十四號 電話通話事務開始郵便局名 (一一三)五三〇
- 第千四百十五號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三)五三一
- 第千四百十六號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正 (一一三)五三二
- 第千四百十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三)五三三
- 第千四百十八號 佐賀縣東松浦郡呼子村私設鷹島燈臺免許期限滿了ニ付、點火 (一一三)五三四

- 第千四百十九號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三)五三五
- 第千四百二十號 美谷郵便局(北海道)電話交換事務開始 (一一三)五三六
- 第千四百二十一號 下麻生郵便局(岐阜縣)特設電話加入申請受理 (一一三)五三七
- 第千四百二十二號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (一一三)五三八
- 第千四百二十三號 熊本唐人町郵便局(熊本市)移轉改稱 (一一三)五三九
- 第千四百二十四號 尾去澤鑛業特設電話所(秋田縣)設置 (一一三)五四〇
- 第千四百二十五號 青羽根、本立野兩郵便局(靜岡縣)電信事務開始 (一一三)五四一
- 第千四百二十六號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (一一三)五四二
- 第千四百二十七號 蒲田郵便局(東京府)電信及電話通話事務開始 (一一三)五四三
- 第千四百二十八號 小淵澤郵便局(山梨縣)電信事務開始 (一一三)五四四
- 第千四百二十九號 蒲田電信取扱所(東京府)電報配達事務廢止 (一一三)五四五
- 第千四百三十號 小淵澤電信取扱所(山梨縣)廢止 (一一三)五四六
- 第千四百三十一號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正 (一一三)五四七
- 第千四百三十二號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三)五四八
- 第千四百三十三號 高知蓮池町郵便局(高知市)移轉改稱 (一一三)五四九
- 第千四百三十四號 和歌山本町郵便局(和歌山市)同上 (一一三)五五〇

- 第千四百三十五號 七二會中線高府各郵便局(長野縣)電信事務開始 (一一三六四三)
- 第千四百三十六號 改稱郵便局名 (一一三六四三)
- 第千四百三十七號 電氣計器試驗規則ニ依リ電氣計器ノ型式承認 (一一三六四五)
- 第千四百三十八號 坂越郵便局(兵庫縣)電話交換業務開始 (一一三六五〇)
- 第千四百三十九號 磯田屋妙見竹澤各郵便局(新潟縣)電信事務開始 (一一三六五〇)
- 第千四百四十號 宮内電信取扱所(新潟縣)電報配達事務廢止 (一一三六五〇)
- 第千四百四十一號 諫早郵便局(長崎縣)電話交換業務開始 (一一三六五〇)
- 第千四百四十二號 高崎郵便局(千葉縣)電報配達業務開始 (一一三六五一)
- 第千四百四十三號 五所川原郵便局(青森縣)電話交換業務開始 (一一三六五一)
- 第千四百四十四號 竹貫郵便局(福島縣)電信事務開始 (一一三六五一)
- 第千四百四十五號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三六五一)
- 對馬國嚴原港内水底電線標識浮標沈失假浮標設置 (一一三六五二)
- 第千四百四十六號 大分縣東國東郡伊美村大字伊美字高熊ノ同縣同郡廻島村字邊ノ間ニ水底電線布設 (一一三六五二)
- 第千四百四十七號 一色郵便局(神奈川縣)電報配達業務廢止 (一一三六五四)
- 第千四百四十八號 京都三條大宮郵便局(京都市)移轉 (一一三六五四)
- 第千四百四十九號 深海、湯江兩郵便局(長崎縣)電話通話事務開始 (一一三六五四)
- 第千四百五十號 明治三十二年告示第百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三六五四)

- 第千四百五十二號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三六五五)
- 第千四百五十三號 枳豆志郵便局(愛知縣)改稱 (一一三六五五)
- 第千四百五十四號 中野町、杖岡兩郵便局電信及電話通話事務開始 (一一三六五五)
- 第千四百五十五號 明治三十三年告示第百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三六五五)
- 第千四百五十六號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三六五六)
- 第千四百五十七號 泊古平兩郵便局電話交換業務開始 (一一三六五六)
- 第千四百五十八號 本所梅森町郵便局(東京市)移轉改稱 (一一三六五七)
- 第千四百五十九號 電信事務開始郵便局名 (一一三六五七)
- 第千四百六十號 天龍川電信取扱所(靜岡縣)電報配達業務廢止 (一一三六五七)
- 第千四百六十一號 廣島縣布刈瀬戶因ノ島大濱崎ノ北方布刈瀬戶潮流觀測挂燈浮標沈轉ノ處從前ノ通標設置 (一一三六五七)
- 第千四百六十二號 佐賀縣東松浦郡呼子港口麻島燈臺點燈廢止ノ處村立ノ爲メ點火 (一一三六五八)
- 第千四百六十三號 明治四十二年告示第百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (一一三六五九)
- 第千四百六十四號 上郷郵便局(長野縣)電話通話事務開始 (一一三六五九)
- 第千四百六十五號 明治三十九年告示第百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三六五九)

- 第千四百六十六號 福井縣敦賀港假設掛燈浮標點火休止ノ處從前ノ通除火 (一三三六五九)
- 第千四百六十七號 白耳義領公果萬國電信條約ニ加入 (一三三六六〇)
- 第千四百六十八號 萬國電信條約書附屬國際業務規則中追加 (一三三六六〇)
- 第千四百六十九號 東京中央電話局本所分局(東京市)設置 (一三三六六〇)
- 第千四百七十號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中追加 (一三三六六〇)
- 第千四百七十一號 布部郵便局(島根縣)電信事務開始 (一三三六六一)
- 第千四百七十二號 澤根新町兩郵便局(新潟縣)電話交換業務開始 (一三三六六一)
- 第千四百七十三號 名寄郵便局(北海道)同上 (一三三六六一)
- 第千四百七十四號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルキ外國貨幣換算 (一三三六六一)
- 劃合
- 第千四百七十五號 須古、吉田兩郵便局(佐賀縣)電信事務開始 (一三三六六一)
- 第千四百七十六號 能登國七尾灣ニ導燈建設毎夜點火 (一三三六六二)
- 第千四百七十七號 川越高澤町郵便局(埼玉縣)改稱 (一三三六六三)
- 第千四百七十八號 灘住吉、明石橋屋町兩郵便局(兵庫縣)電信事務開始 (一三三六六三)
- 第千四百七十九號 明治四十二年告示第六百八號(外國新聞電報料金表)中改正 (一三三六六四)
- 第千四百八十號 今市郵便局(兵庫縣)設置 (一三三六七一)
- 第千四百八十一號 黑崎郵便局(福岡縣)電話交換業務開始 (一三三六七一)
- 第千四百八十二號 中河原、宮下兩郵便局(鳥取縣)電信及電話通話事務開始 (一三三六七二)
- 第千四百八十三號 電話通話事務開始郵便局名 (一三三六七二)

- 第千四百八十四號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一三三六七三)
- 第千四百八十五號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一三三六七三)
- 第千四百八十六號 賀茂郵便局(愛知縣)電信事務開始 (一三三六七四)
- 第千四百八十七號 電信事務開始郵便局名 (一三三六七四)
- 第千四百八十八號 東京中央電話局本所分局(東京市)電話交換業務開始 (一三三六七四)
- 第千四百八十九號 長洲、宇佐兩郵便局(大分縣)電話通話事務開始 (一三三六七四)
- 第千四百九十號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一三三六七五)
- 第千四百九十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一三三六七五)
- 加
- 第千四百九十二號 逗子郵便局(神奈川縣)電話交換業務開始 (一三三六七五)
- 第千四百九十三號 小久米、吉瀨兩郵便局(富山縣)電信事務開始 (一三三六七六)
- 第千四百九十四號 三島電信取扱所(靜岡縣)電報配達事務廢止 (一三三六七六)
- 第千四百九十五號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中追加 (一三三六七六)
- 第千四百九十六號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル (一三三六七六)
- 制限)中改正
- 第千四百九十七號 長津田、佐倉兩郵便局電信事務開始 (一三三六七七)
- 第千四百九十八號 電話交換業務開始郵便局名 (一三三六七七)
- 第千四百九十九號 苗穗、名寄、札内、幌糠、留萌、直別、上幌向各電信取扱所(北海道) (一三三六七七)
- 設置

- 第一千五百百號 初倉郵便局(靜岡縣)電信事務開始 (一一三六七八)
- 第一千五百一號 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算 (一一三六七八)
- 第一千五百二號 割合 清國漢口宛電報中私報受付方清國電信主管廳ヨリ通知 (一一三六七八)
- 第一千五百三號 生野郵便局(兵庫縣)電話交換業務開始 (一一三六七九)
- 第一千五百四號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三六七九)
- 第一千五百五號 新井郵便局(新潟縣)電話交換業務開始 (一一三六七九)
- 第一千五百六號 間々田郵便局(枋木縣)電信及電話通話事務開始 (一一三六七九)
- 第一千五百七號 電信事務開始郵便局名 (一一三六八〇)
- 第一千五百八號 岩瀬電信取扱所(茨城縣)廢止 (一一三六八〇)
- 第一千五百九號 電報配達事務廢止電信取扱所名 (一一三六八〇)
- 第一千五百十號 明治三十二年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三六八〇)
- 第一千五百十一號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三六八一)
- 第一千五百十二號 加 京都室町丸太町郵便局(京都市)移轉改稱 (一一三六八一)
- 第一千五百十三號 電話交換業務開始郵便局名 (一一三六八一)
- 第一千五百十四號 明治四十二年告示第六百七號(外國電報料金表)中追加 (一一三六八二)
- 第一千五百十五號 明治四十一年告示第千三百六十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ (一一三六八二)

- 第一千五百十六號 交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (一一三六八二)
- 第一千五百十七號 改正増補萬國船舶信號書中改正 (一一三六八九)
- 第一千五百十八號 大泉原、大長兩郵便局(三重縣)電話通話事務開始 (一一三六八九)
- 第一千五百十九號 花咲電信局(北海道)同上 (一一三六八九)
- 第一千五百二十號 明治三十二年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三六八九)
- 第一千五百二十一號 加 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (一一三六八九)
- 第一千五百二十二號 北方、四ツ山兩郵便局(福岡縣)電話呼出規程第四條ノ取扱開始 (一一三六九九)
- 第一千五百二十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正 (一一三六九九)
- 第一千五百二十四號 同追加 (一一三七〇〇)
- 第一千五百二十五號 廣野鑛業特設電話所(福島縣)設置 (一一三七〇〇)
- 第一千五百二十六號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル (一一三七〇〇)
- 第一千五百二十七號 制限)中削除 (一一三七〇一)
- 第一千五百二十八號 江ノ浦郵便局(長崎縣)電信事務開始 (一一三七〇一)
- 第一千五百二十九號 船舶信號符字點附 (一一三七〇一)
- 第一千五百三十號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正 (一一三七〇四)
- 第一千五百三十一號 水崎郵便局(新潟縣)電信事務開始 (一一三七〇五)
- 第一千五百三十二號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (一一三七〇五)
- 第一千五百三十三號 會根郵便局(兵庫縣)電話交換業務開始 (一一三七〇五)

- 第千五百三十二號 水津郵便局(兵庫縣)電信及電話通話事務開始 (二三三七〇六)
- 第千五百三十三號 大久保郵便局(兵庫縣)同上 (二三三七〇六)
- 第千五百三十四號 二見郵便局(兵庫縣)電話通話事務開始 (二三三七〇六)
- 第千五百三十五號 廣石、久崎兩郵便局(兵庫縣)電信事務開始 (二三三七〇六)
- 第千五百三十六號 大久保電信取扱所(兵庫縣)電報配達事務廢止 (二三三七〇六)
- 第千五百三十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二三三七〇六)
- 第千五百三十八號 同上 (二三三七〇七)
- 第千五百三十九號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二三三七〇七)
- 第千五百四十號 同上 (二三三七〇八)
- 第千五百四十一號 電話通話事務開始郵便局名 (二三三七〇八)
- 第千五百四十二號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二三三七〇九)
- 第千五百四十三號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二三三七〇九)
- 第千五百四十四號 夕張北郵便局(北海道)電話通話事務廢止 (二三三七一〇)
- 第千五百四十五號 下川、東御料地兩郵便局(北海道)電信事務開始 (二三三七一〇)
- 第千五百四十六號 電氣計器試驗規則ニ依リ電氣計器ノ型式承認 (二三三七一〇)
- 第千五百四十七號 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (二三三七一六)

- 第千五百四十八號 三崎郵便局(神奈川縣)特設電話加入申請受理 (二三三七一七)
- 第千五百四十九號 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加 (二三三七一七)
- 第千五百五十號 電信及電話通話事務開始郵便局名 (二三三七一八)
- 第千五百五十一號 電信事務開始郵便局名 (二三三七一八)
- 第千五百五十二號 荒川沖電信取扱所(茨城縣)電報配達事務廢止 (二三三七一九)
- 第千五百五十三號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二三三七一九)
- 第千五百五十四號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二三三七一九)
- 第千五百五十五號 奧除郵便局(岡山縣)電信電話通話事務及電話交換業務開始 (二三三七二〇)
- 第千五百五十六號 下麻生郵便局(岐阜縣)電話通話事務及電話交換業務開始 (二三三七二〇)
- 第千五百五十七號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二三三七二一)
- 第千五百五十八號 明治二十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二三三七二一)
- 第千五百五十九號 白耳義領公果國際無線電信條約ニ加入 (二三三七二二)
- 第千五百六十號 尾高郵便局(鳥取縣)電信及電話通話事務開始 (二三三七二三)
- 第千五百六十一號 關金郵便局(鳥取縣)同上 (二三三七二三)
- 第千五百六十二號 明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加 (二三三七二三)
- 第千五百六十三號 同上 (二三三七二三)

第千五百六十四號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加	(二三三三三)
第千五百六十五號	同上	(二三三三四)
第千五百六十六號	長窪古町郵便局(長野縣)電信事務及電話呼出規程第四條ノ取扱開始	(二三三七四)
第千五百六十七號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中改正	(二三三七四)
第千五百六十八號	枚方岡兩郵便局電話交換業務開始	(二三三七四)
第千五百六十九號	電話交換業務開始郵便局名	(二三三七五)
第千五百七十號	一關浦谷兩郵便局電話通話事務開始	(二三三七五)
第千五百七十一號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(二三三七五)
第千五百七十二號	電信事務開始郵便局名	(二三三七五)
第千五百七十三號	玉瀧鞆田兩郵便局(三重縣)電信及電話通話事務開始	(二三三七六)
第千五百七十四號	平田古山兩郵便局(三重縣)同上	(二三三七六)
第千五百七十五號	松ヶ崎名張兩郵便局(三重縣)電話通話事務開始	(二三三七六)
第千五百七十六號	天白三好兩郵便局(愛知縣)電信及電話通話事務開始	(二三三七七)
第千五百七十七號	關郵便局(三重縣)電話通話事務開始	(二三三七七)
第千五百七十八號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(二三三七七)
第千五百七十九號	同上	(二三三七七)
第千五百八十號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加	(二三三七八)

第千五百八十一號	同上	(二三三七九)
第千五百八十二號	同上	(二三三七九)
第千五百八十三號	明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中改正	(二三三七〇)
第千五百八十四號	郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル外國貨幣換算割合	(二三三七〇)
第千五百八十五號	大洲郵便局(愛媛縣)電話交換業務開始	(二三三七三)
第千五百八十六號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(二三三七三)
第千五百八十七號	小井川郵便局(長野縣)電話通話事務開始	(二三三七三)
第千五百八十八號	鬼脇仙法志杏形鴛泊各郵便局(北海道)同上	(二三三七三)
第千五百八十九號	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出地域)中追加	(二三三七三)
第千五百九十號	明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加	(二三三七三)
第千五百九十一號	天草丸無線電信局設置	(二三三七三)
第千五百九十二號	山口縣豐浦郡特牛ニ燈臺建設毎夜點火	(二三三七三)
第千五百九十三號	長崎縣西彼杵郡茂木村字小立石ノ臺灣臺北廳淡水沙崙庄ノ間ニ水底電線布設	(二三三七三)
第千五百九十四號	東京海灣第三海堡燈竿點燈休止中ノ處本燈點火	(二三三七三)
第千五百九十五號	相可郵便局(三重縣)電話通話事務開始	(二三三七三)

- 第一千五百九十六號 明治三十三年告示第二百十四號(電話呼出地域)中追加 (二三三三五六)
- 第一千五百九十七號 明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中追加 (二三三三五六)
- 第一千五百九十八號 吉田栗山兩郵便局電話交換業務開始 (二三三三三六)
- 第一千五百九十九號 式見郵便局(長崎縣)電信事務開始 (二三三三七七)
- 第一千六百號 海田市郵便局(廣島縣)電話交換業務開始 (二三三三七七)
- 第一千六百一號 草津郵便局(廣島縣)同上 (二三三三七七)
- 第一千六百二號 英國保護國ギルバート及エリス諸島並ニソロモン諸島ハ羅馬締結萬國郵便條約ニ加入 (二三三三七七)
- 第一千六百三號 萬國郵便條約施行規則第四條各國貨幣佛幣和當額表中改正 (二三三三七七)
- 第一千六百四號 明治四十年告示第五百七十四號(諸外國宛通常郵便物料金表)中改正 (二三三三七八)
- 第一千六百五號 電信事務開始郵便局名 (二三三三七八)

朝鮮總督府

- 第一號 隆熙四年內部告示第二十八號(龍山元山間及太田木浦間鐵道用地ニ當ル各坊面ニ於ケル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域)中解除 (二二八四)
- 第二號 臨時恩賜公債證書ヲ韓國銀行ニ讓渡又ハ質入セントスル者稟請方 (二二八五)

- 第三號 明治四十三年告示第八十七號(通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入シ若クハ移入スルコトヲ得サル物品)中改正 (二二八五)
- 第四號 元山稅關ニ於ケル船舶檢疫廢止 (二二八五)
- 第五號 釜山稅關ニ於ケル船舶檢疫廢止 (二二八五)
- 第六號 晉州郵便局特設電話交換業務開始 (二二八六)
- 第七號 私立中央大學外七校ヲ明治四十三年制令第七號(朝鮮人タル朝鮮總督府裁判所職員ノ任用ニ關スル件)第一條ニ依リ指定 (二二八六)
- 第八號 鎮南浦稅關ニ於ケル船舶檢疫廢止 (二二八六)
- 第九號 仁川稅關ニ於ケル船舶檢疫廢止 (二二八六)
- 第十號 元山稅關ニ於ケル船舶檢疫廢止 (二二八七)
- 第十一號 新義州稅關支署檢疫開始 (二二八七)
- 第十二號 釜山港繫船岸築設工事區域ヲ標示スル從來ノ木造立標撤去等 (二二八七)
- 第十三號 元山稅關船舶檢疫開始 (二二八七)
- 第十四號 振威、鎮川、靈山郵便局電信事務開始 (二二八八)
- 第十五號 任實、甌山兩郵便所設置 (二二八八)
- 第十六號 任實、甌山兩郵便所廢止 (二二八八)
- 第十七號 朝鮮南岸港門島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止 (二二八八)
- 第十八號 滿洲其他北清地方ヲ「ベスト」流行地ト指定 (二二八七〇)

- 第十九號 明治四十三年統監府告示第七十號(巡查派出所及巡查駐在所ノ名稱位置)中改正 (三) 五七〇
- 第二十號 恩津郵便所廢止 (三) 五七〇
- 第二十一號 「ベスト」豫防ノメ新義州稅關支署管内輸出入手續中止並ニ旅客上陸場所 (三) 五七〇
- 第二十二號 滿洲其他北清地方ヨリ群山水浦ニ來航ノ船舶檢疫ノ上入港方 (三) 五七一
- 第二十三號 善山學校組合設立認可 (三) 五七一
- 第二十四號 羅州學校組合同上 (三) 五七一
- 第二十五號 北青學校組合同上 (三) 五七二
- 第二十六號 靈光學校組合同上 (三) 五七二
- 第二十七號 苗浦學校組合同上 (三) 五七二
- 第二十八號 「ベスト」豫防ノメ鎮南浦稅關及仁川稅關管内各監視署ニ於ケル輸出入手續取扱停止及戎克船入港禁止 (三) 五七二
- 第二十九號 隆熙四年内部告示第二十八號(龍山元山間及太田水浦間鐵道用地ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止區域)中解除地籍 (三) 五七二
- 第三十號 順天學校組合設立認可 (三) 五七三
- 第三十一號 海南學校組合同上 (三) 五七三
- 第三十二號 突山寧遠兩郵便所設置 (三) 五七三

- 第三十三號 突山寧遠兩郵便所廢止 (三) 五七四
- 第三十四號 南平學校組合設立認可 (三) 五七四
- 第三十五號 官立漢城師範學校速成科分教場位置 (三) 五七四
- 第三十六號 汽船天草丸外十五艘信號符字點附 (三) 五七四
- 第三十七號 朝鮮西岸仁川港朝鮮總督府航路標識管理所屋上ニ點燈セル試驗燈ノ燈火變更ノ件 (三) 五七五
- 第三十八號 汝山郵便局電信事務開始 (三) 五七六
- 第三十九號 汝山電信取扱所電報取扱制限改正 (三) 九一一
- 第四十號 新設郵便所名 (三) 九一二
- 第四十一號 廢止郵便所名 (三) 九一二
- 第四十二號 長箭學校組合設立認可 (三) 九一二
- 第四十三號 清津學校組合同上 (三) 九一二
- 第四十四號 朝鮮總督府鐵道局事務所名稱位置及所管區域改正 (三) 九一三
- 第四十五號 朝鮮西岸全羅北道群山ヨリ江景ニ至ル錦江航路竝ニ同道萬頃江及東津江ノ航路ヲ示スルメ立標導標及量水標建設 (三) 九一三
- 第四十六號 度量衡器販賣委託者住所氏名 (三) 九一五
- 第四十七號 度量衡器販賣委託解除者同上 (三) 九一六
- 第四十八號 内地官廳檢定度量衡器移入販賣特許者同上 (三) 九一六
- 第四十九號 度量衡器修理特許者同上 (三) 九一六

- 第五十號 羅南學校組合設立認可 (三) 九一七
- 第五十一號 清州學校組合同上 (三) 九一七
- 第五十二號 金化學校組合同上 (三) 九一七
- 第五十三號 明治四十三年統監府告示第七十號(巡查派出所及巡查駐在所名稱位置)中改正 (三) 九一七
- 第五十四號 公州、大田兩郵便局電話交換業務開始 (三) 九一八
- 第五十五號 明治四十一年統監府告示第五百五十九號(電話呼出地域)中改正 (三) 九一八
- 第五十六號 官立漢城師範學校臨時講習科規程 (三) 九一八
- 第五十七號 統營稅監視署ニ於ケル移出入手續ノ取扱廢止 (三) 九一九
- 第五十八號 朝鮮南岸港門島燈臺ニ設置ノ霧笛從前ノ通吹鳴 (三) 九一九
- 第五十九號 海州學校組合設立認可 (三) 九一九
- 第六十號 朝鮮西岸飛渡島遊島及築島燈臺從前ノ通點燈 (三) 九二〇
- 第六十一號 新設郵便所名 (三) 九二〇
- 第六十二號 廢止郵便所名 (三) 九二〇
- 第六十三號 光州郵便局電話交換業務開始 (三) 九二一
- 第六十四號 仁川花町郵便所移轉 (三) 九二一
- 第六十五號 朝鮮總督府鐵道局所管京義線岑城驛改稱 (三) 九二一
- 第六十六號 岐阜縣益田郡役所及同郡萩原町役場備付ノ書類燒失ニ付キ照會願屆等更ニ手續方 (三) 九二一

- 第六十七號 麗水學校組合設立認可 (三) 九二二
- 第六十八號 忠州學校組合同上 (三) 九二二
- 第六十九號 郭山學校組合同上 (三) 九二二
- 第七十號 電話通話事務開始郵便局名 (三) 九二二
- 第七十一號 明治四十一年統監府告示第五百五十二號(電話規則ニ依ル甲地乙地區別、通話區域及電話料)中追加 (三) 九二三
- 第七十二號 明治四十一年統監府告示第五百五十九號(電話呼出地域)中改正 (三) 九二七
- 第七十三號 新義州稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出張所名並ニ上陸許可方 (三) 九二八
- 第七十四號 明治四十一年統監府告示第五百五十九號(電話呼出地域)中改正 (三) 九二九
- 第七十五號 正濟學校組合設立認可 (三) 九二九
- 第七十六號 明治四十一年統監府告示第五百五十九號(電話呼出地域)中改正 (三) 九二九
- 第七十七號 明治四十一年統監府告示第五百五十二號(電話規則ニ依ル甲地乙地區別、通話區域及電話料)中追加 (三) 九二九
- 第七十八號 新設郵便所名 (三) 九三三
- 第七十九號 廢止郵便所名 (三) 九三三
- 第八十號 京城寺洞郵便所名稱及位置改定 (三) 九三四
- 第八十一號 電信事務及電話事務開始郵便局名 (三) 九三五
- 第八十二號 明治四十一年統監府告示第五百五十二號(電話規則ニ依ル甲地乙地區別、通話區域及電話料)中追加 (三) 九三五

- 第八十三號 濟州學校組合設立認可 (四)一〇九六
- 第八十四號 新設內務部地方局土木課出張所名 (四)一〇九六
- 第八十五號 內務部地方局土木課出張所中改稱 (四)一〇九七
- 第八十六號 明治四十二年告示第二十八號(朝鮮總督府度支部稅關工事課出張所ノ名稱、位置)中改正 (四)一〇九七
- 第八十七號 郵便爲替規則ニ依リ爲替金ノ居宅拂取扱郵便局名 (四)一〇九七
- 第八十八號 井邑學校組合設立認可 (四)一〇九八
- 第八十九號 韓國銀行ノ發行シタルモノト看做サレタル株式會社第一銀行五十錢券、二十錢券及十錢券通用禁止 (四)一〇九八
- 第九十號 郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ購入及保管スヘキ證券ノ種類 (四)一〇九八
- 第九十一號 郵便貯金規則ニ依リ郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類 (四)一〇九九
- 第九十二號 速達郵便規則ニ依ル郵便物速達地域及速達取扱ニ要スル料金 (四)一〇九九
- 第九十三號 仁川居留民團立仁川尋常高等小學校改稱認可 (四)一一〇〇
- 第九十四號 廢止內務部地方局土木課出張所名 (四)一一〇〇
- 第九十五號 仁川居留民團立仁川高等小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (四)一一〇一
- 第九十六號 仁川居留民團立仁川實科高等女學校同上 (四)一一〇一
- 第九十七號 黃洞學校組合設立認可 (四)一一〇一
- 第九十八號 汶山學校組合同上 (四)一一〇二

- 第九十九號 峇城、金郊兩電信取扱所名稱位置改正 (四)一一〇二
- 第一百號 春川學校組合設立認可 (四)一一〇二
- 第一百一號 沃川學校組合同上 (四)一一〇二
- 第一百二號 朝鮮港南岸釜山海口海雲末ノ南西方釜山外港浮標ヲ挂燈浮標ニ變更 (四)一一〇二
- 第一百三號 朝鮮西岸竹島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止 (四)一一〇三
- 第一百四號 朝鮮西岸漢江浮標撤去ノ處碇置 (四)一一〇三
- 第一百五號 朝鮮南岸釜山港內絕影島ノ北角門、夏末ノ北方登牟多利立標ヲ挂燈立標ニ變更點火 (四)一一〇四
- 第一百六號 廢止ノ內務部地方局土木課出張所名 (四)一一〇五
- 第一百七號 官立仁川實業學校學則第四條學科課程及每週教授時數改正 (四)一一〇五
- 第一百八號 電報取扱ニ關スル制限改正ノ電信取扱所名 (四)一一〇六
- 第一百九號 鳴綠江東水道第一號挂燈浮標及同西水道第二號挂燈浮標撤去ノ處碇置 (四)一一〇八
- 第一百十號 夢金浦龍塘浦兩稅關監視署食鹽ノ輸入ニ限リ其手續取扱開始 (四)一一〇九
- 第一百十一號 鐵島挂燈浮標、嶺南浦東西兩浮標及中洲浮標撤去ノ處碇置 (四)一一一〇
- 第一百十二號 朝鮮西岸竹島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止ノ處從前ノ通吹鳴 (四)一一一一
- 第一百十三號 伊院電信取扱所設置 (四)一一一一
- 第一百十四號 朝鮮西岸大同江口ヨリ平壤ニ至ル大同江航路、廣梁灣口ヨリ灣內ニ至ル航路竝ニ載寧江ノ航路ヲ示スルメ浮標、立標及導標設置 (四)一一一二

- 第一百五十五號 奉化彦陽兩郵便所設置 (五)二二五八
- 第一百六十六號 奉化彦陽兩郵便所廢止 (五)二二五九
- 第一百七十七號 保安林解除 (五)二二五九
- 第一百八十八號 朝鮮南岸三島(巨文島)ニ浮標碇置 (五)二二五九
- 第一百八十九號 星州學校組合設立認可 (五)二二六〇
- 第一百二十號 公立定州實業學校廢止認可 (五)二二六〇
- 第一百二十一號 明治四十三年統監府告示第七十號(巡查派出所及巡查駐在所ノ名稱(位置)中改正) (五)二二六〇
- 第一百二十二號 朝鮮南岸港門島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止 (五)二二六一
- 第一百二十三號 隆熙四年内部告示第二十八號(龍山、元山間及太田浦間鐵道用地ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止區域)中解除地籍 (五)二二六一
- 第一百二十四號 釜山港ニ繫船用浮標碇置 (五)二二六一
- 第一百二十五號 朝鮮西岸西島燈臺ニ設置ノ霧砲警號方法變更 (五)二二六二
- 第一百二十六號 公立江陵實業補習學校設置認可 (五)二二六二
- 第一百二十七號 特設電話加入申請受理郵便局所名 (五)二二六二
- 第一百二十八號 同上 (五)二二六三
- 第一百二十九號 明治四十一年統監府告示第一百五十二號(電話規則ニ依ル甲地乙地區別(通話區域及電話料)中追加) (五)二二六三

- 第三百三十號 馬川郵便所移轉 (五)二二六三
- 第三百三十一號 京畿道富平郡公立富平普通學校廢止認可 (五)二二六三
- 第三百三十二號 元山港長德島ノ南東方ニ碇置ノ元山第一號浮標移轉 (五)二二六三
- 第三百三十三號 新設郵便所名 (五)二二六四
- 第三百三十四號 廢止郵便所名 (五)二二六四
- 第三百三十五號 明治四十一年統監府告示第一百五十八號(電話加入區域)中改正 (五)二二六四
- 第三百三十六號 明治四十一年統監府告示第一百五十九號(電話呼出地域)中改正 (五)二二六五
- 第三百三十七號 朝鮮南岸所里島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止 (五)二二六六
- 第三百三十八號 設置認可公立普通學校名 (五)二二六六
- 第三百三十九號 同上 (五)二二六六
- 第四百十號 黃海道兔山郡公立兔山普通學校廢止認可 (五)二二六六
- 第四百一十一號 設置認可公立普通學校名 (五)二二六七
- 第四百一十二號 公立普通學校設置認可 (五)二二六七
- 第四百一十三號 京畿道陽川郡公立陽川普通學校廢止認可 (五)二二六八
- 第四百一十四號 道立義州實業學校(平安北道)設置認可 (五)二二六八
- 第四百一十五號 公立堤川普通學校設置認可 (五)二二六八
- 第四百一十六號 鐵原學校組合設立認可 (五)二二六八
- 第四百一十七號 洪州學校組合同上 (五)二二六八
- 第四百一十八號 衡器小賣價格 (五)二二六九

- 第四百四十九號 公立瑞興普通學校設置認可 (五)二二六九
- 第四百五十號 公立實業補習學校同上 (五)二二六九
- 第四百五十一號 公立群山普通學校分校設置認可 (五)二二六九
- 第四百五十二號 義城學校組合設立認可 (五)二二六九
- 第四百五十三號 新灘津學校組合同上 (五)二二七〇
- 第四百五十四號 公立祥原普通學校設置認可 (五)二二七〇
- 第四百五十五號 公立普通學校同上 (五)二二七〇
- 第四百五十六號 新設郵便所名 (五)二二七一
- 第四百五十七號 廢止郵便所名 (五)二二七一
- 第四百五十八號 西湖津學校組合設立認可 (六)一四九三
- 第四百五十九號 公立通津普通學校(京畿道)廢止認可 (六)一四九三
- 第四百六十號 公立慈城普通學校(平安北道)設置認可 (六)一四九四
- 第四百六十一號 蕪島學校組合設立認可 (六)一四九四
- 第四百六十二號 設置認可ノ公立普通學校名 (六)一四九五
- 第四百六十三號 廢止認可ノ公立普通學校名 (六)一四九五
- 第四百六十四號 公立寧邊實業學校設置認可 (六)一四九五
- 第四百六十五號 梁山浦學校組合立梁山浦尋常高等小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (六)一四九五
- 第四百六十六號 朝鮮西岸小青島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止 (六)一四九五

- 第四百六十七號 新設郵便所名 (六)一四九五
- 第四百六十八號 廢止郵便所名 (六)一四九六
- 第四百六十九號 開城學校組合設立認可 (六)一四九六
- 第四百七十號 朝鮮南岸所里島燈臺霧笛從前ノ通吹鳴 (六)一四九七
- 第四百七十一號 朝鮮東岸舞水端燈臺霧笛吹鳴停止 (六)一四九七
- 第四百七十二號 朝鮮南岸魚龍島燈臺霧笛吹鳴停止 (六)一四九七
- 第四百七十三號 道立清州農林學校設置認可 (六)一四九七
- 第四百七十四號 設置認可ノ公立普通學校名 (六)一四九七
- 第四百七十五號 公立鏡城普通學校(咸鏡北道)ニ公立鏡城實業補習學校附設認可 (六)一四九七
- 第四百七十六號 釜山郵便局移轉 (六)一四九八
- 第四百七十七號 釜山本町郵便局及釜山郵便局分室廢止 (六)一四九八
- 第四百七十八號 釜山西町郵便所設置 (六)一四九八
- 第四百七十九號 公立慶源、公立茂山兩普通學校設置認可 (六)一四九八
- 第四百八十號 公立清津、公立明川兩普通學校設置認可 (六)一四九九
- 第四百八十一號 設置認可ノ公立普通學校名 (六)一四九九
- 第四百八十二號 平安南道新安州學校組合立新安州尋常小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (六)一四九九
- 第四百八十三號 溫陽學校組合設立認可 (六)一四九九
- 第四百八十四號 公立白川普通學校設置認可 (六)一五〇〇

- 第百八十五號 設置認可ノ公立普通學校名 (六)一五〇〇
- 第百八十六號 朝鮮西岸小青島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止ノ處從前ノ通吹鳴 (六)一五〇〇
- 第百八十七號 公立洪川普通學校設置認可 (六)一五〇〇
- 第百八十八號 五山里學校組合設立認可 (七)一七〇一
- 第百八十九號 肅川學校組合同上 (七)一七〇一
- 第百九十號 嶺美學校組合同上 (七)一七〇二
- 第百九十一號 新設郵便所名 (七)一七〇二
- 第百九十二號 廢止郵便所名 (七)一七〇二
- 第百九十三號 電話加入申込受理郵便局名 (七)一七〇三
- 第百九十四號 明治四十一年統監府告示第百五十二號(電話規則ニ依ル甲地乙地區別、通話區域及電話料)中改正 (七)一七〇三
- 第百九十五號 平安南道鎮南浦府公立三和普通學校廢止認可 (七)一七〇三
- 第百九十六號 公立金堤公立咸悅兩普通學校設置認可 (七)一七〇四
- 第百九十七號 鴨綠江航路ニ設置ノ航路標識位置、名稱改正 (七)一七〇四
- 第百九十八號 朝鮮東岸清津港、北及南防波堤各突端ニ港燈建設毎夜點火 (七)一七〇九
- 第百九十九號 朝鮮南岸港門島燈臺ニ設置ノ霧笛從前ノ通吹鳴 (七)一七一一
- 第二百號 公立橫城普通學校設置認可 (七)一七一一
- 第二百一號 公立通川普通學校同上 (七)一七一一
- 第二百二號 度量衡器販賣委託者名 (七)一七一一

- 第二百三號 度量衡器販賣委託解除者名 (七)一七一二
- 第二百四號 內地官廳檢定度量衡器ノ移入販賣特許者名 (七)一七一二
- 第二百五號 湖南線大田連山間鐵道運輸營業開始 (七)一七一二
- 第二百六號 北海道島牧郡西島牧村役場火災ニ罹リ書類焼失ニ付キ願、伺、肩照會等處分、應答未濟ノモノ更ニ手續方 (七)一七二三
- 第二百七號 濟州郵便局及巨文島郵便所ニ於テ謄文電報ヲ取扱フ (七)一七二三
- 第二百八號 韓國銀行條例ニ依リ發行スル銀行券ノ内新造五圓券並ニ十圓券見本略圖 (七)一七二三
- 第二百九號 公立普通學校ニ公立實業補習學校附設認可 (七)一七二八
- 第二百十號 公立大靜公立齊城兩普通學校設置認可 (七)一七二八
- 第二百十一號 金川、馬九坪兩學校組合設立認可 (七)一七二八
- 第二百十二號 設置認可ノ公立普通學校名 (七)一七二八
- 第二百十三號 公立康翎普通學校設置認可 (七)一七二九
- 第二百十四號 朝鮮南岸龍島燈臺ニ設置ノ霧笛從前ノ通吹鳴 (七)一七二九
- 第二百十五號 公立楊口公立襄陽兩普通學校設置認可 (七)一七二九
- 第二百十六號 公立甲山普通學校同上 (七)一七二九
- 第二百十七號 明治四十一年統監府告示第百五十八號(電話加入區域)中改正 (七)一七三〇
- 第二百十八號 明治四十一年統監府告示第百五十九號(電話呼出地域)中改正 (七)一七三〇
- 第二百十九號 公立鎮安公立錦山兩普通學校設置認可 (七)一七三一

第二百一十號	設置認可ノ公立普通學校名	(七)七二一
第二百一十一號	瀋陽學校組合設立認可	(七)七二一
第二百一十二號	全羅北道群山ニ於ケル明治四十四年度船舶検査執行期日	(七)七二二
第二百一十三號	長興學校組合設立認可	(七)七二二
第二百一十四號	公立三陟普通學校設置認可	(七)七二二
第二百一十五號	新設郵便所名	(七)七二三
第二百一十六號	廢止郵便所名	(七)七二三
第二百一十七號	公立吉州公立穩城兩普通學校設置認可	(七)七二三
第二百一十八號	全義學校組合設立認可	(七)七二三
第二百一十九號	元山港長德島ノ南東方ニ碇置ノ元山第一號浮標復舊	(七)七二四
第二百二十號	咸鏡北道會寧郡公立會寧普通學校ニ公立會寧實業補習學校附設認可	(七)七二四
第二百二十一號	設置認可ノ公立普通學校名	(七)七二四
第二百二十二號	設立認可ノ學校組合名	(七)七二四
第二百二十三號	全羅北道龍潭郡廳備付ノ土地家屋證明簿火災ノメ燒失ニ付キ契約書所持者再大證明申請方	(七)七二四
第二百二十四號	公立陽智公立抱川兩普通學校設置認可	(七)七二五
第二百二十五號	朝鮮總督府醫院醫官醫員ノ往診又ハ看護婦ノ出張ヲ受ケントスル者往診料看護料ノ外旅費及醫療用物品ノ運搬費負擔方	(八)二八六〇

第二百二十六號	一、二等道路指定	(八)二八六一
第二百二十七號	設置認可ノ公立普通學校名	(八)二八六四
第二百二十八號	安城新浦兩學校組合設立認可	(八)二八六四
第二百二十九號	朝鮮西岸仁川港朝鮮總督府航路標識管理所屋上ニ設置ノ試驗燈點火廢止	(八)二八六五
第二百四十號	新設郵便所名	(八)二八六五
第二百四十一號	廢止郵便所名	(八)二八六五
第二百四十二號	朝鮮西岸下島島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止	(八)二八六五
第二百四十三號	保安林解除	(八)二八六六
第二百四十四號	平安南道平壤府公立平壤普通學校ニ公立平壤實業補習學校附設認可	(八)二八六六
第二百四十五號	漁業名稱	(八)二八六六
第二百四十六號	漁業令施行規則ニ依ル第三種許可漁業ノ漁場區域及量數定限	(八)二八七〇
第二百四十七號	漁業令施行規則ニ依リ行政官廳ニ差出スヘキ漁業ニ關スル願書申請書及屆書書式	(八)二八七一
第二百四十八號	漁業令施行規則ニ依リ下付スヘキ漁業免許狀許可狀及鑑札樣式	(八)二八八三
第二百四十九號	朝鮮總督府及道府郡ニ於テ漁業ニ關スル事務ヲ掌理スル官吏ヲ漁業監督官吏ニ指定	(八)二八九八
第二百五十號	朝鮮總督府內務部地方局土木課馬山慶州兩派出所廢止	(八)二八九八

第三百九十一號
正以テ本號中改

- 第二百五十一號 咸鏡南道元山及咸鏡北道清津明治四十四年度船舶検査執行期日 (八二八九八)
- 第二百五十二號 壯佐、東村、虎島各學校組合設立認可 (八二八九八)
- 第二百五十三號 隆熙四年内部告示第二十八號龍山、元山間及大田、木浦間鐵道用地ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (八二八九八)
- 第二百五十四號 新設郵便所名 (八二八九九)
- 第二百五十五號 廢止郵便局及郵便所名 (八二八九九)
- 第二百五十六號 朝鮮南岸港門島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止 (八一九〇〇)
- 第二百五十七號 朝鮮東岸舞水端燈臺ニ設置ノ霧笛從前ノ吹鳴通設立認可ノ學校組合名 (八一九〇〇)
- 第二百五十八號 夢金浦、報恩兩學校組合設立認可 (八一九〇〇)
- 第二百五十九號 漁業願書ニ添付スヘキ漁場圖及漁具圖調製心得竝ニ様式 (九二〇五一)
- 第二百六十號 朝鮮銀行ニ於テ銀行券發行ノ件認可 (九二〇六六)
- 第二百六十二號 論山學校組合設立認可 (九二〇六六)
- 第二百六十三號 平壤停車場平壤炭鐵線寺洞停車場間一般鐵道旅客運輸營業開始 (九二〇六六)
- 第二百六十四號 珍山、梁山、鐵山各郵便所設置 (九二〇六六)
- 第二百六十五號 珍山、梁山、鐵山各郵便所廢止 (九二〇六六)
- 第二百六十六號 警察旗章及警察門燈並提灯徽章 (九二〇六七)
- 第二百六十七號 船舶信號符字點附 (九二〇七一)

- 第二百六十八號 金泉郵便局移轉 (九二〇七四)
- 第二百六十九號 隆熙四年内務部告示第二十八號(龍山、元山間及大田、木浦間鐵道用地ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域)中解除 (九二〇七五)
- 第二百七十號 朝鮮西岸下島島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止ノ處從前ノ通吹鳴可(中改正) (九二〇七五)
- 第二百七十二號 森林令及森林令施行規則ニ依ル出願其他ノ様式 (九二〇七五)
- 第二百七十三號 朝鮮總督府内務部地方局土木課羅州派出所廢止 (九二〇八六)
- 第二百七十四號 新設郵便所名 (九二〇八六)
- 第二百七十五號 廢止郵便所名 (九二〇八七)
- 第二百七十六號 全羅南道木浦明治四十四年度船舶検査執行期日 (九二〇八七)
- 第二百七十七號 寺刹令施行規則附則ニ依ル住持就職認可申請書様式 (九二〇八七)
- 第二百七十八號 朝鮮南岸港門島燈臺ニ設置ノ霧笛吹鳴停止ノ處從前ノ通吹鳴 (九二〇八九)
- 第二百七十九號 明治四十三年告示第四十四號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入、保管又ハ賣却ニ關スル料金)中追加 (九二〇八九)
- 第二百八十號 朝鮮總督府令第九十八號ニ依リ發行スル紀念郵便繪葉書ノ種類、定價及發賣期日 (九二〇九〇)
- 第二百八十一號 朝鮮總督府始政一周年紀念ノメ、特殊通信日附印使用 (九二〇九〇)

- 第二百八十二號 電話規則第四十九條第一項第一號乃至第三號ノ土地ノ區別 (九二〇九一)
- 第二百八十三號 永興學校組合設立認可 (九二〇九二)
- 第二百八十四號 度量衡器販賣委託者名 (九二〇九二)
- 第二百八十五號 度量衡器販賣委託解除者名 (九二〇九三)
- 第二百八十六號 內地官廳檢定度量衡器移入販賣特許者名 (九二〇九三)
- 第二百八十七號 明川學校組合設立認可 (九二〇九三)
- 第二百八十八號 京畿道仁川港ニ於テ假護岸石垣及潮止締切堤築造工事開始ニ付 (九二〇九三)
- 第二百八十九號 *附近航行ノ船舶注意方 (九二〇九四)
- 第二百九十號 電話規則第四十九條第一項第五號以外ノ通話區域及其電話料 (九二一一一)
- 第二百九十一號 同第十七條第四號ニ該當スル専用電話通話ノ附加使用料 (九二一一一)
- 第二百九十二號 新設郵便所名 (九二一一一)
- 第二百九十三號 廢止郵便所名 (九二一一一)
- 第二百九十四號 城津、鏡城兩郵便局電話交換業務開始 (九二一一三)
- 第二百九十五號 明治四十一年統監府告示第五百五十八號(電話加入區域)中改正 (九二一一三)
- 第二百九十六號 鴨綠江航路標識新設、變更及撤去 (九二一一四)
- 第二百九十七號 岐陽電信取扱所設置 (九二一一六)
- 第二百九十八號 京元線龍山嶺政府間鐵道運輸營業開始 (九二一一六)
- 第二百九十九號 咸鏡南道元山府公立元山普通學校ニ公立元山實業補習學校附設認可 (二〇三三六)

第三百十號第三
百五十一號第三
百七十一號第三
百八十七號第三
ヲ本號改正
ヲ以

- 第二百九十八號 咸興郵便局電話交換業務開始 (二〇三三六)
- 第二百九十九號 江陵測候所設置 (二〇三三六)
- 第三百號 汗浦學校組合設立認可 (二〇三三六)
- 第三百一號 隆熙四年內部告示第二十八號中大田、木浦間鐵道用地ニ當ル各坊 (二〇三三六)
- 面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (二〇三三六)
- 第三百二號 河陽學校組合設立認可 (二〇三三六)
- 第三百三號 蕪岐郵便所廢止 (二〇三三六)
- 第三百四號 新設郵便所名 (二〇三三六)
- 第三百五號 廢止郵便所名 (二〇三三六)
- 第三百六號 咸鏡北道城津港防波堤突端ニ燈塔建設毎夜點火 (二〇三三六)
- 第三百七號 獲電水力調査員證票雛形 (二〇三三六)
- 第三百八號 雲山郵便所移轉 (二〇三三六)
- 第三百九號 長連學校組合設立認可 (二〇三三六)
- 第三百十號 明治四十四年告示第二百八十九號(電話規則第四十九條第一項 (二〇三三六)
- 第五號以外ノ通話區域及其ノ電話料、同第十七條第四號ニ該當 (二〇三三六)
- スル専用電話通話ノ附加使用料)中追加 (二〇三三六)
- 第三百十一號 益山郵便所移轉 (二〇三三六)
- 第三百十二號 京城高等普通學校及京城女子高等普通學校附屬普通學校ノ修業 (二〇三三六)

- 第三百十三號 年限教科目教科課程及每週教授時數 (一〇)三六七
- 第三百十四號 京城高等普通學校及平壤高等普通學校ニ教員速成科設置 (一〇)三六八
- 第三百十五號 京城女子高等普通學校ニ技藝科設置 (一〇)三六八
- 第三百十六號 新設郵便所名 (一〇)三六八
- 第三百十七號 廢止郵便所名 (一〇)三六八
- 第三百十八號 急行列車券規程 (一〇)三六九
- 第三百十九號 京義線新義州停車場移轉等 (一〇)三七〇
- 第三百二十號 湖南線連山江景間鐵道運輸營業開始 (一〇)三五六
- 第三百二十一號 船舶信號符字點附 (一一)三五七
- 第三百二十二號 烏山學校組合設立認可 (一一)三五七
- 第三百二十三號 清道學校組合地區變更 (一一)三五七
- 第三百二十四號 英江學校組合設立認可 (一一)三五七
- 第三百二十五號 鴨綠江橋梁落成紀念ノメテ特殊通信日附印使用 (一一)三五七
- 第三百二十六號 會寧郵便局電話交換業務開始 (一一)三五八
- 第三百二十七號 永興郵便局特設電話交換業務開始 (一一)三五八
- 第三百二十八號 朝鮮總督府商品陳列館開館時間 (一一)三五九
- 第三百二十九號 朝鮮南岸慶尙南道統營港外放火島西端ニ燈臺建設毎夜點火 (一一)三五九
- 第三百三十號 懸洞學校組合設立認可 (一一)三五〇
- 第三百三十一號 驪州學校組合同上 (一一)三五〇

- 第三百三十一號 巡查派出所及巡查駐在所名稱、位置指定明治四十三年統監府告示第七十號(同伴)廢止 (一一)三五〇
- 第三百三十二號 陰城學校組合設立認可 (一一)三五三
- 第三百三十三號 明治四十三年告示第三號(朝鮮總督府鐵道局所屬工場名稱及位置)中改正 (一一)三五三
- 第三百三十四號 新設郵便所名 (一一)三五三
- 第三百三十五號 廢止郵便所名 (一一)三五三
- 第三百三十六號 平澤學校組合設立認可 (一一)三五三
- 第三百三十七號 珍島學校組合同上 (一一)三五三
- 第三百三十八號 朝鮮ノ標準時ハ明治四十五年以後中央標準時ニ依ル (一一)三五三
- 第三百三十九號 朝鮮東岸咸鏡南道西湖津ノ南東方外洋島端ニ燈臺建設點火 (一一)三五三
- 第三百四十號 朝鮮總督府鐵道局鴨綠江建設事務所廢止 (一一)三五三
- 第三百四十一號 鴨綠江航路結氷船舶ノ航行不可能ノメテ浮標全部撤去 (一一)三五三
- 第三百四十二號 朝鮮西岸大同江廣梁灣及職寧各航路同上 (一一)三五三
- 第三百四十三號 朝鮮西岸大同江漁隱洞鋪地中央ニ突出スル岬角ニ燈臺建設點火 (一一)三五三
- 第三百四十四號 隆熙四年內部告示第二十八號中龍山元山間鐵道用地ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (一一)三五三
- 第三百四十五號 贖政府學校組合設立認可 (一一)三五三

第三百四十六號 衛生上有害飲食物及有害物品試驗方法

(一一)三五八

第三百四十七號 新設郵便所名

(一一)三七八

第三百四十八號 廢止郵便所名

(一一)三七九

第三百四十九號 萬頃郵便所移轉改稱

(一一)三七九

第三百五十號 電話通話事務開始郵便局名

(一一)三七九

明治四十四年告示第二百八十九號(電話規則第四十九條第一項

(一一)三七〇

第五號以外) 通話區域及其電話料 同第十七條第四號ニ該當ス

(一一)三七〇

ル專用電話通話ノ附加使用料)中追加

(一一)三七〇

明治四十一年統監府告示第百五十九號(電話呼出地域)中改正

(一一)三七四

電話交換業務開始郵便局所名

(一一)三七四

水原郵便局電話交換業務開始

(一一)三七四

新幕學校組合設立認可

(一一)三七四

鎮南浦巡邏船內郵便所廢止

(一一)三七四

朝鮮西岸避島、蔡島、五里浦及飛潑島燈臺ハ大同江結氷ノメ船

(一一)三七四

舶ノ航行不可能ト爲ルニ付キ點燈休止

(一一)三七四

保安林編入

(一一)三七四

隆熙四年內部告示第二十八號中大田水浦間鐵道用地ニ當ル各坊

(一一)三七四

面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止

(一一)三七四

ノ區域中禁止解除

(一一)三七四

隆熙四年內部告示第二十八號中大田、水浦間鐵道用地ニ當ル各坊

(一一)三七四

面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止

(一一)三七四

ノ區域中禁止解除

(一一)三七四

第三百六十號 平壤郵便局移轉

(一一)三七四

第三百六十一號 平壤大和町郵便局廢止

(一一)三七四

第三百六十二號 平壤大同門郵便所設置

(一一)三七四

第三百六十三號 新設郵便所名

(一一)三七五

第三百六十四號 廢止郵便所名

(一一)三七五

第三百六十五號 保安林編入

(一一)三七五

隆熙四年內部告示第二十八號中大田、水浦間鐵道用地ニ當ル各坊

(一一)三七五

面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及家屋墳墓ノ新造等禁止

(一一)三七六

ノ區域中禁止解除

(一一)三七六

大邱郵便局位置名稱改正

(一一)三七六

朝鮮西岸漢江航路結氷ノメ船舶ノ航行不可能ト爲ルニ付キ浮

(一一)三七六

標及浮標全部撤去

(一一)三七六

電信事務及電話通話事務開始郵便局所名

(一一)三七七

松田郵便局電話通話事務開始

(一一)三七七

明治四十四年告示第二百八十九號(電話規則第四十九條第一項

(一一)三七七

第五號以外) 通話區域及其電話料 同第十七條第四號ニ該當ス

(一一)三七七

ル專用電話通話ノ附加使用料)中追加

(一一)三七七

明治四十一年統監府告示第百五十號(電話呼出地域)中改正

(一一)三七五〇

入佐村郵便所電話通話事務開始

(一一)三七五〇

入佐村郵便所電話通話事務開始

(一一)三七五〇

- 第二百七十四號 電話呼出地域中改正 (二三二七五〇)
- 第二百七十五號 公州學校組合設立認可 (二三二七五一)
- 第二百七十六號 朝鮮西岸仁川港外長安堆中ノ一孤島ニ燈臺建設毎夜點火 (二三二七五一)
- 第二百七十七號 晉州郵便局電話交換業務開始 (二三二七五二)
- 第二百七十八號 榮山浦、羅州兩郵便所同上 (二三二七五二)
- 第二百七十九號 朝鮮西岸萬項江及東津江航路量水標破損流失 (二三二七五二)
- 第二百八十號 南州、夢金浦兩郵便所設置 (二三二七五二)
- 第二百八十一號 京城居留民國立鏡路尋常高等小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (二三二七五二)
- 第二百八十二號 京城居留民國立元町尋常小學校同上 (二三二七五三)
- 第二百八十三號 舊鎮海學校組合設立認可 (二三二七五三)
- 第二百八十四號 京城高等普通學校及平壤高等普通學校ニ臨時教員養成科設置 (二三二七五三)
- 第二百八十五號 電信事務及電話通話事務開始郵便局名 (二三二七五三)
- 第二百八十六號 平澤、倭館兩電信取扱所電報取扱制限改正 (二三二七五三)
- 第二百八十七號 明治四十四年告示第二百八十九號(電話規則第四十九條第一項第五號以外ノ通話區域及其電話料、同等第十七條第四號ニ該當スル專用電話通話ノ附加使用料)中追加 (二三二七五四)
- 第二百八十八號 電話呼出地域中改正 (二三二七五六)
- 第二百八十九號 光州學校組合設立認可 (二三二七五七)

- 第三百九十號 京城居留民國立南大門尋常高等小學校及同日出尋常高等小學校尋常小學校ニ變更認可 (二三二七五七)
- 第三百九十一號 明治四十四年告示第二百六十六號(警察旗章及警察門燈並提燈徽章)中改正 (二三二七五七)

臺灣總督府

- 第一號 花蓮港廳下公埔大庄間輕便鐵道臺車貸下營業開始 (一一二八八)
- 第二號 馬公要港部ニ於テ澎湖廳下小頭角附近ニ危險物沈置 (一一二八九)
- 第三號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ名稱並其位置及指定區域)中追加 (一一二五六)
- 第四號 嘉義廳下茄苳南堡烏樹林庄ヲ店仔口郵便出張所ノ電報直配達區域内ニ編入 (一一二五六)
- 第五號 紳章再下付 (一一二五六)
- 第六號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ名稱並其位置及指定區域)中追加 (一一二五六)
- 第七號 打狗港ニ於ケル公ノ航路識別ノマメ無燈浮標設置 (一一二七七)
- 第八號 官設埤圳規則ニ依リ官設埤圳后里圳區域中指定 (一一二七七)
- 第九號 臺南電信取扱所廢止 (一一二七七)
- 第十號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ名稱並其位置及指定區域)中追加 (一一二七七)

- 第十一號 名稱並其ノ位置及指定區域)中追加
臺南郵便局所屬臺南共進會郵便出張所設置
○ 五七九
- 第十二號 紳章再下付
○ 五八〇
- 第十三號 明治四十三年告示第四十五號(臺灣小學校、同分教場ノ名稱及位置)
中追加
○ 五八〇
- 第十四號 農商務省ニ於テ海流調査ノメ郵便葉書在中ノ場ヲ海中へ投入ニ付
○ 五八〇
*發見者記載發送方
- 第十五號 埔里社郵便局電信ニ關スル非常通信事務開始
○ 五八一
- 第十六號 眉溪非常通信所廢止
○ 五八一
- 第十七號 花蓮港廳下崑蘭ニ乘降場設置
○ 五八一
- 第十八號 后里庄郵便出張所電信及電話業務兼掌
○ 五八二
- 第十九號 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加
○ 五八二
- 第二十號 后里庄電信取扱所廢止
○ 五八二
- 第二十一號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ
名稱並其ノ位置及指定區域)中追加
○ 五八二
- 第二十二號 小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書指定明治四十年告示第九十號
及同四十三年告示第十九號(同件)廢止
○ 五八二
- 第二十三號 安平澎湖島間海底電線修理工事ノメ東吉嶼附近ニ碇置ノ赤色筒形
浮標流失
○ 五八五

- 第二十四號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ
名稱並其ノ位置及指定區域)中追加
○ 五八五
- 第二十五號 臺北醫院ニ於テ助産婦ノ講習開始ニ付*志願者出願方
○ 九三四
- 第二十六號 明治製糖株式會社鐵道棧仔脚線中溪南蒜頭間ニ田尾乘降場設置許可
○ 九三四
- 第二十七號 明治製糖株式會社鐵道棧仔脚港境間運輸營業開始許可
○ 九三四
- 第二十八號 電話交換加入區域中追加
○ 九三五
- 第二十九號 外國製造煙草定價
○ 九三五
- 第三十號 船舶信號符字點附
○ 九三五
- 第三十一號 同上
○ 九三五
- 第三十二號 內地移出米檢查手数料
○ 九三五
- 第三十三號 岐阜縣益田郡役所及同郡萩原町役場火災ニ罹リ書類燒失ニ付*照會
願屆等應答未濟ノモ、更ニ手續方
○ 九三六
- 第三十四號 埔里社郵便局非常通信事務取扱廢止
○ 九三六
- 第三十五號 明治製糖株式會社鐵道棧仔脚蒜頭南港間運輸營業許可
○ 九三六
- 第三十六號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ
名稱並其ノ位置及指定區域)中追加
○ 九三六
- 第三十七號 總爺郵便受取所設置
○ 九三六
- 第三十八號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ
名稱並其ノ位置及指定區域)中追加
○ 九三六

- 第三十九號 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加 (四)一一七
- 第四十號 中寮郵便受取所電信及電話業務兼掌 (四)一一八
- 第四十一號 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加 (四)一一八
- 第四十二號 廢止郵便局所名 (四)一一八
- 第四十三號 花蓮港郵便局設置 (四)一一八
- 第四十四號 阿緞郵便局ヲ二等郵便局ニ改定 (四)一一八
- 第四十五號 新設郵便出張所名 (四)一一九
- 第四十六號 所轄本局改正ノ郵便出張所名 (四)一一九
- 第四十七號 電話交換業務開始郵便局所名 (四)一一九
- 第四十八號 花蓮港廳下大庄璞石閣間並ニ花蓮港驛海岸間及臺東廳卑南驛海岸間 輕便鐵道臺車貸下營業開始 (四)一二〇
- 第四十九號 花蓮港廳下水尾廻住間輕便鐵道臺車貸下營業開始 (四)一二〇
- 第五十號 明治四十三年告示第四十五號(臺灣小學校、同分教場ノ名稱及位置) 中追加 (四)一二〇
- 第五十一號 明治三十八年告示第三十號(番人ノ子弟ヲ就學セシムヘキ公學校ノ 名稱及位置)改正 (四)一二一
- 第五十二號 官設埤圳獅仔頭圳灌溉區域 (四)一二一
- 第五十三號 官設埤圳獅仔頭圳區域指定及其指定變更 (四)一二三
- 第五十四號 官設埤圳獅仔頭圳水利組合設置 (四)一二四

第百六十六號ヲ以テ本號中改正

- 第五十五號 官設埤圳獅仔頭圳水利組合管理者 (四)一二四
- 第五十六號 明治四十二年告示第百八十五號(砂糖包裝ニ押捺スル檢印離形)中創 除 (四)一二四
- 第五十七號 臺灣總督府民政部殖產局附屬博物館觀覽料ヲ徵收セス (四)一二四
- 第五十八號 明治三十七年告示第百五號(內地移出米檢査所名稱位置)中追加 (四)一二五
- 第五十九號 大湖郵便出張所ニ於テ郵便ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (四)一二五
- 第六十號 基隆港內繫船浮標増設並ニ變更 (四)一二五
- 第六十一號 大湖郵便出張所電信業務兼掌並ニ電信ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (四)一二七
- 第六十二號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ 名稱並其ノ位置及指定區域)中追加 (四)一二七
- 第六十三號 保安林指定 (四)一二七
- 第六十四號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ 名稱並其ノ位置及指定區域)中追加 (四)一二七
- 第六十五號 臺灣總督府土木部打狗出張所移轉 (五)一二七
- 第六十六號 基隆港停車場地先假棧橋使用廢止 (五)一二七
- 第六十七號 宜蘭廳蘇澳警報信號標揚揚停止 (五)一二七
- 第六十八號 花蓮港廳下璞石閣廻住間輕便鐵道臺車貸下營業開始 (五)一二七
- 第六十九號 明治三十九年告示第三十二號(衡器一部修繕材料賣下價格)中改正 (五)一二七

- 第七十號 南門洲浮標舊位置ニ碇置 (五二二七三)
- 第七十一號 明治四十三年告示第四十五號(臺灣小學校同分教場ノ名稱及位置)中追加 (五二二七三)
- 第七十二號 明治三十九年告示第三十三號(衡器ノ一部修覆料)中改正 (五二一五〇一)
- 第七十三號 外國製造煙草定價 (六二一五〇一)
- 第七十四號 臺灣帽子検査手数料 (六二一五〇一)
- 第七十五號 臺灣總督府民政部殖產局附屬臺灣帽子検査所名稱、位置 (六二一五〇二)
- 第七十六號 臺灣帽子検査規則ニ依ル検査證ノ著色別 (六二一五〇二)
- 第七十七號 測天島郵便出張所設置 (六二一五〇二)
- 第七十八號 測天島郵便出張所電報取扱事項 (六二一五〇二)
- 第七十九號 郵便物集配事務ヲ取扱ハサル郵便局所ノ電信爲替證書配達區域 (六二一五〇三)
- 第八十號 富基角燈臺光力變更 (六二一五〇三)
- 第八十一號 大日本製糖株式會社鐵道北港線運輸營業開始許可 (六二一五〇三)
- 第八十二號 大日本製糖株式會社鐵道西螺線五間厝西螺間運輸營業許可 (六二一五〇三)
- 第八十三號 臺灣總督府港務所ノ名稱位置及管轄區域 (六二一五〇四)
- 第八十四號 臺灣總督府基隆港務所出張所設置 (六二一五〇四)
- 第八十五號 明治三十八年告示第一百五十七號(郵便爲替金居宅拂事務取扱局所ノ件)中改正 (六二一五〇四)
- 第八十六號 新設電信取扱所名 (六二一五〇四)

- 第八十七號 臺灣總督府土木部臺中配電所及同彰化分室設置 (六二一五〇五)
- 第八十八號 明治製糖株式會社鐵道崙仔線蒜頭舊南港間運輸營業延期許可 (六二一五〇五)
- 第八十九號 基隆港內浚渫區域識別用丁浮標位置變更並ニ錨船浮標設置及撤去 (六二一五〇五)
- 第九十號 明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中改正 (六二一五〇七)
- 第九十一號 臺灣總督府始政第十六回紀念ノメ、特殊通信日附印使用 (六二一五〇七)
- 第九十二號 外國製造煙草定價 (六二一五〇八)
- 第九十三號 明治三十八年告示第七十號(官鹽賣捌所業務擔當人)中變更 (六二一五〇八)
- 第九十四號 同上 (六二一五〇八)
- 第九十五號 葉煙草收納期日及場所 (六二一五〇八)
- 第九十六號 明治三十八年告示第三十三號(官鹽賣捌所ノ名稱、位置)中追加 (七二一七二五)
- 第九十七號 明治三十八年告示第七十號(官鹽賣捌所業務擔當人)中追加 (七二一七二九)
- 第九十八號 保安林指定 (七二一七二九)
- 第九十九號 太湖郵便出張所非常通信事務取扱廢止 (七二一七二九)
- 第一百號 北海道島牧郡西島牧村役場火災ノメ、書類燒失ニ付キ照會願屆等處分應答未濟ノモ、更ニ手續方 (七二一七三一)
- 第一百一號 花蓮港廳下鯉魚尾溪口間鐵道運輸營業開始 (七二一七三一)
- 第一百二號 新潟縣古志郡北谷村役場火災ノメ、書類燒失ニ付キ照會願屆應答未濟ノモ、更ニ手續方 (七二一七三二)

- 第三百三號 內地製造煙草定價 (七二七三二)
- 第三百四號 鯉魚尾溪口間輕便鐵道臺車貸下營業廢止 (七二七三三)
- 第三百五號 明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中改正 (八一九〇一)
- 第三百六號 保安林指定 (八一九〇一)
- 第三百七號 安平導標ノ内著樹ノ前方七鏈五ナル(A)標暴風ノメヲ破壞流失 (八一九〇一)
- 第三百八號 中壠郵便局電話通話事務開始 (八一九〇二)
- 第三百九號 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加 (八一九〇二)
- 第三百十號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ名稱位置及指定區域)中追加 (八一九〇二)
- 第三百十一號 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加 (八一九〇二)
- 第三百十二號 臺灣總督府發行郵便振替貯金加入者名簿一部賣渡價格 (八一九〇二)
- 第三百十三號 樹杞林郵便出張所ニ於テ郵便及電信ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (八一九〇三)
- 第三百十四號 澎湖廳下東吉嶼ニ燈臺建設 (八一九〇三)
- 第三百十五號 阿猴停車場郵便受取所ニ於テ電信及電話ノ業務兼掌 (八一九〇三)
- 第三百十六號 明治四十二年告示第三號(區ノ名稱及其區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中改正 (八一九〇三)
- 第三百十七號 明治四十三年告示第八十三號(移民指導所ノ名稱位置)中改正 (八一九〇四)
- 第三百十八號 臺東郵便局所屬成廣灣郵便出張所閉鎖 (八一九〇四)

- 第三百十九號 臺灣新聞第三千二百五十二號發賣額布禁止 (八一九〇四)
- 第三百二十號 明治三十八年告示第三十三號(官廳賣捌所ノ名稱位置)中追加 (八一九〇四)
- 第三百二十一號 明治三十八年告示第七十號(官廳賣捌所業務擔當人)中追加 (八一九〇五)
- 第三百二十二號 同變更 (八一九〇五)
- 第三百二十三號 紳章再下付 (八一九〇五)
- 第三百二十四號 明治三十七年告示第四百四十四號(電話交換加入區域)中追加 (八一九〇五)
- 第三百二十五號 明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其ノ區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中改正 (八一九〇五)
- 第三百二十六號 臺東郵便局所屬成廣灣郵便出張所事務取扱開始 (八一九〇六)
- 第三百二十七號 大湖郵便出張所電話通話事務開始 (八一九〇六)
- 第三百二十八號 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加 (八一九〇六)
- 第三百二十九號 明治四十三年告示第四十五號(臺灣小學校、同分教場ノ名稱及位置)中追加 (八一九〇六)
- 第三百三十號 同改正 (八一九〇六)
- 第三百三十一號 明治四十四年度ニ於テ下付スヘキ糖業獎勵金歩合 (八一九〇七)
- 第三百三十二號 明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其ノ區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中改正 (八一九〇七)
- 第三百三十三號 澎湖島媽宮港口浮温立標點燈休止 (八一九〇七)
- 第三百三十四號 新高製糖株式會社鐵道鹿港線運輸營業開始許可 (八一九〇七)

- 第三百二十五號 東吉嶼燈臺點火 (九二二一七)
- 第三百二十六號 糞箕湖郵便受取所設置 (九二二一八)
- 第三百二十七號 粗製樟腦、樟腦油專賣法第三條ニ依ル補償金中改正 (九二二一八)
- 第三百二十八號 鐵道運輸營業哩程改定 (九二二一九)
- 第三百二十九號 粗製樟腦、樟腦油專賣法第三條ニ依ル補償金中改正 (九二二二〇)
- 第三百四十號 北港製糖株式會社鐵道嘉義北港間運輸營業開始許可 (九二二二〇)
- 第三百四十一號 打狗電信取扱所電報發著信取扱時間 (九二二二〇)
- 第三百四十二號 鹽水港製糖株式會社鐵道圓潭仔線不定時貨物運輸營業開始許可 (九二二二一)
- 第三百四十三號 淡水港口ニ碇置ノ北門洲浮標流失 (九二二二一)
- 第三百四十四號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ名稱並其ノ位置及指定區域)中改正 (九二二二一)
- 第三百四十五號 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加 (九二二二一)
- 第三百四十六號 大日本製糖株式會社鐵道西螺線運輸營業開始許可 (九二二二二)
- 第三百四十七號 明治三十八年告示第七十號(官鹽賣捌所業務擔當人)中變更 (九二二二二)
- 第三百四十八號 嘉義廳布袋嘴ニ建設ノ警報信號標柱破損ノメ信號掲揚停止 (一〇三三七〇)
- 第三百四十九號 新高製糖株式會社鐵道和美線貨物運輸營業開始許可 (一〇三三七〇)
- 第三百五十號 曩ニ流失ノ北門洲浮標舊位置ニ碇置 (一〇三三七〇)
- 第三百五十一號 一、二等郵便局ニ於テ同郵便區市内ニ居住スル者ニ宛テタル郵便爲替金居宅拂並ニ集金郵便ニ依ル現金取立ノ事務ヲ取扱フ (一〇三三七一)

- 第三百五十二號 花蓮港屬知伯ニ乘降場設置鐵道運輸營業開始 (一〇三三七一)
- 第三百五十三號 北海道廳宗谷支廳廳舍火災ノメ未了書類燒失ニ付ノ願屆等處分未濟ノモノ更ニ手續方 (一〇三三七一)
- 第三百五十四號 基隆港內取締規則第五條ノ公ノ航路區域 (一〇三三七二)
- 第三百五十五號 基隆港內繫船標士號撤去 (一〇三三七二)
- 第三百五十六號 明治三十八年告示第七十號(官鹽賣捌所業務擔當人)中變更 (一〇三三七二)
- 第三百五十七號 阿里山郵便局設置 (一〇三三七二)
- 第三百五十八號 臺灣度量衡規則施行規則中化學用量器ノ賣下價格 (一〇三三七二)
- 第三百五十九號 臺灣總督府郵便局所郵便受付時間 (一〇三三七四)
- 第三百六十號 官幣大社臺灣神社例祭執行當日參列者資格 (一〇三三七五)
- 第三百六十一號 內地製造煙草定價 (一〇三三七五)
- 第三百六十二號 明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其ノ區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置)中改正 (一〇三三七五)
- 第三百六十三號 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ名稱並其ノ位置及指定區域)中追加 (一〇三三七六)
- 第三百六十四號 明治三十八年告示第七號(臨時臺灣糖務局糖業講習所設置ノ件)廢止 (一〇三三七六)
- 第三百六十五號 明治四十三年告示第五十二號(官設埤圳荊仔埤圳水利組合管理者)中改正 (一〇三三七六)

- 第百六十六號 明治四十四年告示第五十五號(官設埤圳獅子頭圳水利組合ハ臺灣總督府土木部長ヲシテ管理セムル件ナリ)中改正 (一〇)三三七六
- 第百六十七號 明治四十三年告示第百六十三號(臺灣總督府土木部ニ於テ打狗港出入船舶ニ信號ヲ爲ストキ標旗揚揚方)中改正 (一〇)三三七七
- 第百六十八號 明治三十八年告示第八十四號(土地登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件)中改正 (一〇)三三七七
- 第百六十九號 新設臺灣總督府作業所出張所名 (一〇)三三七七
- 第百七十號 基隆打狗兩臨時臺灣總督府工部出張所設置 (一〇)三三七八
- 第百七十一號 臨時臺灣總督府工部位置 (一〇)三三七八
- 第百七十二號 臺灣總督府作業所位置 (一〇)三三七八
- 第百七十三號 紳章再下付 (一〇)三三七八
- 第百七十四號 暴風雨罹災者御救恤 (一一)三三四三
- 第百七十五號 臺中新庄仔九曲堂兩郵便受取所設置 (一一)三三四三
- 第百七十六號 九曲堂郵便受取所電報取扱事項 (一一)三三四四
- 第百七十七號 九曲堂電信取扱所廢止 (一一)三三四四
- 第百七十八號 明治三十七年告示第百四十五號(電話呼出地域)中追加 (一一)三三四四
- 第百七十九號 樹杞林郵便出張所非常通信事務取扱廢止 (一一)三三四四
- 第百八十號 明治製糖株式會社鐵道橋仔田新墾間停車場及乘降場中名稱變更 (一一)三三四五
- 第百八十一號 後庄停車場貨物貨切車取扱廢止 (一一)三三四五

- 第百八十二號 三塊厝停車場貨物貨切車取扱開始 (一一)三三四五
- 第百八十三號 明治三十八年告示第七十號(官鹽賣捌所業務擔當人)中變更 (一一)三三四五
- 第百八十四號 明治四十三年告示第四十五號(臺灣小學校同分放場ノ名稱位置)中改正 (一一)三三四六
- 第百八十五號 中央製糖株式會社鐵道二八水南投間運輸營業開始許可 (一一)三三四六
- 第百八十六號 明治四十三年告示第四十五號(臺灣小學校同分放場ノ名稱及位置)中改正 (一一)三三五八
- 第百八十七號 安平導標(A)移設 (一一)三三五九
- 第百八十八號 保安林指定 (一一)三三五九
- 第百八十九號 船舶積量互認ノ件ニ關シ帝國政府ト露西亞國政府トノ間ニ取極ヲ爲シメルニ依リ臺灣ニ船籍ヲ有スル船舶ノ登簿噸數等ノ件 (一一)三三六〇
- 第百九十號 郵便受取所ヲ三等郵便局ニ改定 (一一)三三六〇
- 第百九十一號 本島內郵便局所中郵便ノ集配事務ヲ取扱ハサル三等郵便局ニ於テ取扱ヲ爲ササル業務ノ種別 (一一)三三六〇
- 第百九十二號 臺北舊街外十三郵便局電報取扱事項 (一一)三三六〇
- 第百九十三號 樸仔脚郵便局電話交換事務開始 (一一)三三六一
- 第百九十四號 外國製造煙草定價 (一一)三三六一
- 第百九十五號 保安林指定 (一一)三三六一

- 第百九十六號 臺灣獸疫豫防規則施行細則ニ依リ獸類及物品ノ檢疫ヲ行フヘキ港口指定 (三三三七六三)
 - 第百九十七號 明治製糖株式會社鐵道崙仔線蒜頭舊南港間運輸營業許可 (三三三七六三)
 - 第百九十八號 花蓮港廳下頭八埔ニ停車場設置 (三三三七六三)
 - 第百九十九號 外國製造煙草定價 (三三三七六四)
 - 第二百號 休燈中ノ澎湖島媽宮港口浮溫立標變更點火 (三三三七七五)
 - 第二百一號 阿緞ニ地方稅金取扱所設置 (三三三七七五)
 - 第二百二號 紳章下付 (三三三七七五)
 - 第二百三號 郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ指定ノ銀行名 (三三三七七六)
 - 第二百四號 臺北郵便局郵便區市内ニ在ル各郵便局所ニ於テ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ同市内ヲ支拂地トスル小切手受入方 (三三三七七六)
 - 第二百五號 臺灣製糖株式會社鐵道九曲堂阿緞間運輸營業廢止許可 (三三三七七六)
 - 第二百六號 保安林指定 (三三三七七六)
- 關東都督府**
- 第一號 「ベスト」豫防ノメメ汽車檢疫施行停車場名 (二二二八九)
 - 第二號 明治四十一年告示第百十七號(電話料及電話呼出料)中改正 (二二二九〇)
 - 第三號 「ベスト」豫防ノメメ汽車檢疫施行 (二二二九〇)
 - 第四號 (公表セス) (二二二九〇)

- 第五號 (同上) (三五八五)
- 第六號 (同上) (三五八六)
- 第七號 (同上) (三五八六)
- 第八號 (同上) (三五八六)
- 第九號 (同上) (三五八六)
- 第十號 四平街郵便局電話通話事務開始 (三五八六)
- 第十一號 明治四十年告示第十號(電話呼出地域)中追加 (三五八六)
- 第十二號 明治四十一年告示第百十七號(電話料及電話呼出料)中追加 (三五八六)
- 第十三號 牛家屯郵便局廢止 (三五八六)
- 第十四號 (公表セス) (三五八六)
- 第十五號 (同上) (三五八六)
- 第十六號 關東州租借地輸出入貨物及租借地以外ノ地へ輸送スル貨物ニ就キ報告書及申告書提出手續設定明治四十一年告示第五十六號(大連港輸出入貨物及滿洲內地へ輸送スル貨物ニ就キテノ手續)同第百二十號(關東州及滿洲內地輸出入貨物ニ就キ書類提出手續)廢止 (三五八七)
- 第十七號 石橋子電信取扱所時間外電報及時間外ノ至急電報ヲ取扱ハス (三五九三)
- 第十八號 (公表セス) (三五九三)
- 第十九號 (同上) (三五九三)
- 第二十號 明治四十一年告示第六十三號(電話加入區域)中改正 (三五九三)

- 第三十一號 (公表セス)
- 第三十二號 (同上)
- 第三十三號 關東都督府警察官防塞具制式
- 第三十四號 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受験者願書差出方
- 第三十五號 明治四十年告示第十九號(關東州小學校ノ名稱位置)中追加
- 第三十六號 明治四十三年告示第六十一號(小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書)中追加
- 第三十七號 大連郵便局郵便貯金ノ局待拂ヲ取扱フ
- 第三十八號 關東都督府通信管理局ニ屬スル郵便振替貯金加入者ノ口座番號ニ大連ノ文字冠記
- 第三十九號 郵便振替貯金事務ニ關シ關東都督府通信管理局ニ宛テ差出ス郵便物宛名記載方
- 第三十號 旅順水道船舶給水料金及取扱人
- 第三十一號 (公表セス)
- 第三十二號 關東都督府作業所支所設置
- 第三十三號 關東都督府作業所ヲ旅順ニ設置
- 第三十四號 (公表セス)
- 第三十五號 (同上)

- 第三十六號 (同上)
- 第三十七號 關東都督府農事試驗場金州分場設置
- 第三十八號 明治四十四年度請願調査及同巡捕費ノ件
- 第三十九號 明治四十一年告示第一百七十七號(電話料及電話呼出料)中改正
- 第四十號 關東都督府海務局旅順支局面前海岸信號柱ニ暴風警報及天氣豫報信號標揚卸
- 第四十一號 奉天郵便局奉天驛出張所設置
- 第四十二號 明治四十年告示第六十一號(經費渡切指定ノ通信官署)中追加
- 第四十三號 鳳凰城郵便局鶴冠山出張所電信事務開始
- 第四十四號 鶴冠山電信取扱所廢止
- 第四十五號 (公表セス)
- 第四十六號 熊岳城本溪湖南郵便局電話通話事務開始
- 第四十七號 明治四十年告示第十號(電話呼出地域)中追加
- 第四十八號 明治四十一年告示第一百七十七號(電話料及電話呼出料)中追加
- 第四十九號 (公表セス)
- 第五十號 (同上)
- 第五十一號 (同上)
- 第五十二號 電信及電話通話事務開始郵便所名
- 第五十三號 (公表セス)

- 第五十四號 明治四十三年告示第四十六號(關東都督府通信官署ニ於テ通信事務ニ使用スル日附印形式)中追加 (公表セス) (七二七三三)
- 第五十五號 明治四十一年告示第四十四號(旅順電氣使用規則ニ依ル電扇使用時問)廢止 (公表セス) (七二七三三)
- 第五十七號 (同上) (公表セス)
- 第五十八號 (同上)
- 第五十九號 (同上)
- 第六十號 (同上)
- 第六十一號 明治四十年告示第十九號(關東州小學校名稱位置)中追加 (公表セス) (八一九〇七)
- 第六十二號 (同上)
- 第六十三號 (同上)
- 第六十四號 關東都督府始政五周年紀念ノメテ特殊通信日附印使用
- 第六十五號 新設電信取扱所名 (七二二二二)
- 第六十六號 孟家堡電信取扱所移轉改稱 (七二二二三)
- 第六十七號 (公表セス) (七二二二四)
- 第六十八號 虎列刺豫防ノメテ汽車檢疫施行ノ停車場名 (七二二二四)
- 第六十九號 (公表セス)
- 第七十號 (同上)

- 第七十一號 牛莊稅關ハ大連ヲ虎列刺有病地ト認メ同地ヨリ來航ノ船舶ニ對シ檢疫施行ノ趣牛莊駐在日本領事ヨリ通報 (公表セス) (七二二二四)
- 第七十二號 (同上)
- 第七十三號 (同上)
- 第七十四號 明治四十一年告示第四十七號(警務署及警務支署ノ名稱位置管轄區域)中改正 (九二二二四)
- 第七十五號 定期郵便船又ハ特ニ緊急ヲ要スル船舶夜間大連港へ入港方
- 第七十六號 旅順及大連ニ關東州地方費現金取扱所設置 (一〇三三七八)
- 第七十七號 虎列刺豫防ノメテ施行ノ汽車檢疫廢止停車場名 (一〇三三七九)
- 第七十八號 (公表セス) (一〇三三七九)
- 第七十九號 (同上)
- 第八十號 (同上)
- 第八十一號 (同上)
- 第八十二號 草河口電信取扱所電報配達事務開始 (一一二五四六)
- 第八十三號 開原郵便局電話交換業務開始 (一一二五四六)
- 第八十四號 明治四十年告示第一號(電話加入登記料等ニ關スル土地種別)中追加 (一一二五四七)
- 第八十五號 明治四十一年告示第六十三號(電話加入區域)中改正 (一一二五四七)
- 第八十六號 牛莊稅關ハ大連ヲ虎列刺無病地ト認メ同地ヨリ入港船舶ノ檢疫廢止ノ趣在牛莊日本領事ヨリ通報 (一一二五四七)

- 第八十七號 大連ヨリ芝罘へ入港ノ船舶檢疫廢止ノ旨同地駐在帝國領事ヨリ通報 (二二三五四八)
- 第八十八號 電話通話取扱時間制限廢止 (二二三五四八)
- 第八十九號 (公表セズ)
- 第九十號 明治四十二年告示第百一號(製鹽監視員服制)中改正 (二二三五四八)
- 第九十一號 神戸丸西京丸兩無線電信局設置 (二二三五五一)
- 第九十二號 草河口電信取扱所ニ於テ時間外電報及時間外ノ至急電報ヲ取扱ハス (二二三五五一)
- 第九十三號 (公表セズ)
- 第九十四號 (同上)
- 第九十五號 大連灣無線電信局設置 (二二三五五一)
- 第九十六號 (公表セズ)
- 第九十七號 (同上)
- 第九十八號 (同上)
- 第九十九號 (同上)
- 第一百號 (同上)
- 第一百一號 (同上)
- 第一百二號 本溪湖郵便局橋頭鳳凰城郵便局冠冠山兩出張所ヲ各郵便局ニ改定 (二二二七六四)
- 第一百三號 大連埠頭ニ於ケル船舶ノ給水取扱方 (二二二七六四)
- 第一號 安奉線冠冠山停車場汽車檢疫施行 (二二二九〇)
- 第二號 「ベスト」流行ニ付キ遼東半島ト山東省內未開諸港トノ汽船ノ直接航 (二二二九〇)

行禁止ノ件

- 臨第三號 新義州ニ於テ「ベスト」豫防ノメニ健康診斷施行方 (三三 五九三)
- 臨第四號 大連ヨリ旅順行ノ汽車ニ乗込マントスル清國人乗車方 (三三 五九三)
- 臨第五號 金州普蘭店停車場汽車檢疫施行 (三三 五九四)
- 臨第六號 上海港務部ニ於テ大連及滿洲諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫施行 (三三 五九四)
- 臨第七號 臨時防疫本部設置 (三三 五九四)
- 臨第八號 「ベスト」豫防ノメニ朝鮮總督府稅關ニ於テ滿洲其他北清地方ヨリ病毒汚染ソ虞アル物品輸入禁止 (三三 五九四)
- 臨第九號 汕頭海關道及領事團ニ於テ芝罘及滿洲各港ヨリ入港ノ船舶檢疫施行 (三三 五九四)
- 臨第十號 香港總督ニ於テ芝罘、秦皇島、大連、牛莊ヲ傳染病流行地ト認定 (三三 五九五)
- 臨第十一號 惡疫流行地ヨリ出發スル船舶入港許可方改定 (三三 五九五)
- 臨第十二號 惡疫流行地ヨリ天津及秦皇島へ入港ノ船舶停船期間 (三三 五九五)
- 臨第十三號 滿洲其他「ベスト」流行地ヨリ來ル船舶檢疫ノメニ芝罘へ停船期間 (三三 五九五)
- 臨第十四號 香港ニ於テ關東州ヨリ入港ノ船舶檢疫施行 (三三 五九六)
- 臨第十五號 內水路航行規程ニ依リ大孤山ニ赴ク汽船ハ必ス安東縣ヲ經過スルヲ要ス (三三 五九六)
- 臨第十六號 臨時防疫部ノ事務奉天警務署內ニ於テ取扱フ (三三 九四二)
- 臨第十七號 芝罘、大連及滿洲各港ヲ傳染病流行地ト認シ船舶檢疫施行並ニ輸入禁止品名 (三三 九四二)

臨第十八號 威海衛ニ於テ大連ヨリ來航ノ船舶ニ患者ヲ有セサルトキハ停船ヲ
命セス上陸許可ノ件 (三) 九四三

臨第十九號 膠州灣ニ於テ大連ヨリ入港ノ船舶檢疫ヲ受ケ異狀ナキトキ直ニ進
行シ得ル件 (三) 九四三

臨第二十號 廣東港檢疫假規則 (三) 九四三

臨第二十一號 大連ニ於ケル「ペスト」病流行終熄ニ付キ大連及旅順ヨリ天津及秦
皇島へ入港ノ船舶檢疫ノ後停船免除ノ件 (三) 九四四

臨第二十二號 旅順及大連ヨリ芝罘へ入港ノ船舶停船ヲ要セサル件 (三) 九四四

臨第二十三號 上海港務局ニ於テ鼠族輸入防止規則發布ノ件 (三) 九四五

臨第二十四號 歐洲ヨリノ旅客ニシテ途中下車セサル旨大連檢疫官ノ證明アル者
上陸スルヲ得ル件 (三) 九四六

臨第二十五號 大連及旅順ヨリ天津、芝罘、營口へ入港ノ船舶檢疫免除方總稅務司
ヨリ關係諸港ノ稅務司へ訓令ノ譯文 (三) 九四六

臨第二十六號 大連、天津、秦皇島ヨリ上海へ入港ノ船舶檢疫ニ關スル在上海總領
事ノ通報 (三) 一一三〇

臨第二十七號 芝罘ヨリ入港ノ船舶停船檢疫免除ニ關スル在天津總領事ノ通知 (四) 一一三一

臨第二十八號 防疫會議ニ於テ歐洲ヨリ直行ノ一等客ニシテ健康證明書ヲ付與セ
ラレタル者ヲ五日間停留ト同様ノ效力ヲ有セシムル旨在上海總領
事ノ電報 (四) 一一三一

臨第二十九號 芝罘、天津、秦皇島及山東内地各港登州府、龍口ヲ「ペスト」流行地ト
認定シ右諸港ヨリ入港ノ船舶ニ對シ檢疫豫防ノ規則施行ノ旨在牛
莊領事ノ通知 (四) 一一三二

臨第三十號 安東及大東溝檢疫規則並安東大東溝輸入品取締規則在安東領事ノ
通報 (四) 一一三三

臨第三十一號 營口ニ於ケル船舶檢疫ニ關スル在牛莊領事ノ電報 (四) 一一三六

臨第三十二號 膠州灣ニ於ケル防疫ニ關スル同總督ノ告示 (四) 一一三七

臨第三十三號 「ペスト」豫防ノ件ニ關スル港灣告示中更ニ海關監督官及各條約國
領事ノ是認シタル防疫施設及改正ノ告示ニ付キ在上海總領事ノ通
報 (四) 一一三七

臨第三十四號 芝罘ヨリ入港ノ船客ナキ汽船ニ對シ該船員ノ檢疫ヲ了ヘタル後上
陸ヲ許可スル件ニ付キ在安東領事ノ通報 (四) 一一三九

臨第三十五號 臨時防疫部移轉 (四) 一一三九

臨第三十六號 「ペスト」地ヨリ天津及營口ニ赴ク労働者ニ對シ隔離所ヲ設ケ健康
診斷ノ上證明書ヲ與ヘ渡航セシムル旨芝罘帝國領事ヨリ電報 (五) 一一七三

臨第三十七號 直隸省及滿洲各港ヨリ芝罘へ入港ノ船舶乘客ニ對スル一切ノ檢疫
手續解除ノ旨芝罘帝國領事ヨリ電報 (五) 一一七四

臨第三十八號 汽船ニ對シ防疫ノメ直接内水へノ航行禁止制限撤廢ノ旨大連關
署稅務司ヨリ通知 (五) 一一七四

- 臨第三十九號 天津、秦皇島及旅順、大連ヨリ來ル船舶ニ對シ臨時檢疫規則上ノ制限解除ノ旨を牛莊領事ヨリ電報 (五)二七四
- 臨第四十號 「ベスト」豫防ノタメ施行ノ汽車檢疫廢止 (五)二七四
- 臨第四十一號 天津秦皇島、芝罘、大連、旅順及登州府、龍口等ノ山東諸港ヲ無疫地ト認メ右諸港ヨリ來ル船舶ニ對スル臨時檢疫規則廢止ノ旨を牛莊帝國領事館ヨリ通報 (五)二七五
- 臨第四十二號 大連、旅順、牛莊、安東及芝罘ヨリ上海へ入港ノ船舶ニ對シ施行シ來ル防疫ニ關スル取締解除ノ旨を上海帝國總領事ヨリ電報 (五)二七五
- 臨第四十三號 汕頭港臨時檢疫規則中天津(太沽ヲ含ム)、芝罘及滿洲諸港ニ對スル檢疫手續改正ノ旨を汕頭帝國領事ヨリ通報 (五)二七五
- 臨第四十四號 滿洲諸港、天津、太沽、秦皇島及芝罘ニ對スル檢疫解除ノ旨を汕頭帝國領事ヨリ通報 (五)二七七
- 臨第四十五號 芝罘其他ノ山東諸港ヨリ入港ノ船舶ニ對シ檢疫撤廢ノ旨を天津帝國總領事ヨリ通報 (五)二七七
- 臨第四十六號 鴨綠江共同防疫廢止後朝鮮側檢疫方法變更及實施ニ付キ安東臨時防疫支部長ヨリ報告 (五)二七七
- 臨第四十七號 廣東ニ於テ北清地方ヨリ入港ノ船舶檢疫廢止ノ旨を廣東帝國總領事ヨリ通報 (五)二七七
- 臨第四十八號 芝罘及山東省内地發生ノ「ベスト」病終熄ニ付キ防疫設備撤廢セ (五)二七八

- 臨第四十九號 シル、旨を芝罘帝國副領事ヨリ通報 (五)二七八
- 吉林地方「ベスト」病終熄ト見做シ防疫ニ關スル事務取扱方在吉林帝國領事ヨリ通報 (五)二七八
- 臨第五十號 芝罘經發朝鮮へ入港スル船舶ノ一等客檢疫ノ上陸許可ノ旨朝鮮總督府警務總長ヨリ電報 (五)二七八
- 臨第五十一號 松花江貨客臨時衛生規則制定實施ノ旨を哈爾濱帝國總領事ヨリ通報 (六)二五一
- 臨第五十二號 上海ニ「ベスト」發生ノ件 (八)一九〇七

群馬縣

- 保編第一號 保安林編入 (九)二二五
- 保編第二號 同上 (九)二二五
- 保編第三號 同上 (九)二二五
- 保編第四號 同上 (九)二二五
- 保編第五號 同上 (九)二二五
- 保編第六號 同上 (九)二二五
- 保編第七號 同上 (九)二二五
- 保編第八號 同上 (九)二二五
- 保編第九號 同上 (九)二二五
- 保編第十號 同上 (九)二二五

茨城縣

保編第一號 保安林編入

(七)一七三三

靜岡縣

保編第一號 保安林編入

(一一)二五五一

岐阜縣

保編第一號 保安林編入

(一〇)三三七九

保編第二號 同上

(一一)二七六五

長野縣

保編第一號 保安林編入

(九)一一七五

保編第二號 同上

(九)一一八〇

保編第三號 同上

(九)一一八五

保編第四號 同上

(九)一一八九

保編第五號 同上

(九)一一九二

保編第六號 同上

(九)一一九六

保編第七號 同不編入

(九)一二〇二

保編第八號 同編入

(九)三三〇二

保編第九號 同上

(一〇)三三八一

保編第十號 同上

(一〇)三三八五

保編第十一號 同上

(一〇)三三九〇

保編第十二號 同上

(一〇)三三九四

保編第十三號 同上

(一〇)三三九八

保編第十四號 同上

(一〇)三四〇三

保編第十五號 同上

(一〇)三四〇七

保編第十六號 同上

(一〇)三四一一

保編第十七號 同上

(一〇)三四一五

宮城縣

保編第一號 保安林編入

(八)一九〇七

保編第二號 同上

(八)一九〇八

福島縣

保編第一號 保安林編入

(一〇)三四一九

山形縣

保編第一號 保安林編入

(一一)三五五四

保編第二號 同上

(三)二七六六

岡山縣

保編第一號 保安林編入

(四)三三〇七

保編第二號 同上

(五)三三三八

保編第三號 同上

(三)二七六六

山口縣

保編第一號 保安林編入

(一)二五五六

德島縣

保編第一號 保安林編入

(三)二七六七

香川縣

保編第一號 保安林編入

(一)二五五六

高知縣

保編第一號 保安林編入

(一〇)四一〇

熊本縣

保不編第一號 保安林不編入

(三)二七六七

保編第一號 同編入

(三)二七六八

沖繩縣

保編第一號 保安林編入

(六)二二三三

保編第二號 同上

(三)二七六四

諭
告

新加坡丁加奴
第四 四號

〇四二

法令全書

諭告

朝鮮總督府

十一月一日 朝鮮教育令施行ニ付キ教育方針及施設要項

三

一

附
錄

法令全書附錄目錄

同	四月四日官報	亞米利加合衆國行勞動者ノ制限及取締ニ關スル宣言	(四)	月	一
上	日米通商航海條約中及議定書中ノ修正並該條約ノ解釋ニ關スル往復文		(四)		一
同	五月六日官報	日英難破船費用償還約定廢棄ニ關スル往復文	(五)		三
上	日英新通商航海條約談判中ノ聲明及說明		(五)		三
同	五月二十日官報	清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約批准交換證書	(五)		四
同	七月十三日官報	日本瑞典間通商航海條約及特別相互關稅條約調印始末書	(七)		五
上	日英協約		(七)		五
同	日獨新條約談判中ノ合意		(七)		六
上	領事官ノ職權等ニ關スル日本獨逸間暫定取極		(七)		七
上	通商ニ關スル日本瑞西間暫定取極		(七)		八
上	通商ニ關スル日本和蘭間暫定取極		(七)		九
上	通商ニ關スル日本丁抹間暫定取極		(七)		九
上	日加通商關係ニ關スル日英暫定取極		(七)		一〇
上	日加通商關係ニ關スル日英暫定取極		(七)		一〇
上	通商ニ關スル日本白耳義間暫定取極		(七)		一一

同	上	通商ニ關スル日本伊太利間暫定取極	(三)	七	二
	上	通商ニ關スル日本埃地利洪牙利間暫定取極	(三)	八	二
	上	八月十八日官報 日露鐵道及汽船貨物直通運輸ニ關スル協約	(三)	八	三
	上	八月二十六日官報 佛領印度支那ニ關スル日佛間宣言書	(三)	八	三
	上	十一月十五日官報 國境列車直通運輸ニ關スル日清協約	(三)	八	四
	上	十二月二十七日官報 通商ニ關スル日本埃地利洪牙利間暫定取極	(三)	八	五

陸軍省

神奈川縣知事照會	官立公立小學校ノ教職ニ在ル者ノ兵役ニ關スル件	(三)	二
----------	------------------------	-----	---

十二月二十二日官報	明治四十四年度第二豫備金支出	(三)	一七
-----------	----------------	-----	----

同	上	在外公館電信料外十七件明治四十四年度豫算超過及豫算外支出	(三)	一八
---	---	------------------------------	-----	----

同	上	朝鮮總督府特別會計明治四十四年度第二豫備金支出	(三)	一九
---	---	-------------------------	-----	----

同	上	朝鮮總督府風水害復舊費外三件明治四十四年度豫算外支出	(三)	一九
---	---	----------------------------	-----	----

同	上	臺灣總督府特別會計明治四十四年度第二豫備金支出	(三)	二〇
---	---	-------------------------	-----	----

同	上	臺灣總督府風水害復舊費明治四十四年度豫算外支出	(三)	二〇
---	---	-------------------------	-----	----

同	上	關東都督府特別會計明治四十四年度第二豫備金支出	(三)	二〇
---	---	-------------------------	-----	----

同	上	關東都督府ヘスト防遏費明治四十四年度豫算外支出	(三)	二〇
---	---	-------------------------	-----	----

同	上	東京帝國大學特別會計明治四十四年度第二豫備金支出	(三)	二一
---	---	--------------------------	-----	----

同	上	京都帝國大學特別會計明治四十四年度第二豫備金支出	(三)	二一
---	---	--------------------------	-----	----

同	上	九州帝國大學火災復舊費明治四十四年度豫算外支出	(三)	二二
---	---	-------------------------	-----	----

十二月二日官報	人口動態	(三)	二三
---------	------	-----	----

72-53

四十四号 册 五













